常設研究

龍谷大学図書館所蔵の真宗古文献の翻刻・研究

主任　龍溪章雄

研究員　殿内恒
井上善幸
高田文英
井上見淳
佐々木大悟
能美潤史
打本弘祐

序言

龍谷大学に蔵される膨大な古文献の中から、今まで未翻刻・未発表となっているものを取り上げ調査・紹介するのが、本研究プロジェクトの目的である。今回は、真宗史上において最大の教義論争事件となった「三業惑乱」の、その前哨戦と位置づけられる「越後法論」について着目し、重要な関係史料である『評偽弁』『弾評偽弁』の二点を取り上げた。本論は、前半部分に《研究報告篇》として「越後法論」という事件の真宗史上における位置づけについて論じ[1]、後半部分は《史料翻刻篇》として、両史料の翻刻を掲載した。なお、《研究報告篇》についてはとく

に井上見淳氏を煩わせた。

（龍溪章雄）

《研究報告篇》

01　越後法論について
02　事件の経緯
03　慧琳の裁定
03―1　了専寺に対して
03―2　久唱寺に対して
04　教誡をめぐる論争　―『評偽弁』と『弾評偽弁』―
04―1　論点一について
04―2　論点二について
05　事件の背景―北越という地域性―
06　結びにかえて―越後法論の傷跡―

《史料翻刻篇》

翻刻史料の書誌概観
翻刻『評偽弁』と『弾評偽弁』

01　越後法論について

明和三（一七六六）年、越後国蒲原郡にある東派[2]所属の了専寺が、本山に同所同派の久唱寺が異義を唱えていると訴え出た。これに端を発して、対する久唱寺側からも了専寺の理解が異義である訴えが本山に度々おこされた。そして、最初に本山へ国許の異義を訴えたこの了専寺の主張した理解こそ、実は、後に真宗史上最大の論争を引き起こす三業帰命説（以下、三業説）そのものであった。時期としては、功存（一七二〇～一七九六）が龍養の異義を糺した宝暦一二（一七六二）年から四年後、『願生帰命弁』刊行から二年後というかなり早い時期であり、『願生帰命弁』への痛烈な反論をなし、騒動の実質的な火付け役となった東派宝厳（生没不詳）の『興復記』刊行（天明七《一七八七》年）からは、実に二十一年も前に当たる。

この訴えについては、本山も捨ておくことができなくなり、時の講師、理綱院慧琳（一七一五～一七八九）を中心に双方から足かけ三年、二十数回にわたる聴取を行い、両者の偏頗を指摘して裁定を行った。

ところが事件はそれで終わらなかった。慧琳の出した裁定を不服として、越中の西派、芳山善意（一六九八～一七七五）がその裁定に対し逐一反論を試みたのである。それが『評偽弁』である。すると慧琳はその『評偽弁』にこたえて『弾評偽弁』を著し、反論をおこなった。つまりここに至って、この論争は東西二派の論争へと発展を見せたのである。すなわち本論で取り上げた史料は、この二つの史料である。

さて、この論争の真宗教学史上における位置を確認してみると、この論争は、三業説の北越一帯におけるかなり早い時期での広がりを、しかも東派への伝播という興味深い事象として伝えている。そして東西両派の論争へと発展したという構図は、後に東派宝厳の批判に対して、西派の学僧が一斉に反論して始まった三業惑乱におけるそれと似ていると言い得る。慧琳の裁定は、おそらく当時第一級の学匠が、三業説へ本格的に反論した文字通りの「嚆矢」と位置づけうるが、そこには慧琳独特の興味深い論理展開があり、それもまた後に影響を残した。この事件については水谷喜[3]『異安心史の研究』を筆頭に、幾つかの先行研究が簡潔に触れているが、この事件の、地域的な背後関係や後に与えた影響など、詳しくはいまだ未検討といってよい。本論はこうした視座から、この論争の真宗史上における位置づけを具体的に明らかにしようとするもので

ある。

02　事件の経緯

この事件の経緯については、龍谷大学所蔵の『越後御教誡』『明和年中越後法論記』等の史料に詳しい。いま、それらの史料をもちいて、しばらくまとめてみよう。

事の発端は、明和三年の二月一七日、越後小須戸町の名主、五右衛門宅に久唱寺道懐が一泊して法談をおこなったことにある。そこには了専寺方の門徒が多数いた。彼らの領解からすれば、道懐の話は「悪言を以て罵辱いたしたる」ように聞こえたようで、彼らはすぐに了専寺へ出むいて、そのことを住職の寂賢へ伝えた。すると寂賢はすぐに道懐に対して、面談を強く申し入れてきたのである。

そこで、両者が五右衛門宅にて面談した所、争点となったのは「末代無智章」における「一心一向に仏たすけたまへと申さん衆生をば」（五、一七七）[4]の理解であった。すなわち久唱寺は、この「たすけたまへと申さん」の「申す」とは、「たすけたまへ」と意業で領解する意味だと述べたのに対し、了専寺はこれを、文字通り「たすけたまへ」と発語（申す）する意味であるとし、ひいては身・口・意の三業を揃えて帰命する意味だというのである。結局、相違の程度が大きく折り合いが付かず、この時は双方共に相手方へ自らの領解を書き付けるように依頼して別れている。

同年三月、了専寺が先に動いている。三条御坊に対して前住上人（真如）七回忌のために上洛すると伝え、本山へ出向くと国許の状況を訴え、御書の下附を願いたいと申し出た。いったん御書の御免をこうむったものの、本山は風聞によって御書を下附すればかえって混乱する嫌いがあるとのことで撤回し、三条御坊の輪番、成就坊へ聞き取りを指示した。そこで成就坊が小吉組（久唱寺所属）・大川組（了専寺所属）法中へそれぞれ聞き取りした所、やはり法義は一味ではなく、本山からお糺しを被りたいとのことだったので、成就坊が、それならば本山へ御糺しを願い申し出るがよいと伝えている。

（争点）「末代無智章」「一心一向ニ仏タスケタマヘト申サン衆生ヲハ」の理解

○久唱寺…「タスケタマヘ」と意業で領解するの意味

○了専寺…「タスケタマヘ」と発語する意味
（三業説）　→意業の領解（たすけたまへとたのむ）のまま、
口業で発語し、身業は礼拝

これを受け久唱寺側は、九月に上小吉組の長善寺、善興寺、等運寺、伝法寺・勝念寺ほか、実に七十八ヶ寺もの連判状をととのえ上京している。また了専寺が属する大川組からも、了専寺に与しない正願寺・名願寺・明哲寺・伝哲寺・即成寺・行順寺の六ヶ寺の総代として、正願寺・明願寺が上京している。

一方、了専寺側は先の上洛から十月にいったん帰国したものの、相手方が次々と本山へ訴えたことで、今度は召し出されて、翌年明和四年二月に仲間と再度上京している。これにより双方から口上書と領解書が提出され、吟味が開始された。時の宗主は乗如、講者は理綱院慧琳、嗣講は開轍院随慧（一七二二～一七八二）であった。

慧琳たちは、四月六日から双方を別々に呼び出して聞糾を開始し、五月に上壇の間に双方を呼び出し示談に及んだ。ところが両者は対決を切望しており、それなしの御裁許では承知できないと言い始めた。これに加えて、この時集会所が多事だったこと、口上書・領解書と実際の言上とで齟齬が見られたこと等、いくつかの点で混乱したため示談は不調に終わり、審議は一時中断となった。

その後、両者は六・七・八・閏八・九・十月と百七十日に渡って沙汰なくおかれている。十一月に入ると、了専寺、久唱寺他、関係寺院が召し出されて聞き取りが再開された。それは、十一月十四・十五・十七・十八の四日間、さらには翌年の明和五年、二月十三・十四・十六・十七・十九・二十・二十三・二十五の八日間、すなわち計十二日間に及んで行われている。

そして最終日の二十五日には、両者の立論に不利と思われる文証に対して回答が求められ、久唱寺に八箇条、了専寺に十二箇条の尋問書が渡された。

久唱寺は二月二十八日に答書を提出したが、久唱寺側にはさらに名願寺、正願寺にも同じ尋問書が渡され、両寺は三月一日に答書を提出した。それぞれ提出の翌日に慧琳・随慧両名が評を加えている。また了専寺は三月一日に答書を提出し、翌日慧琳一人が評を加えている。

これを経て六月二十八日に実信坊から両者への御裁断が読み渡された。結果は、両者とも正義の安心にあらずとの申し渡しであり、七月二日に円重寺が使僧となり御教誡書が下されたのであった。

03　慧琳の裁定

では、ここから慧琳の裁定について見ていきたい。[5] 裁定は十二箇条からなっており、一～四は総論、五～七は了専寺に、八～十一は久唱寺に、十二はふたたび両者に対して、という構成となっている。

03―1　了専寺に対して

まず了専寺に向けた批判はおよそ次の二点である。

《論点》
一、「たすけたまへ」の発語を勧める点について
二、帰命が三業にわたるとする点について

一について、そもそも了専寺側は末代無智章における「たすけたまへと申さん」の「申す」を根拠にして

先づ弥陀をたのむと云ふに付て、衆生の機、万差なれば、たのみ奉る信心ばかりにて往生するものもあるべし。又ものの云はるるものは、心にたのみ奉りて、口に「仏、助けたまへ」とまうしたりとて、苦しかるまじ、と存候旨申上候。

と述べ、何か事情がない限り、ものの言える者は「仏たすけたまへ」と発語して差し支えあるまいと弁明していた。この「たすけたまへ」と発語するという特徴的な主張は、「御文」で多用された「仏たすけたまへ」とは、梵語の「南無阿弥陀仏」を、蓮如が「たすけたまへ（南無↓度我・救我の義）」「仏（阿弥陀仏）」と対応させて創出した和製名号だとする考え方による。(6) これは既刊の『願生帰命弁』や、後に刊行される善意『白糸篇』（天明一〈一七八一〉年）、玄仗『弾妄釈疑篇』（寛政一〈一七八九〉年）等にみられる三業派諸師の基本的論法の一つであり、この論理により「たすけたまへ」の発語を、称名念仏として正当化するのである。

この了専寺の主張に対し慧琳は、法然の

又云、南無阿弥陀仏といふは別したる事には思べからず。阿弥陀ほとけ我をたすけ給へといふことばと心えて、心にはあみだほとけたすけ給へとおもひて口には南無阿弥陀仏と唱るを三信具足の名号と申也（『法然上人行状絵図』巻二一、『法然伝全』一一二）

との言葉や、親鸞の「消息」にある「南無阿弥陀仏とたのませたまひて」（二、七七四）などを根拠に、「心の信心を口にあらはすたのみ様は南無阿弥陀仏也」という。そして「末代無智章」の当該箇所についても、

「仏たすけたまへとまうさん」とあるは、口に南無阿弥陀仏とたのむことを仰せられたると明白也。

として、南無阿弥陀仏の称名の意味であるとする特徴的な理解を示し、「仏助け給へと云ふ和語の口上は、万行円備の嘉号と云うべきや」と批判を加えている。

さて二点目の、帰命が三業にわたるとする点について、慧琳は

其方共は帰命は三業に亘る。…中略…意業の帰命より、身業にも口業にもあらはるる旨申上候。此義、一応道理あるに似たれども、当流に「三業帰命」と云ふ御沙汰これなき珍しき名目也。悲願の信行の外に、身業帰命までを取り揃へて、之をもて往生を定得する様、心得たる條、大なる誤也。

と述べ「一応道理あるに似たれども」と言いつつも「三業帰命」という珍しき名目は使うべきではないとし、悲願の信（三心・意業）行（十念・口業）の他に、身業まで揃えるように言うのは謬りだと述べる。

ちなみに、先述の、何か事情がない限り三業帰命するように了専寺側が主張していた、あの言い方も、すでに功存の『願生帰命弁』において、

さまざまの縁にへだてらるることありて、身業礼敬のかなわぬ人もあるべし。口業の発語に及ばれぬもあるべし。独り自らたのむ人もあるべし。…中略…されども、何の障縁もなからんものは、必ず必ず仏前にむかい、三業を表すべきことなり。（六左）[7]

とあるのと全く同旨である。

以上が了専寺側に向けられたおおまかな論点であるが、次に久唱寺側に対する教誡について見ていこう。

03―2　久唱寺に対して

ここから、久唱寺側に対する教誡について見ていく。慧琳は彼らの言い分を次のようにまとめている。

毎度御聞糺の処、仏助け給へとたのみ奉る心に疑ひなき信の一念に往生治定と心得て、口にあらはして如来をたのみ奉ると云ふことは、これなきことと存じ候旨申上候。其上、了専寺へ相渡し候書付にも「仏たすけたまへと申さん」とあるは意業と聴聞仕候と書顕候。「弥陀に帰命し奉ると云ふは願成就の乃至一念の信心にきはまり候。信決定のとき口称に及ばずして摂取の大益を蒙る故に、口称は往生の行に非ず」と心得候様に一辺に申上候。毎度長々と申上候へども此趣の外これなく相きこえ候。

これによれば久唱寺側は、成就文を根拠に、信の一念に往生治定するので、称名は往生の因（行）とはならない、また「たすけたまへと申さん」の「申す」も意業の領解と理解すべきであるとし、「毎度長々と申上候へども、此趣の外これなく相きこえ候」と評されている。これに対し、慧琳が論じた批判点はおよそ以下の二点である。

《論点》
一、「たのむ」とは意業のみで、口業で「たのむ」ことを否定する点について
二、本願成就文を重視して本願文を軽視しているという点について

一点目に触れるに当たっては、まず慧琳の行信理解を先に触れながら述べていきたい。彼は、この論争を通じて、称名とは口業で「たのむ」ことであり、意業で「たのむ」信心と別物ではないと、何度も繰り返して述べている。したがって彼は、「たのむ」ことを意業に限るという久

唱寺の理解を「信の方に偏る心底」と評している。

また慧琳は、法然・親鸞・蓮如と「みな口に南無阿弥陀仏と称ふるをたのむことと示し」ているといい、「末代無智章」の当該箇所も「一心一向（筆者註：信心）に、仏たすけたまへと申さん（筆者註：称名）衆生をば」と信・行をもって理解するべきで、だから三心・十念を誓った「第十八の念仏往生の誓願のこころなり」と続いているのであるとする。そうした理解によって慧琳は、久唱寺側の理解に対して、

御助け一定と疑ひ晴るるばかりを信の一念と心得て、念仏往生と深く信じて、念仏申さんと思ひ立つは、信心には非ざる様に相きこへ候。

と述べ、信について「無疑」ばかりを言い、「念仏往生を信ずる」ということに欠けるのではないかと批判するのである。(8)

次の二点目は、上述の内容を更に具体化したものである。すなわち慧琳は、久唱寺側の理解とは結局、信の一念を明かす成就文ばかりを強調して、三心・十念共に説かれた願文を軽んじていると論断する。そして彼らの領解では消化できない文として、

・弥陀の本願とまうすは名号をとなへんものをば極楽へむかへんとちかはせたまひたるをふかく信じて、となふるがめでたきことにて候なり。

（『末灯鈔』、二、七九四）

・もろもろの聖教は本願を信じ念仏をまうさば仏になる、そのほかなにの学問かは往生の要なるべきや（『歎異抄』、二、一〇六一）

・本願を信じ名号をとなふれば、その時分にあたりてかならず往生はさだまるなりとしるべし（『執持鈔』、四、二四〇）

等を挙げて、彼らは願文を浅く偽の方に、成就文を深く貴の方になすとまで評し、領解の偏りを指摘する。

最後に双方について了専寺は願文のみを、久唱寺は成就文のみを護っていると位置づけ、

往生の信行を獲得する時節を指して成就の文に「乃至一念」と設き給ふ。これ念仏して往生すると疑ひ晴れて、念仏申さんと思ひ立つ信の一念也、やがて口にあらはして南無阿弥陀仏と称ふるは、別のものにあらず、ただ一也。

とするのである。この裁定の後に乗如の消息も付せられ「御教誡」としている。

ではここで、慧琳の裁定に関する注目点を三点ほど挙げておく。

一点目は、彼が「末代無智章」の「たすけたまへと申さん」を称名念仏と理解した点である。この理解は後述するが後世、物議を醸すこととなる。

二点目は、了専寺（三業説）に対し、彼が「此義、一応道理あるに似たれども」と意業・口業の帰命について一定の理解を与えた点にも注意が必要である。つまり慧琳は、本願に信（三心）行（十念）が説かれているのだから、意業・口業でたのむことはあって当然なのに、久唱寺は口業でたのむことを廃した点に失があり、一方の了専寺側はその口業を「たすけたまへ」の発語とした点と、身業の帰命まで揃えるべき、とした点に失があると見たのである。

三点目は、教誡全体を通した傾向であるが、彼は当初、三業説の了専寺側より、むしろ信一念の業成を語る久唱寺側をより強く問題視していたのではないかと思われる点である。そうした傾向は裁定の文脈は勿論のこと、久唱寺側にだけ関係寺院にも尋問書が渡され、こちら側だけ慧琳・随慧両名から評が加えられたという事実や、乗如の消息からも読み取ることができる。それは慧琳独特の行信理解に基づく故かと思われるが、その理解は、この後に図らずも受けた善意からの批判に答える中でより鮮明になる。

04　教誡をめぐる論争―『評偽弁』と『弾評偽弁』―

この教誡から一年半ほど経た冬の頃、慧琳のもとを旧知の僧が訪れ「コレハ誰カ作トモシレサレトモ、イマ流行ノ一篇ナリ」と一冊を膝下に投じて去った。この本は『評偽弁』（龍谷大学蔵）と題され、自らが関わった先年の東派教誡に逐一反論がなされてあり、以下の後跋が置かれていた。

上来評スル処、或ハ川向ノイサカヒノヤウニ思人モアルヘシ、或ハ諍論ヲ好喧嘩買ノヤウニ云人モアルヘケレトモ、同シ祖師・蓮師ノ御流ヲクミナカラ、カカル異見アルコト、誰カ嘆セサラン。（一八左）

執筆はちょうど教誡から一年後の明和六年六月である。[9] 慧琳はその時の様子を

トキニ客去、灯ヲカカケテコレヲヨムニ、初ハ驚キ、中コロハ怒リ、終リニ笑フ。撰号ヲ載セサレトモ、篇中ニ事ヲ『白糸論』『唾面録』ニユツリシコトアレハ、作者モオホカタシラレタリ。噫嗚、彼老奴ノ弊執イマニ止マサルモ悲シ。（一右）

と序文に記し、その翌年明和七年十月、みずからこれに反論したものが『弾評偽弁』である。『評偽弁』の作者は、西派の芳山善意であることは明らかであった。ここに至ってこの論争は東西両派の対決へと構図を転じたのである。

ここで若干、芳山善意について触れておく。彼は越中西光寺の住職で、同寺先代の安貞（定）に学び、かつては後の第五代能化義教（一六九四～一七六八）と倶に並び称せられた「学国越中」を代表する英匠の一人である。自坊に「尺伸堂」という私塾を開設し、僧鎔（一七二三～一七八三）の「空華廬」と倶に多くの学生が輩出し学林で活躍した。尺伸堂は非常に厳格な規律で知られ、彼自身はまた三業説の強力な論者として著名であった。彼の著した『白糸篇』は殊に三業説を詳説しており、惑乱騒動後に絶版処分となり、尺伸堂も衰退した。

ところで、善意は慧琳を「偽者」と呼び、反対に慧琳は善意を「僻弁者」と呼んで激しく主張を闘わせている。論点は多岐に及ぶが、大きくは以下の二点であろうと思う。

《論点》

一、三業説と、「たすけたまへ」の発語の妥当性について

二、「念仏往生」と信じるのか、「たすけたまへ」と願生するのかという点について

04－1　論点一について

一点目について、まず善意が『評偽弁』において次のように批判する。慧琳は、称名とは口業でもって弥陀をたのむことであり、そこから「たすけたまへと申さん」とは称名の意味であると理解したが、そもそも「御文」に、弥陀をたのむことを称名だと示した根拠が存在しないという。そして善意は、三業を用いる根拠として

マタ『改悔』ノ文言ニ、「一心ニ阿弥陀如来、今度ノ我等カ一大事ノ後生、御助候ヘトヒシトタノミ奉テ候」トイヘル、皆タタ意業・口業共ニタスケ玉ヘトタノムヲ以テ当流ノ安心ト定メ玉ヘリ。是コソ最モ明白ト云ヘシ。（二右）

と述べ、意業・口業共に「たすけたまへ」を用いる「最も明白」な根拠として「改悔」を取り上げる。また了専寺方が「たすけたまへ」を和製名号とする理解に対して、慧琳がそれに万行円備しているといえるのかと批判した点について、善意は、梵語に万行円備していれば和語であっても当然とし、翻訳を認めないならば経典にも何の功徳もないではないかと批判する。そして、

経ハ天竺ニテ説玉ヘハ、梵語ニテ唱ルハツナリ。当流ノ御教誡ハ正ク日本人ニ対シテオシヘ玉フ故ニ、和語ニテ「助ケ玉ヘ」ト示シ玉ヘリ。（四右）

と述べ、名号ではなく「たすけたまへ」と発語する正当性を説明するのである。

そして善意もまた、何か事情のない限り三業で帰命すべし、という三業説伝統の立場を主張しているが、彼は『論註』「帰命必是礼拝」（一、四五三）の釈や「定善義」「彼此三業」の釈（一、七四八）等を用いて、「三業相応は必然の理なり。内に誠あれば色外に顕る」という表現でその妥当性を説明している。

さて、こうした善意の批判に対し、慧琳は『弾評偽弁』にて以下のように答える。まず弥陀をたのむことを称名と示した根拠がないとされた点について、蓮如の

一切ノ仏・菩薩モモトヨリ弥陀如来ノ分身ナレハ、ミナコトコトク、一念南無阿弥陀仏ト帰命シタテマツルウチニミナコモレルカユヘニ、オロソカニヲモフヘカラサルモノナリ。（第二帖第十通、五、一一二）

との「御文」を明白な証文として提示している。次に万行円備の点について、第十七願の「我名」（一、二五）、第十八願成就文の「聞其名号」（一、四三）、「行文類」の「大行者称無礙光如来名」（二、一五）と、すべて名号で示してあり、「たすけたまへ」が「真如一実功徳宝海」とは言われていないと批判する。そしてそもそも和製名号という考え方については、「オモハス失声シテ笑フ。…中略…然ラハ汝ハ臨終マテ南無阿弥陀仏トハ称ヘサルヤ」（十八右）と批判し、「御文」に南無阿弥陀仏と出てくる時は、全部天竺の人を教化しているのかとも批判している。そして「たすけたまへ」とは

五帖一部ノ一通々々ニ仏助ケタマヘト頼メテトアルト云ハ、ミナ南無阿弥陀仏ノイハレヲ聞テ、サソトコノ名号ニ頼ミツクコトナリ。（三三左）

とあるように、「南無阿弥陀仏のいはれ」を説くものであり、称えるのはあくまで南無阿弥陀仏である旨を述べている。

また善意や了専寺方が「事情が無い限り三業帰命すべし」と主張している点については、

平生無事ナル者ノ安心ト身・口ノカナハサル者ノ安心ト二段ニワケタルコト今古比類モ無キ新義ナリ。意業ノ帰入ニテ往生スルコト平生無

為ノ者モ同シ事ナリ。何ソ身・口ノカナハサル人ノミハ意業ハカリニテコトタリ、平生無事ノ人ハ必ス三業ヲ取リソロヘトハ新寄［規カ］ニ申シナシタル自由ノ妄義ナリ。（二八右）

と述べ、身体がどうあろうが、安心とは意業での帰入であると批判するのである。次に論点二についてみていく。

04－2　論点二について

論点二では、善意の矛先は、慧琳が了専寺の主張に「一応道理あるに似たれども」として意業・口業でたのむことは認め、逆に信のみの業成を語る久唱寺に批判を加えていた、その点に対し向けられている。三業説に立つ善意の主張とすれば意外な感じもするが、彼は『評偽弁』において親鸞が信心以外に生因を挙げる例はなく、まして信と行とを並べ挙げて生因とした例はないという。親鸞が心と行と並べ挙げる時の行とは、

或ハ約仏体即行言行、或ハ自然ト多念ニ及ヒ報謝ヲ以テ行ト云トイヘリ。偽者ノ所謂、弥陀ヲタノム南無阿弥陀仏ノ口称ト云ニハ非ス（五右）

と述べ、仏体即行や報謝の称名を意味するのであり、慧琳がいうような口業で「たのむ」という意味ではないという。また慧琳が「念仏往生と信じるべき」と強調する点についても、

縦ヒ称名ハ往生ノ因ニシテ称レハ助玉フト意業ニ三信ストモ、口称セサルトキハ往生ノ因ナキカ故ニ生スルコトヲ得ヘカラス。（十右）

と述べ、「念仏して往生する（念仏往生）と信じた時に決定する」というのは、結局は念仏が一声も出ない内に往生決定しているのであり、信の内容と実際とが齟齬をきたしていると批判する。

更に、慧琳が『観経』下下品の「具足十念称南無阿弥陀仏」（一、九七）や、『唯信鈔文意』「口称を本願とちかひたまへるをあらはさんとなり」（二、七一五）等を文証に、信のみならず、口業でたのむ（称名）ことを離してはならないと強調する姿勢に対して、それは信心のみでの生因を語らない、全く称名願体家の言い分だと断じている。対する善意は、一応、信のみの業成を語るのであるが、その信とは勿論、

今家ノ正意ハ、此願心ニヨリテ往生治定ト決定シテウタカハサルヲ信心ト名ケ、生因トス。今偽者ノ所立此肝心ノ願心ナシ。何ソ生スルコトヲ得ン。コノ願心生因ヲ不知故ニ、口称ヲ以テ生因ト計ラセリ。猶シ外道ノ非因ニ同シトモ云ヘシ、アア悲哉。（二左）

とあるように、願心（たすけたまへ）を意味しており、彼はその願心もなしに往生を語るというのは外道の非因と同じとまで述べている。

さて、これらに対して慧琳は『弾評偽弁』で反論する。まず信の内容を念仏往生とする点については「タレヲ指シテ偽者ト云ヘルヤ。黒谷・高祖ヲ指スナルヘシ」（三二右）と述べ、以下の文証を提示する。

・ただ往生極楽のためには南無阿弥陀仏と申して、疑なく往生するぞと思ひとりて申すほかには別の子細候はず（「一枚起請文」、『法然上人全集』四一六）

・弥陀の本願とまうすは名号をとなへんものをば極楽へむかへんとちかはせたまひたるをふかく信じて、となふるがめでたきことにて候なり。（『末灯鈔』二、七九四）

そして「コレヲ偽者ノ安心トナセルヤ、汝カ大僻見・大悪見ノ根基タタコレニアリ。深ク慚愧スヘシ」（三二右）と痛烈に批判しているが、善意が鋭く指摘した「念仏往生と信じる一念に往生治定」という領解の、信の内容と実際との齟齬については何も答えていない。

次に善意が、願心なくして往生は成立しないと述べる点について、

・経に聞といふは、衆生、仏願の生起本末を聞きて疑心あることなし、これを聞といふなり（「信文類」、二、九四）

・信心は如来の御ちかひをききて疑ふこころのなきなり（『一念多念文意』、二、六六二）

・本願の名号は正定業なり、至心信楽願を因とす（「正信偈」、二、六〇）

等を文証として「汝ハカカル御示シヲモ外道ノ非因計因ノ類ナリト資ルヤ。其僻見オソルヘシ」（九左）と批判している。また称名願体家とされた点について「願々ニ体ヲ論スルコトハ他流ノ所立ニシテ今家ニ御沙汰コレナキコト」（三七右）と述べ、願体を論じること自体に否定的であり、善意が信心願体を正義とすることには、「汝カ骨張セシ信心願体ハ双ヒナキ大邪義ナリ」（二四右）とまで述べて反論している。

慧琳が行信を語るときの特徴は、次の「消息」を主張の核にして論じる点にある。

信の一念・行の一念ふたつなれども、信をはなれたる行もなし、行の一念をはなれたる信の一念もなし。そのゆゑは、行と申すは、本願の名号をひとこゑとなへて往生すと申すことをききて、ひとこゑをもとなへ、もしは十念をもせんは行なり。この御ちかひをききて、疑ふこころのすこしもなきを信の一念と申せば、信と行とふたつときけども、行をひとこゑするとききて疑はねば、行をはなれたる信はなしとき

きて候ふ。また、信はなれたる行なしとおぼしめすべし。（二、八四五）

彼はこの消息を根拠に信（三心）と行（十念）とは、意業と口業との違いはあっても、「たのむ」という意味で別物ではないと何度も述べるのであり、逆に善意の理解は、意業と口業を別物にして理解したものであり、「意業・口称ヲ揃ヘテ往因ヲキハムルトハ汝ニ非スヤ」（五五左）と逆に批判している。[10]

最後に両者の基本姿勢の相違として一つ指摘しておく。それは善意が自らの領解について

凡当流安心ノ鏡ハ『御文』ト云コトハ自他共許ノ公論ナリ。コノ『御文』ヲカネトシテ総シテノ御聖教等ヲ拝見シテ其意ヲ得ヘキコトナリ。（三右）

と述べ、「御文」を矩（基準）として他の聖教を理解せよという蓮如絶対主義ともいうべき姿勢を明かした点にある。対する慧琳は「何ソ祖師ノ聖教ヲ以テ自他共許立敵シテ極成ノ公論ト定メタルヤ。」（一一右）と反論している。三業説とは、すでに述べてきたように思想的には蓮如が「御文」に多用した「たすけたまへとたのむ」と「改悔」という儀礼が恐らく最大の根拠となったものと思われる。しかしそこにはまた地域性や時代性など、さまざまなファクターが複雑に相まって醸成されたように思われる。そこで次にその地域性という点にスポットを当ててみたい。

05　事件の背景―北越という地域性―

慧琳が裁定の冒頭で

越後国の義は御遁跡の御事故、法義繁昌とは相聞へ候へども、年来法義に付て異解数多有之旨、御聴に達し、御苦慮に思召され候。

と述べたように、越後地方ではそれまでもたびたび異義事件が起こっていた。この明和の越後法論で双方を吟味した記録には、その点について次のように触れている。

右両様の法義は古来、かの国に流布するところにして、延宝年中、新潟の真浄寺［自然方］能登国輪嶋浄明寺［はげみ方］の相論、貞享年中、高田の浄興寺、荒井の願生寺の諍論、みなこの趣をいたす。近来新潟正福寺隠居、不退院円策と同所吉田町永蓮寺と法義問答ありて、写本にして伝はる。

これによると、延宝年中（一六七三～一六八一）、貞享年中（一六八四～一六八七）にすでに同趣の諍論が起こっているとある。前者は『願生帰命弁』から九十年近く、後者は八十年近く遡ることになるが、問題はどの程度、同趣なのかということである。筆者は一次史料を確認できていないが、『続真宗大系』第十八巻には両方の御教誡と解題とがあり、二〇一四年開催の企画展『親鸞となむの大地―越後と佐渡の精神的風土―』（新潟親鸞学会大遠忌特別事業）の図録にも解説がある。それらによれば、起行の強調という点で軌を一にする部分は認められるものの、いまだ三業説とまでは言い得ないのではないかと見ている。そして先の吟味の史料には、近来新潟正福寺の不退院円策と永蓮寺との法義問答があったことに触れているが、この引用部の続きには、この論争こそ明和の越後法論に直接的な影響をなしたものであり、円策の流れを了専寺が、永蓮寺の流れを久唱寺が受けていると指摘する。そこでこの円策について少し触れておく。

円策という人物は、著書『選択集聞香記』（龍谷大学蔵）によれば、『歎異抄私記』で有名な京都誓源寺の円智に師事して宗学を学んでおり、同門には後の東派初代講師、恵空（一六四四～一七二一）がいる。『聞香記』は宝永七（一七一〇）年執筆、享保五（一七二〇）年刊行であるが、この書には確かに三業説があらわれている。顕著なものを以下に抜き出してみよう。

・この集に第八三心章、第九四修章と列立したまふことは三心合行の時は五念も四修もみな信の部に摂す。（巻三―二一左）

・三業一致の帰命をもって如実修行と名づくるなり。　問。三業の調はざれば往生を得ざるや。答う。しからず。心、真なれば口称に及ばずして死すとも往生すべし。…中略…事の障り有りて、口称に及ばずといえども、一心に帰命せば往生決定すべきなり。事の障りの無き者は偏に口称の帰命に及ばざるに執せば甚だ誤りなり。（巻三―二四丁左）

はじめの文における「三心合行」とは、「三心と行とを合する」という帰命の一念における行をあらわした名目で、了専寺方が盛んに用いて、慧琳に「三心合行抔申す名目、重て取扱申間敷候」と批判されたものである。また次の文では明確に「三業一致の帰命を如実修行と名づく」といい、後の問答の「事の障り無き者」云々は、すでに本論で何度か言及した三業説伝統の言い分である。『聞香記』が『願生帰命弁』の五十年以上前の執筆であることを思い合わせると、この事実は、三業説のルーツと伝播という点で一つの驚きを与える。いまだ全体に素朴なものを感じさせるが、この時点ですでに三業説が教学化されつつあることを認めうるのである。

この北越という地域性についてもう少し見てみると興味深い指摘がある。すなわち『帰命弁問尋』（功存に対して、道粋・僧樸・泰巌（慙栄）

らが『願生帰命弁』刊行の前年に出した質問状）における三業説に関する次の指摘である。

栄公は、北国のすじにはたのむすがたの有無をあらそふゆゑ、この教誡あるやらん。上方にはたのみ申すと云は、一同によろこびて口に出し、声に出すの有無を論ずることなければ、あながち此ありとも障りなからんか、とも申され候。（『真宗全書』六二、一一）

ここで泰巖（栄公）の言葉として紹介してある言葉は、「北国のすじにはたのむすがたの有無をあらそふ」から、「この教誡」すなわち『願生帰命弁』のような教誡となったのだろうか、と地域的な傾向に絡めて言及されており、この時点において泰巖の「あながち此ありとも障りなからんか」という一種の「惑い」が見て取れる。また慧琳も『弾評偽弁』において、同じく三業説とは「北国に伝はる大邪義なり」（二九右）と述べている。

さらに、この「北国」という点について興味深い情報を与えるのが、香月院深励（一七四九～一八一七）「末代無智講義」の指摘である。

世上に写し伝ふるところの『雪窓随筆』と題する御文の註釈あり。…中略…今云当時世上に流布する三業の根本はこれなり。この随筆の作者雪窓老人は『帰命弁』の作者功存の先住なり。且つ師匠にして越前国平乗寺恵鐫と云ふ者なり。『阿弥陀経弊帚録』を著す。恵鐫の師は同国偏歛と云ふ者なり。『安心決定鈔掇江記』を著す。この偏歛こそ三業帰命の元祖なり。三業帰命はもと西六條学林相承の説にあらず。その伝、功存より初まる。功存は慧鐫より伝へ、慧鐫は偏歛よりつたふ。偏歛の師は『大経』の会疏を著する峻諦より伝ふるなり。蓋しこれ三業帰命の濫觴なり。

ここで深励は、功存の師で平乗寺の前住慧鐫（一六九四～一七五一）が著した『雪窓随筆』を「三業の根本」といい、更に遡って慧鐫の師「偏歛」を「三業帰命の元祖」と表現し、更に遡及して峻諦は「三業帰命の濫觴」と表現している。ちなみにこの「元祖」といわれた「偏歛」とは、『願生帰命弁』の「種本」を執筆した卞関（一六七六～一七三八）のことである。[11] そして注目すべきは、ここに出てきた三人がすべて越前の出身者という点である。

以上のことから指摘できることは、一八世紀前後から、北越一帯（北国）に三業説と関わる異義が頻出しているという事実は、他の地域には見られない特異な傾向だということである。そして三業説の論者が越前を中心に北越一帯に広がっているという事実は、三業説の成立に、やはり特定の「地域性」が深く関わっていることを示唆している。しかも異義発覚の時点ですでに「信仰」と成っているという点は、自ずからその

始点を更に遡らせることを意味する。これらの理由を含めた検討は別稿に譲る。

06　越後法論の傷跡　―結びにかえて―

教学史的にみれば、三業派とは批判を受けることで、より強固な教学を形成していった面を有しているが、対する非三業派の論究はそれを遙かに上回る高精度で先鋭化し、おそらく大瀛の『横超直道金剛錍』をもってそれが頂点に達し、三業説はやぶれた。そうした流れの中で考えると、本論で取り上げた明和の越後法論における慧琳の裁定とは、序でも述べたように、三業説に対して当時第一級の学匠が放った文字通りの「嚆矢」であり、教学史上、注目すべきものがある。最後に、この一件が後に与えた影響について四点ほど触れ、本論の結びとしたい。

一点目は、慧琳の教誡とは西派学林にとって、東派の大きな画期と捉えられたようで、茨洲『排謬翼宗篇』にはこの教誡をもって「東派の安心已に一変せり」と評されており、これまでの蓮如による理解（筆者註：自説の三業説を彼らはこう位置づける）と、今度の教誡とのいずれを正とするのかと迫っている。

二点目は、明和の裁定における慧琳の行信理解について、桑谷観宇氏[12]の興味深い指摘がある。桑谷氏は、宝厳の活躍について、高倉学寮では寂定院慧敞を後盾としていたであろうことを指摘しつつ、宝厳がその著『真宗要義編』において、この明和の裁定における慧琳説を「二業頼み」として嘆き、慧琳自身にその旨を書き送った記事のある事を指摘している。この宝厳が、自派の学頭である慧琳の出した裁決に対し、直接、批判をなしたという大胆さには驚かされる。しかしながら宝厳は、西派学林の三業説に対して、舌鋒鋭く切り込んでいった一方、自派の中でも、深励たちともうまく折り合わず、後年異義に問われているが、こうした振る舞いが、派内で彼をいわば「浮いた存在」としていったのかもしれない。

三点目は、慧琳が「末代無智章」の「たすけたまへと申さん」を称名とした理解について、慧琳を支え続けた深励も当惑していたという点である。すなわち「末代無智講義」において、この「申す」の理解については、古来三説あるとして以下のように述べる。

一には口業にあらず、意業なり。心にたすけたまへと頼むことを仏たすけたまへと申さんとあり。……二には仏たすけたまへと申さんとは口に南無阿弥陀仏と申すことなり。……三には三業者流の云ところのごとく言語にあらはして仏助けたまへと申し述ぶることなりと

［云々］。此の中一家の依用は始め二義なり。第三義は堅くこれを禁ず。

彼はこの書の中で、慧琳を「先輩」と呼んで敬意を払いつつ、この第二義は越後法論の時の説として紹介している。しかしこの義のみで理解すれば、なぜ直接に蓮如は「念仏申さん衆生」と書かれなかったのかという批難を受けるので、「申す」の理解については、信（第一義）であれ称（第二義）であれ、共に名号のはたらきであり体は一つであるから、両義を用いて理解していくべきであると、少し微妙な解説を加えている（四十裏）。そして彼は『御文講義』（『新編真宗全書』六二二）では、ついに「たすけたまへと申す」が称名の意であるというのは「判じもの」のようであるとして明確に否定するに至り、たのむ一念の思いぶりを「たすけたまへ」と示した点こそ、蓮如が中興と仰がれるゆえんだと述べている。

四点目は、本山への批判対応について、後年、西派功存の『願生帰命弁』を批判した東派宝厳『帰命本願訣』について、西派が、これは異安心に対する能化の裁許であり門主の命でもあるとして、東派へ流布の停止を申し入れている。ところが東派は越後法論の時、立場が逆で同じ構図だったことを持ち出して、この申し出を拒否しているのである。[13] これも他派からの本山への批判対応という点において、越後法論が残した一つの影響であるといえる。

註

（1）《研究報告篇》については、『真宗研究』第六〇輯（二〇一六）にて発表報告した、井上見淳「真宗史上における〈越後法論〉の位置づけ」を加筆・訂正したものである。

（2）本論では、関係史料の表記に基づき、大谷派を「東派」、本願寺派を「西派」、真宗本廟（東本願寺）を「本山」と呼称する。

（3）水谷尋『異安心史の研究』（一九三四年、大雄閣）住田智見『異義史の研究』（一九六〇、丁字屋書店）、『仏教大辞彙』、『真宗大辞典』「越後法論」の項、ほか。

（4）特に断らずに（　）内に示した数字は『浄土真宗聖典全書』の巻数と頁数であり、初出のみに付した。

（5）『続真宗大系』第十八巻所収「越後了専寺久唱寺御教誡」。

（6）拙稿「〈たすけたまへと申す〉考」（『龍谷大学論集』第四八〇号、二〇一二）、「たすけたまへの浄土教」（『真宗学』第一二七号、二〇一三）、「三業帰命説の伝統に関する一考察―「たすけたまへ」の発語と「改悔」―」（『真宗学』第一二九・一三〇合併号、二〇一四）。

（7）写本や刊本の引用については引用後の（　）内に丁数と左右を示した。

（8）ただし、この教誡には、誰のものかは不明であるが、次のような但書きが付されているのが興味深い。

右御教誡には耳立つことあり、されども前に御糺しあれば、それらをよめば分ること也。依て直に此文面を以て、其侭今日用ゆることは注意すべし云々。

（9）『学僧逸伝』、『真宗大辞典』には「明和五年三月」に『評偽弁』が成ったとあるが、経緯からいってあり得ず誤記である。『浄土真宗教典志』の「明和六年六月」がおそらく正しいと思われる。

(10) 善意は更に『恵日霑露篇』(三巻)を執筆して反論しているが、紙枚の都合で触れられなかった。しかし全体『評偽弁』に加えて事新しい点はないといえる。また慧琳はその後、安永年間(一七七二～八一)は浄土宗との宗名論争のため江戸へ趣き、長期滞在となっている。

(11) 那須良彦「功存の『願生帰命弁』と卞関『帰命弁』」(『真宗研究』第五三号・二〇〇九)は卞関『帰命弁』が、功存『願生帰命弁』の「種本」となっていることを実証した。

(12) 桑谷観宇「三業惑乱史上における宝厳の地位と講師深励の苦闘」(『大谷学報』第一七巻第二号)によれば、大須賀秀堂所蔵の転写した宝厳『真宗要義編』を閲覧したとある。

(13) 『真宗安心異諍記事』(真全六八・四一一)
先年西門下僧、作レ書破二当門越後判牒一。当門下又作二弾文一報レ之。写刻雖レ異。其理維同。唯有二弘伝広狭之差一爾。今亦同レ之。西門作二答書一而可矣。
なお、この件を含めた宝厳と本願寺との対応については小林准士「三業惑乱と京都本屋仲間―『興復記』出版の波紋―」(『書物・出版と社会変容』第九号、二〇一〇)が詳しい。

(井上見淳)

《史料翻刻篇》

翻刻史料の書誌概観

まず、今回取り上げる龍谷大学蔵の二つの史料について触れておく。龍谷大学には『評偽弁』は一点、『弾評偽弁』は計三点が収蔵されている。具体的にいうと、『評偽弁』一点とは『弾評偽弁』との合本であり、その他、「弾評議辨」と題されたものが二点収蔵されているという状況である。この「弾評議辨」と題されたものは、一つには「蔵経書院本」とあり、一つには「大念寺蔵書」と書かれている。いま便宜上、それぞれを以下のように番号を付して少し紹介しておきたい。

① 合本
② 蔵経書院本
③ 大念寺蔵書本

さて①は、法量は二三。六×一六・八cmであり、墨付け七六紙、共に半葉十一行、『評偽弁』は一行およそ三〇字内外、『弾評偽弁』は一行、

およそ二七字内外であるが、それぞれで筆跡は異なっている。表紙には「評偽辨［弁］弾評偽辨」と記され、最後に「寛政元（1789）酉秋入蔵」と記されている。『評偽弁』には首題・尾題共になく、奥書に「明和八年卯十二月」とある。『弾評偽弁』には自序があるが、その最後に「明和七年十月」とあり、下に小さく「一本ニ云ク　越中現十誌」と記されている。また首題に「弾評偽辨」、尾題に「弾評義弁」とあって異なっている。その奥書には「一本ニ左ノ言アリ（改行）右此一巻者、於御教化書、有老奴為僻事書而結誹謗。猶不知来報之近依以越之中州、［少］将法名現十師任師［恵琳］之請、弾僻辨以為一帖、名為弾評義辨［云々］池出」とある。この現十とは、この「越後法論」の直前、宝暦十三年に起こった越中照善寺の異安心事件を主導したとされる人物である。また論争本という性格上、『弾評偽弁』は『評偽弁』を引用しながら書かれているが、この一本は、他の二本に比して、『評偽弁』の引用はかなり省略されている。

次に②は、法量は二三・四×一六㎝、墨付け四一紙、半葉一三行、一行あたりおよそ三三字内外、巻末には、この本の由来が「此書者江刕（州）大津鍵屋町宗徳寺所持之本也。同国今津法慶寺［江］伝来。同国辻沢村本養寺伝備右之本天保十五年甲辰萩賓、上浣（上旬の意味）借用写終。同国高嶋郡牧野邸。明意寺昇道所持［ス］」と記され、一九一四（大正三）の寄贈印が捺されている。全体に細かい字で詰めて書かれており、略字・異体字が多く見られる。『評偽弁』の引用も①よりは多い。

最後に③は、法量二三・八×一七㎝、墨付け六一紙、半葉一一行、一行あたりおよそ三十字内外である。主題尾題ともに「弾評議辨」と記す。巻末には

此御教戒之破文者、越中備美之老僧西派西光作也。名評議弁也。同再破者同国魚津少将作也。東派名弾評議弁者也。

と書かれている。三本の中でもっとも『評偽弁』を多く引用してあり、全体に丁寧に書かれている。

したがって本論では、『評偽弁』は①の合本となっているものを底本とし、『弾評偽弁』は、この③の大念寺本を底本とした。

翻刻　『評偽弁』・『弾評偽弁』

翻刻凡例

（1）『弾評偽弁』の底本は、大念寺本を用い、読解不能の場合は、適宜諸本を参照した。なお、書名中の「偽」が「議」とある箇所について

は底本の表記に従って翻刻した。

（2）底本の表記に則り、漢字仮名交じりで表記した。句読点などを適宜補い、読解の便をはかった。

（3）漢字は原則として新漢字を用いた。また「々」以外の繰り返し符号は用いず、本字で表記した。

（4）割註等の小字は前後に［　］を付して表記した。訓点は翻刻しなかった。

（5）改行については、原則として底本本文の体裁通りとした。また、割註は二行を［　］内に一行で表記した。ただし、割註により一行字数が多く、底本の一行分が、印刷上、二行にわたる場合、二行目の冒頭に＊印を付して表記した。

（6）書名には『　』を付した。また、理解の便のため、適宜「　」〈　〉を用いた。

（7）丁数については、各半葉冒頭の【　】内に略記した。

『評偽弁』

【二丁右】

一　此度、了専寺・久唱寺一類ノ法義ノ者共、マツ弥陀ヲタ
ノムト云ニ付テ、衆生ノ機、万差ナレハタノミ奉ル信心ハカリニテ
往生スル者モアルヘシ。又モノノ云ハルル者ハ、心ニタノミ奉テ、口ニ「助ケ
玉ヘ」ト申タリトテクルシカルマシト存候旨、申上候［此口上、後判スヘシ］。此
申分ニ、タノミ奉テソレヲ口上ニ顕シテ、「仏助ケ玉ヘ」ト申事ニ
心得候ト相聞ヘ候。是ハ定テ『御文』ノ「仏助ケ玉ヘト申サン衆生
ヲハ」トアル御言ヲ心得チカヘタルト相見ヘ候。「仏助ケ玉ヘト申
サン衆生ヲハ」ト仰ラレタルハ、「南無阿弥陀仏」ト云コトナリ。黒谷
先徳ハ、「〈南無阿弥陀仏〉ト云ハ、別シタルコトニハ思フヘカラス。〈阿弥陀

ホトケ我ヲ助ケ玉ヘ〉ト云語ト心得テ」トノ玉フ。心ノ信心ヲ口ニ顕ス
タノミヤウハ南無阿弥陀仏ナルカユヘニ、祖師聖人ハ「南無阿弥

【二丁左】

陀仏トタノマセ玉ヘテムカヘン」トノ玉ヒ、蓮如上人ハ「南無阿弥陀仏ト
タノメミナ人」ト詠シ玉フ。然レハ『御文』ニ「仏助ケ玉ヘト申サン」トアル
ハ、口ニ「南無阿弥陀仏」トタノムコトヲ仰セラレタルコト明白ナリ〔云云〕
評云、已下ノ文言、其謬解ノ根元ハ、『御文』ニ〈仏助玉ヘト申サン〉トアルハ、
口ニ〈南無阿弥陀仏〉トタノム事」ト云ヘル、コレソノ根元ナリ。五帖一部ノ
中、ツイニ一ヶ処モ「弥陀ヲタノムト云ハ口ニ南無阿弥陀仏ト称フル事」ト
仰ラレタルコトナク、タタ一通々々ニ「仏助ケ玉ヘトタノメ」トコソ示シ玉ヘ。五帖
目ノ『御文』ニ、「一心一向ニ阿弥陀仏トフカクタノミマヒラセテ〔意業〕、後生
助ケ玉ヘト申〔口業〕サン人ヲハ皆々御助ケアルヘシ」。亦云、「弥陀如来ヲ
一心一向ニタノミマヒラセテ〔意〕、後生助ケ玉ヘト申サン〔口〕モノヲハ」。亦云、
「何トヤウニ弥陀ヲ信スヘキソト云ニ、何ノワツラヒモナク、阿弥陀

【二丁右】

如来ヲヒシトタノミマヒラセテ〔意〕、今度ノ一大事ノ後生助ケ玉ヘト申
サン〔口〕女人ヲハ、アヤマタツ助ケ玉フヘシ」。亦云、「タタ一心ニ阿弥陀如来
ヲヒシトタノミ〔意〕、後生助ケ玉ヘトフカクタノミ申サン〔口〕人ヲハ」。亦云、
「タタ一心ニ阿弥陀如来ヲ一念ニフカクタノミマヒラセテ〔意〕、御助ケ候
ヘト申サン〔口〕衆生ヲハ〔云云〕」。其外、枚挙ニ不遑。此等ノ御詞ハ、又『改

悔』ノ文言ニ、「一心ニ阿弥陀如来、今度ノ我等カ一大事ノ後生、御助
候ヘトヒシトタノミ奉テ候」トイヘル、皆タタ意業・口業共ニタスケ玉ヘ
トタノムヲ以テ当流ノ安心ト定メ玉ヘリ。是コソ最モ明白ト云ヘシ。
若所立ノ如クナラハ、「タタ弥陀ヲタノマント思ハハ、南無阿弥陀仏ト唱ヘ
ヨ」トコソアルヘキコトナリ。何ソ労シク一通々々ニ「仏助ケ玉ヘトタノム
カ信心ナリ」トハ仰ラレタルヤ。然ルヲ偽者、「心ノ信心［此モ偽者ノ意ハ、念仏スレハ往生スルソト信スル信ニシテ、

【二丁左】

仏助玉ヘトタノミ奉テ御助一定ト疑ヒナキ信ニハアラス。至下可知］ヲ口ニ顕スタノミヤウハ、南無阿弥陀仏ト称ルカ
帰命ノ一念ナリ」ト云ヘルコト、甚明白ナラサル云分ナリ。『勧章』ニ、「南無ト云ハ
願ナリ」ト示シ玉ヘリ。「仏助ケ玉ヘ」ト仏ニ願ヒ奉ル故ニ「助ケ玉ヘ」ト帰命スル
［ネカヒ］ヲ「願ナリ」トイヘリ。若ネカフトモ、其ネカヒ事不定ナル仏ナラハ、誰レカ
御助ケ一定ト信［タノム］スヘキヤ。今ノ阿弥陀如来ハ不然。ネカフホトノ者ハ
十即十生ト誓ヒ玉フユヘニ、此誓ヒヲ深ク信シテ往生治定ト金剛堅
固ノ信心ニ住スルナリ。サレハ、信スヘキ仏ナル故ニ願ヒ、願フ故ニ信スルナレハ、
「助ケ玉ヘ」ト願ヲ即タノム信心ト釈シ玉ヘリ。然ルニ今偽者ノ云処ハ、タタ
念仏スレハ往生スト信スルハカリニシテ、全ク帰命［助ケ玉ヘ］ノ願心ナシ。今家
ノ正意ハ、此願心ニヨリテ往生治定ト決定シテウタカハサルヲ信心ト
名ケ、生因トス。今偽者ノ所立此肝心ノ願心ナシ。何ソ生スルコトヲ得ン。

【三丁右】

コノ願心生因ヲ不知故ニ、口称ヲ以テ生因ト計ラセリ。猶シ外道ノ非因ニ

同シトモ云ヘシ、アア悲哉。次ニ元祖・高祖・蓮祖ヲ引証スル者、何レモ
証ヲ成セス。凡当流安心ノ鏡ハ『御文』ト云コトハ自他共許ノ公論
ナリ。コノ『御文』ヲカネトシテ総シテノ御聖教等ヲ拝見シテ其
意ヲ得ヘキコトナリ。若『御文』ノ定軌、祖師ノ御教誨ニ不合、何ヲ
以テカ安心ノカネト云ヘケンヤ。仍テ今『御文章』ノ鏡ヲ以テ所引ノ
文意ヲ得ルニ、元祖ノ御語ハ梵語ニテハ日本ノ人ハ合点ユカヌ故ニ
和語ヲ以テ訳シテ知リヤスカラシメ玉フ。訳語、若梵語ノ意ニ
背カハ、元祖ノ謬リナルヘシ。若元祖ノ謬リナクハ、仏我ヲ助ケ玉ヘト
タノミ奉ルハ、即南無阿弥陀仏ナリ。何ノ相違有テカ、「偽者助ケ
玉ヘト云ハ謬リ、南無阿弥陀仏ト称フルカ正義ナリ」ト判セルヤ。

【三丁左】

次ニ祖師ノ御語ハ、タノメハ［南無］御助ケ［アミタ仏］ト決定［タノマセテ］スル者ヲ迎ヘント
誓ヒ玉フトノ玉フコトナリ。ソレヲ「南無阿弥陀仏トタノマセテ」ト仰ラレ
タルハ、信心トテ別ノ事ニアラス、ソノ体即南無阿弥陀仏ソト知ラセ
タマヘルモノナリ。偽者ノ「当流ノ安心ト云ハ、念仏スレハ往生スルソト疑ヒ
ハレテ南無阿弥陀仏ト称ルカ、御代々相承ノ義」トイヘル、ソノ謬リノ
根本ハ、コノ御語ヲ謬解セルヨリ起レリ。文ノ如ク義ヲ取ルハ、三世
諸仏ノアタトイヘリ。是モト御聖教ノ幽遠ナル御言ヲカネトシテ
如文ノ義ヲ取テ却テ『御文章』ナトヲ料簡セル故ニ、爾様ノ謬リハ
出来ルナリ。御聖教ハ義理深遠ニシテ動モスレハ見アヤマル者

アルヘキコトヲ思召、耳近ニ御教化ナサレ愚痴無知ノ我人ニ安心ノ
カネトシテ『御文章』ヲ書置玉ヘリ。イツレノ御聖教カ、カネニ
【四丁右】
非ルハナケレトモ、其義幽深ナレハ愚者ノ惑フトコロアル故ナリ。次ニ『観経』ノ
「具足十念」ヲ引テ、「口ニ顕シテ弥陀ヲタノムトキハ〈南無阿弥陀仏〉ト
称ヘヨト教ヘ玉フ」トイヘルモ、証ヲ不成。経ハ天竺ニテ説玉ヘハ、梵語ニ
テ唱ルハツナリ。当流ノ御教誨ハ正ク日本人ニ対シテオシヘ玉フ
故ニ、和語ニテ「助ケ玉ヘ」ト示シ玉ヘリ。証ヲ不成コト可知。次ニ、「祖師
聖人ヨリ御代々ミナ此通リニ御教化マシマス」トイヘルモ、心得ス。
偽者、向ニ所引ノ外、イツレノ御聖教ニカ「心ノ信心ヲ口ニ顕スタノ
ミヤウハ、南無阿弥陀仏ト称ルカ帰命ノ一念ナリ」ト仰セラレシ
事アリヤ。御代々ノ御勧化ハ、タタ『御文章』ヲ鏡ニセヨトコソ仰
ラレタレ。『御文章』ニハ、一通々々ニ「仏助ケ玉ヘ」トコソ勧メ玉ヒツレ。次ニ、
「〈南無阿弥陀仏〉ハ本願成就ノ名号ニシテ、万行円備ノ嘉号ト名ケ
【四丁左】
玉フ。〈仏助ケ玉ヘ〉ト云口上ニハ、万行円備ノ嘉号ト云ヘキヤ」ト云ヘルモ、
弥心得難シ。如何トナレハ、「助ケ玉ヘ」ト云ハ即「南無」ノ二字ナルコト論ナシ。
「南無」ニハ必「阿弥陀仏」ヲ具ス。喩ハ打ハ即鳴ルカ如シ。然レハ助ケ玉ヘト
タノム一念ハ、即機法一体ノ南無阿弥陀仏ナリ。偽者、何故ソ「梵語ノ
南無阿弥陀仏ニハ万行円備シ、機法一体ノ南無阿弥陀仏ニハ万行

円備セス」ト云ヤ。若シ助ケ玉ヘノ帰命ノ一念ニ万行円備セスハ、タノミ
奉ル〔帰命〕信ハカリニテハ往生モ決定スヘカラス。何故ソ、「一念ニ弥陀ヲタノミ
奉ル行者ニハ、無上大利ノ功徳ヲアタヘ玉フ」トモ、又御和讃ニハ「選択本
願信〔行ト云ハス〕スレハ　不可称不可説不可思議ノ　功徳ハ行者ノ身ニミテリ」
トモノ玉ヘルヤ。所言ノ如ハ、是非ニ口称ノ梵名ヲカリテ往生ノ益ヲウ
ヘシ。口業ノ称名ニヨリテ往生ノ益ヲウルト云、是当流ノ安心ナリヤ。

【五丁右】

善導大師ハ「三心〔帰命タスケ玉ヘ〕既具無行〔万行円備〕不成」ト釈シ、元祖ハ「涅槃ノ城ニハ
信ヲ以テ能入トス」ト云、高祖ハ「金剛堅固ノ信心ヲ　定ル時ヲ待エテソ」
等〔不遑称挙〕ノ玉ヒ、『御文章』ニハ「信心ヲ以テ本トセラレ候」等ト仰セラレテ、
遂ニ「信〔意〕・行〔口〕並備ヘテ生因トス」ト仰ラレタルコトナシ。但シ「心行」ト仰
ラレタルコトアレトモ、或ハ約仏体即行言行、或ハ自然ト多念ニ及ヒ報
謝ヲ以テ行ト云トイヘリ。偽者ノ所謂、弥陀ヲタノム南無阿弥陀仏
ノ口称ト云ニハ非ス。畢竟、偽者ノ信行トイヘルハ、安心ノ場所ニ於テ
意業・口業〔称名〕ナラヘ取テ信行具足ト思ヘルハ、是全ク仏体即行ト云
事ヲ知ラサルヨリ起リト見ヘタリ。況ヤ「梵語テ称フルハ正義ナリ、和語ハ謬リ」
トイハハ、唐ノ翻訳モ謬リ、翻訳ノ経巻ヲ読誦スルトモ功徳モアルヘカラ
ス、又復「南無ト云ハ帰命、帰命ト云ハ助玉ヘトタノム事」ト蓮師ノ節々ニ

【五丁左】

ノ玉ヘルモ皆謬リナリヤ。喩ハ「眼ト云ハ正義、目ト云ハ謬リ」ト云カ如シ。次ニ

「善知識ノ御勧化ニヨリテ本願ノイワレヲ聴聞シテ念仏申ス者
ヲ迎ヘント誓ハセ玉フ不思議ノ仏知ニテ助ケ玉フヨト深ク信シテ」
等トイヘル、是全ク称名願体家ノ安心ナリ。深ク信シテ一念帰命
シ奉ルト云モ、偽者ノココロハ口称ヲ以テ生因ト深ク信スルヲ一念帰命
ト云ト見ヘタリ。「助玉ヘ」トタノミ奉ル一念帰命ニハ非ス。カカル心底ニテ、先
年諍論ノ称名願体家ヲ「不正義ナリ」ト決判アリシハ、心得カタキ
事ナリ。【御文章】ニ云、「サレハ世間ニ沙汰スル処ノ念仏ト云ハ、タタ口ニタニモ
南無阿弥陀仏ト称レハタスカルヤウニ皆人ノ思ヘリ。ソレハオホツカナ
キコトナリ」。又云、「世ノ中ニ人ノアマネク心得オキタル通ハ、タタ声ニ出シテ
南無阿弥陀仏トハカリ称フレハ、極楽ニ往生スヘキヤウニ思ヒ侍ヘリ。
【六丁右】
ソレハ大キニオホツカナキコトナリ［文］」。如是御教誡数通アリ。今偽者ノ
所言、全ク此所破ニ当レリ。何ソソレ思ハサルヤ。
一　其方共ハ、帰命ハ三業ニワタル、如来ニ向ヒ奉テ拝スルハ身業
ノ帰命ナリ、一心ニ如来ヲタノミ奉ルハ意業ノ帰命ナリ、口ニ仏助
玉ヘト申ハ口業ノ帰命ナリ、意業ノ帰命ヨリ身業ニモ口業
ニモ顕ルル旨、申上候。此義、一往道理アルニ似タレトモ、当流ニ三
業ノ帰命ト云御沙汰コレナキ珍シキ名目ナリ。悲願ノ信・行ノ外ニ
身業ノ帰命迄ヲソロヘテ、是ヲ以テ往生ヲ定得スルヤウニ
心得タル条、大ナル謬リナリ［云云］

評云、タタ「三業ニワタル」ト云ニ、三業ノ帰命ト云ンハ謬リトハ云ヘカラス。
若三業ソロハサレハ往生セスト云ハハ、誤リナルヘシ。所引ノ如ク、光明
【六丁左】
大師ハ「彼此三業」ト釈シ玉ヘ、『御文章』ニ之ヲ引玉ヒテ、「〈南無〉ノ二字ハ、衆生ノ
阿弥陀仏ヲ信スル機ナリ。次ニ〈阿弥陀仏〉ト云四ノ字ノイハレハ、弥陀如来ノ
衆生ヲ助ケ玉ヘル法ナリ。コノユヘニ、機法一体ノ南無阿弥陀仏トイヘル
ハコノココロナリ。コレニ依テ、衆生ノ三業ト弥陀ノ三業ト一体ニナル
トコロヲ指テ、善導和尚ハ〈彼此三業不相捨離〉ト釈シ玉ヘルモコノ
意ナリ［文］。此正ク安心ノ場所ニ於テ三業ヲ論シ玉ヘリ。何ソ当流ニ御
沙汰ナシト遮セルヤ。況ヤ、『浄土論』ノ「帰命」ヲ『註』ニ釈シ玉ヒテ「帰命ニハ
必ス礼拝ヲ具ス」トイヘリ。帰命ハ安心ニ非シテ何ソヤ。故ニ祖師ハ、経
ノ三信ト『論』ノ一心トヲ引合シ玉ヘリ。三信ステニ安心ナリ、一心何ソ安
心ナラサラン。然ルヲ今、「起行ノ次第ヲ示ス」トイヘル、何ノ意ソヤ。
『論』ノ帰命、ハタシテ安心ニ非ンハ、祖師ノ三心ニ引合シ玉ヘルハ謬リ
【七丁右】
ナルヘシ。既ニ帰命ニ礼拝ヲ具ス、何ソ口業ヲ具セサラン。『論』ノ「帰
命尽十方無礙光如来」即是口業ナリ。故ニ『註』ニ讃嘆門ト
シ、「称無礙光如来名」ト釈シ玉ヘリ。論主、既ニ三業ノ帰命
アリ、今日ノ我等、何ソ是ヲ遮センヤ。加之、三業相応ハ必然ノ理
ナリ。内ニ誠アレハ、色、外ニ顕ル。心ニ、一心ニ助玉ヘト帰命スル者、口ニ

「助玉ヘ」ト云ヘキコト、勿論ナリ。心・口、既ニ帰命ス、身業ノ合掌礼敬、何ソナカランヤ。但シ身・口ノ叶ハサル者ハ、タタ意業ノ帰命ニテ往生決定スヘシ。其義ハ至下論スヘシ。今、三業相応ト云ハ、平生無事ナル者ニ就テ論スヘシ。【往生要集】ニモ、礼拝門ハ「三業相応之身業也」トイヘリ、何ソ一概ニ、「当流ニ御沙汰ナキ珍キ名目、取拵ヒ申間敷」ト制遮セルヤ。借問ス、偽者ハ、一念帰命ノ時ノ身・口

【七丁左】

ニ業ハ安心ニ属セルヤ、起行ニ属セルヤ。又問、偽者、念仏スレハ往生スト信シテ口ニ「南無阿弥陀仏」ト称ル時ノ身業ハ、イカヤウノ行作ナリヤ、如何［々々］。

一　本願ノコトハリヲ聞ヒラキテ信心決定シテ口ニ南無阿弥陀仏ト唱ヘテ、信ト行トヲソロヘテ具足セサレハ往生セス、タトヒ意業ノ信心ハ発得ストモ、口ニ名号ヲ称ルニ非レハタノムニ非スト、強ニ往生ヲ口業ノ起行ニカケテ勧メ候ト相聞ヘ候。是亦似ヨリタル事ニテ、其心得、御正意ニ違候［云云］

評云、此一段ノ所破、全ク当流ノ義ニ非ス。然ルヲ偽者、「似ヨリタル事」トイヘル、甚心得カタシ。当流ノ安心ニハ全クカツテ似ヨリタルコトナシ。但シ偽者ノ所立ニハ、誠ニ似ヨリテ聞ユ。如何ト云ニ、偽者ノ所立、名号ヲ

【八丁右】

称ヘン者ヲ助ント皆ヒ玉ヘル本願ソト聞テ、口ニ「南無阿弥陀仏」ト称ルカ

当流ノ安心ナリト云トキハ、正ク口称ヲ生因ト信スルナレハ、タトヒ意業ニハ
口称スル者ヲ助ケ玉フト信シテ疑ヒナクトモ、生因ノ口称ナクハ何ヲ以カ
生スルコトヲ得ンヤ。喩ハ、物種ハマケハエ出ルモノト意業ニ信シテ
疑ヒナクトモ、蒔オロサスハ何ヲ以カハエ出ル日アランヤ。然ルトキハ、所破ノ「信ト
行トソロヘテ具足セサレハ往生セス」トイヘルト全ク同事ナリ。何故ソ御正
意ニ違ト云ヤ。〔但シ所謂御正意者但是偽者ノ正意ニシテ、祖師ノ御正意ニハアラス〕況ヤ偽者、既ニ助玉ヘニハ万行円
備セス、唯名号ニノミ円備スト云時、是非トモ口称スルニ非レハ万行円備セ
ス、故ニ往生モ治定スヘキヤウナシ。コノ所立カラ云トキハ、所破ノ云分、似ヨ
リタルノ段ニ非ス。能破・所破、当体全是ナリ。若不然トイハハ其能破・所
破ノ違ヒ如何。今傍視スルニ、所破ハ心・口二業トモニ仏助玉ヘト帰命スル
【八丁左】
ト見エタリ。然ルトキハ、能破ノ意業ニハ称名スル者ヲ助玉フト疑ハス〔信〕、
口業ニハ「南無阿弥陀仏」ト称ルカ当流ノ一念帰命ノ心・行トイヘルニハ、遙ニ
勝レタリ。若能・所、コレヲ違ヒトスト云ハハ、我ハ所破ニ従ハン。
右ハ、去冬ヨリ当二月廿五日マテ了専寺ヨリ申上サフラフ
趣ニツイテ、御糾仰付ラレ候。
一　久唱寺一類ノ法義ノ者共、去冬巳年毎座御聞糾ノ処、
仏タスケ玉ヘトタノミ奉ル心ニ疑ヒナキ信ノ一念ニ往生治定ト
心得候ヘハ、口ニ顕シテ如来ヲタノミ奉ルト云コトハコレナキ
事ト存候旨、申上候〔云云〕

評云、久唱寺口上、初ニ「信ノ一念ニ往生治定ト心得候」ト云ハヨシ。
次ニ「口ニ顕シテ如来ヲタノミ奉ル云コトハコレナキ事」ト云ハアシシ。

【九丁右】

一　弥陀ニ帰命シ奉ルト云ハ、願成就ノ乃至一念ノ信心ニ極リ
候〔云云〕

此ノ段、亦難ナシ。

偽者ノ云、右両座〔乃至〕弥陀ヲタノミ奉ルハ、タタ仏助玉ヘトタノム信ノ一念ハカリト相心得テ、『御文』ノ「仏助ケ玉ヘト申サン衆生ヲハ」ノ御言ヲ意業トハカリ聴聞仕候ト書ツケイタシ候事、全ク口ニ顕シテタノメトアル御教ハ是ナキ事ト存候、偏執故ニテ候。

評云、此偽者ノ云分、甚分明ナラス。如何トナレハ、偽者ノ所謂「タノム一念ノ信心」ト云ハ、「称名スレハ必ス往生スルソト信シテ疑ハス、口ニ〈南無阿弥陀仏〉ト称ルカ信心ナリ」ト、前後ニ分明ニイヘリ。然ルトキハ、仏助玉ヘトタノミ奉ル信心ト云ニハ、何故ソ所破ノ口上、「仏助玉ヘトタノム信ノ一念」ト云ヲ、或ハ「偏執」

【九丁左】

ト云、或ハ「信ノ方ニカタヨル心底」等ト云ヲ、分明ニ仏助玉ヘトタノムト云コトハナキコトナリ。判断セサルヤ。若ナキコトニハ非ストイハハ、ソノ助ケ玉ヘト云ハ、偽者ハ何ト名クルヤ。偽者ノ信ト云ハ、称名スレハ往生スルト信シテ疑ハヌヲ信ト云ニ非スヤ。偽者ノ「信ノ方ニ片ヨル心底」ト云カラ見レハ、「助ケ玉ヘトタノム」ヲモ信ト云ト見ヘタリ。サアルトキハ「助ケ玉ヘト

タノム信」ト、「称名スレハ往生スルト信スル」ト、信心ニ二ツアリヤ。甚不
審ナル云分ナリ。次ニ、「黒谷ノ先徳・祖師聖人・蓮如上人、ミナ口チニ
〈南無阿弥陀仏〉ト称ルヲタノム事ト示シ玉フ。此等ノ御意ニ
背テ［乃至］心得ミタス条、不審ニ候。〈南無阿弥陀仏〉ト称ルヲ口ニ
顕シテタノム事ナリト領解イタシ候ハハ［乃至］」云云。「黒谷」ト指タルハ
上ニ引ル「南無阿弥陀仏ト申シタルハ別シタルコトニハ候ハス」等ト云ヘル
【十丁右】
御語、「祖師」ト指ハ「南無阿弥陀仏トタノマセテ」ノ御語、「蓮如上人」ト指ハ
「南無阿弥陀仏トタノメミナ人」ノ御詠ヲ指ナルヘシ。偽者、唯一文ヲ執シ御
一代数多ノ明判ヲカヘリ見サルコト、愚謬ト云ヘシ。特ニ蓮如上人、別而
五帖一部一通々々ニ「仏助玉ヘトタノメ」トアルヲ捨テテ、タタコノ御詠ノ一言
ヲ、文ノ如ク義ヲ取テ称名スレハ助ケ玉フト信シテ口ニ「南無阿弥陀仏」
ト称ルカ御当家ノタノミヤウナリト執セルコト、猶シ盲者ノ象ノ牙ヲ
ナテテ、象ハ大根ノ如シトイヘル類ナリ。当知、所被ノ不届ニハ百倍セル能
破ノ不届ナリ。次ニ「然レハ一心一向ニ仏助ケ玉ヘト申サン衆生ヲハ」ト有ハ、
悲願ノ信行ナレハ、次下ニ「コレヲスナハチ第十八ノ念仏往生ノ誓願ノ心ナリ
トタシカニ示シ玉フ」トイヘル。偽者ノ意、第十八願ハ三信［信］ト口称［行］トヲ
並テ晢ヒ玉フ、故ニ「悲願ノ信行ト云ヘルナリ。ソノ三信ト云モ仏助ケ
【十丁左】
玉ヘトタノム信心ニハ非ス、タタ念仏スレハ［口称］往生スルト信スルヲ三信ト云ト

思へり。然ラハ『御文章』ニハ、何ソサハノ玉ハテ「仏助ケ玉ヘト申サン」トハ仰ラレタルヤ。加之、縦ヒ称名ハ往生ノ因ニシテ称レハ助玉フト意業ニ三信ストモ、口称セサルトキハ往生ノ因ナキカ故ニ生スルコトヲ得ヘカラス。然ラハ何故ソ上ニ「信・行ヲソロヘネハ往生セス」トハカラハンヤ。又是ノ「自力ノ企テ」ト斥ヘルヤ。自語相違ニ非シテ何ソヤ。又下ニ、「若成就ノ信ノ一念ノ至極ト執セハ、第十八願ハ方便トナリ、成就ノ文ハ真実トナル」トイヘルモ、イヨイヨ第十八願ハ口称ノ行ヲ以テ生因トスル願意ト思ヘルナリ。是ハ下ニ至リテ弁スヘシ。次ニ『観経』ノ「具足十念」ヲ引、此ハ上ニ弁シ了レリ。次ニ『唯信抄文意』ニ「口称ヲ本願ト皆ヒ玉ヘル」ヲ引意、第十八願ハ口称ヲ願体トシ、生因トシ玉ヘル意ナリ。若然ラハ吾

【十二丁右】

祖師、何故ソ第十八願ヲ「信ノ巻」ノ体トシ玉ヒ、第十七願ニ行ヲ体トシ玉ヒテ「言大行者称無礙光如来名」ト判シ玉ヘルヤ。偽者ノ意ノ如クナラハ、信・行トモニ第十八願ニテ立テ玉フハツナリ。其外、御和讃等ニモ、報土ノ真因ハタタ信心一ツトコソ示シ玉ヒ、イマタ信［意業］・行［口業］ナラヘテ往生ノ因トスト仰ラレタルコトナシ。本ヨリ『御文』ニハ処々ニ第十八願ノ意ヲノヘ玉ヘトモ、タタ信心ノ一ヲ以テ願意トコソ示シ玉ヘ。遂ニ信心ト口称ト二ツヲ以テ第十八願ノ意ナリト仰ラレタルコトナシ。「末代無智ノ御文章」、「第十八願ノ意ナリ」ト結シ玉フニ、タタノミ奉ル信心ノミヲ述玉ヒテ、称名ハ報謝ト取玉フ。又「三ヶ条ノ御文」ニモ、「開山親鸞聖人ノススメ

マシマス所ノ弥陀如来ノ他力真実信心ト云ハ、諸ノ雑行ヲステテ専
修専念一心一向ニ弥陀ニ帰命〔タスケ玉ヘ〕スルヲ以テ、本願ヲ信楽スル体トス」
【十一丁左】
トアリ、本ヨリ「信巻」ニ第十八願ヲ挙玉ヘハ、第十八願ハ信ヲ以テ体トスルト
白日ノ如シ。何ソソレ惑ヘルヤ。問、若然ラハ、今ノ『文意』ノ「口称本願」トノ玉ヘルハ
如何カ分別スヘキヤ。答、コノ意ヲ得ント思ハハ、大師、願文引玉ヒテタタ
「称我名号」トハカリノ玉ヒテ三信ヲ略シ玉ヘリ。此意ヲ会得セハ、吾
祖ノ今ノ御語及ヒ願文ノ乃至十念ノ称名ト仰ラレタル仮名書ノ
『御文』、皆合点ユクヘシ。此事ハ『唯面録』及ヒ『白糸論』ニ具ニ会釈シ了リ
ヌレハ、コヽニ略スルナリ。次ニ「念仏往生ノ旨ヲ明ハ、『観経』ノ当分〔乃至〕方便ノ
御教ノヤウニ心得タルカト相聞候」ト云ヘル、心得カタシ。了専寺・久唱
寺ノ口上ハ上ニ見エタリ、其中ニ爾様ノ意見エス。察スル所、是ハ偽者
自身ノ称名願体ヲ成立センカ為ニ、此称名願体コソ『観経』実義、黒
谷・大師ノ相承、祖師ノ御己証ト云ン為ノ云カケト聞エタリ。此等ノ中ニ
【十二丁右】
念仏ト云ハ、タタ一概ニ口称トハカリ取レル意ナリ。偏見ノ甚ナリ。所引ノ「念仏
成仏」「念仏往生」等、皆タタ口称ト取レル意、全ク称名願体弁同意ナリ。
次ニ、「聖人一流ノ御勧化ノ趣ハ、信心ヲ以テ本トセラルル信心モ念仏往
生トフカク信スル信ニシテ、、念仏〔口称〕ヲ信スル信ナリ」ト云ヘル全体ノ称名願
体ナリ。「聖人一流ノ御文」ニ「一心ニ帰命スル」トハ、仏助ケ玉ヘトタノミ奉ル信心

ナルコト諍ヒナシ。然ルヲ偽者、「口称ノ念仏ヲ往生ノ因ト信スル信ナリ」ト云ヘルハ、何ト云コトソヤ。カカル邪解曲会ヲ以テ本山ノ裁許ト称スルコト、言語道断ノコトナリ。能々思慮スヘシ。

一　久唱寺並一類ノ法義ノ者共、弥陀ニ帰命シ奉ルト云ハ願成就ノ乃至一念ノ信心ニ極ル、信心決定ノ時往生亦定ル、『改邪抄』［乃至云々］評云、此段、久唱寺申分難ナシ。故ニ偽者亦「信ノ一念ニ往生治定ス

【十二丁左】

ト申立ル事、道理勿論ノ事」ト許セリ。然ルニ次ニ、「然レトモ始終ノ申方御助ケ一定ト疑晴ルルハカリヲ信ノ一念ト心得テ、念仏往生ト深ク信シテ念仏申サント思ヒ立信心ニハ非ルヤウニ相聞候」トイヘル、実ニ信ノ一念ノ見ヤウ、立敵マチカヒアリ。久唱寺等ハ、「仏助ケ玉ヘトタノミ奉テ往生治定ト疑ヒナキ一念ヲ信ノ一念ト心得タリ」ト聞ユ。又偽者ノ見ヤウハ、「念仏［口称］スレハ往生スルソトウタカヒハレタルヲ信ノ一念ト云」ト云意ナレハ、最前「勿論」ト許セルモ、マチカヒタリ。ナルホト偽者ノ云ヘルカ如ク、久唱寺所言ハ「オ助ケ一定ト疑ヒハルルヲ信ノ一念」ト心得タルニ違ヒナシ。偽者所立ノ「口称ヲ生因ト信スル」ニハ非ス。偽者如是、称名願体ノ張本ニシテ、何故ソ先年、魚津ノ称名願体ヲ不正義トハ決判セラレシソ。但シ昔其時分ハ御正統ナリシカ、其後称名願体

【十三丁右】

家ニ随逐シ、弟子トナリ改宗シテ今此判断ヲナセル歟。ヨモ左様ニハ

アルマシキコトナレハ、定テ是偽造ナルヘシ、甚不審ナルコトナリ。次ニ『嘆異抄』ヲ引ルハ、念仏トイヘルヲ唯偏ニ口称トハカリ思ヘル故ニ引証セルモノナリ。次ニ引『末灯抄』ハ、口称ヲ以テ行ノ一念トシ、意業ヲ以テ信ノ一念トス。此心口一体信行不離故ニ、意全相違ナシ。前ニ云カ如ク、大師ノ「称我名号」〔約行釈〕ノ意ヲ会得セハ、今ノ文亦自ラ合点ユクヘシ。次引ク『唯信抄文意』ニ「選択本願ノ尊号」〔法体ヲ指言ニシテ口称ニアラス〕トノ玉ヘルハ、信心ノ体ヲ挙玉フ。「無上宝珠ノ名号ト　真実信心ヒトツニテ」トアル御和讃ト同シ意ナリ。口称ヲ生因トスル証拠ニハナラス。

一　其方共申立候通リ、タタ信ノ一念ニノミ限テ往生ヲ治定スト申候ヘハ、祖師聖人ノ御言ニ、「弥陀ノ本願ト申ハ、名

【十三丁左】

号ヲ称ヘン者ヲハ極楽ヘムカヘント誓ハセ玉ヒタルヲ深ク信シテ称ルカ目出度コトニテ候ナリ」〔乃至云云〕

評云、所引ノ諸文、何モ口称ノ行門ヲ表トシテ示シ玉ヘル文共ナリ。前ニ云如ク、大師ノ「称我名号」ノ釈サヘ会得スレハ、此等ノ御語ハ自然ト解領スヘシ。善導大師、『観経』ノ三心ヲ釈シテ「弁定三心以為正因」トノ玉ヒ、或ハ「三心既具無行不成」ト釈シ、或ハ「有十願十行具足ス」ト示シ玉ヘル。大師ノ本意、往生ノ正因ハタタ信心一ニシテ全ク口称ノ行ヲ借ルニ非ルコト分明ナリ。然ルニ第十八願ヲ釈シ在スニ、肝心ノ生因ニ一心ヲ略シテ、タタ口称ヲ以「若不生者ノ誓ヒ」トノ玉ヘルコト、甚不審ナルコトナリ。

若是ヲサヘ会得セハ、祖師ノタタ信心一ツヲ以テ正因トシ玉ヒ、蓮師ノタタ信心ヲ以テ第十八願ノ意ト仰ラルル事モ自然ト合点ユクヘシ。

【十四丁右】

唯文ニ随テ義ヲ取ルトキハ千ニ一得ナク三世諸仏ノアタトナルヘキコト必然ナリ。唯須ク手ノニカハヲ能々洗ヒ去リ、義ニ依テ文ニヨラス、御相承ノ聖教ヲ拝見スヘシ。次ニ、「信ノ一念ニ往生ストカタツケテ心得候ヘハ、第十八願ハ因願ニテソレヲフリソソキタル信ノ一念ナリト執シテ、自然ト願文ハアサク方便ノカタトナリ、成就ノ文ノ信ノ一念ハ深クシテ実義ナリト申コトハリニ相成候」等トハ、是ハ久唱寺ヲ破スルニハアラテ、全体『改邪抄』ヲ破スルナリ。上所引ト『改邪抄』ニ、「『大経』ヲ以て真実トセラルル、『大経』ノ中ニハ第十八願ヲ以テ本トス、第十八願ニ取テハ又願成就ヲ以至極トス、信心歓喜乃至一念ヲ以テ他力ノ安心ト思召ルル故ナリ」ト。久唱寺口上、全ク此義ナリ。久唱寺謬ナラハ、『改邪抄』モ亦謬ナルヘシ。然ルニ偽者ノ

【十四丁左】

是ヲ謬ト云ヘルハ、向ニ評スルカ如ク、第十八願ハ信ト行ト〔口称〕ニツヲ以テ生因トスト計スルヨリシテ、成就ノ文ノ「乃至一念」ト云モ唯信ハカリニ非ス、心〔意〕・行〔口〕ヲ獲得セル故ニ、「久唱寺所言、タタ信心ハカリニシテ口称ヲ欠、故ニ第十八願ト成就ノ文ト浅深ノ違ヒアルヤウニ相成」トノ云分ナリ。若シ偽者ノ所言ノ如ナラハ、

祖師ハ何故ソ成就ノ一念ヲ信ノ一念トハカリ仰ラレテ、口称ノ
行ヲカネタルコトヲノ玉ハサルヤ。最モ、祖師モ蓮師モ、信行トモ
心行トモ仰ラレタルコトアレトモ、ソレハ「即是其行」「仏体即行」ノ所
行ノ法体ニシテ、能行ノ口称〔偽者所謂行〕ニハ非ス。偽者ハ全体「仏
体即行」ト云コトヲ不知。行トサヘアレハ口称トハカリ思ヘル故ニユ
クトシテ謬ラスト云コトナシ。豈是、今家ノ学者ナランヤ。故ニ
【十五丁右】
『改邪抄』ニモタタ「信心歓喜乃至一念ヲ以他力ノ安心ト思シ召ルル」ト
ハカリ有テ、「口称ヲカネテ」トハ仰ラレス。況ヤ当流ノ安心、口称
ヲカリテ定得スルニ非ス。タタ信ノ一念ニ定得スルコト、『御文章』ハ
申ニ不及、五百年ノ公論ナリ。偽者、何ソ「口称ヲ以テ生因トスト
信スルカ〈乃至一念〉ノ安心ナリ」ト云ヤ。ソレ共ニ偽者、若シ「如是所談ハ
大師ノ〈称我名号〉ノ釈意、行門ヲ表トシ玉ヘル義ナリ、吾祖ノ信ヲ
表トシ玉ヘル義辺ニハ非ス」ト云ハハ、許ス方モアルヘシ。サレトモ偽者、
始終ノ裁許ノ趣、「タタ称名ヲ生因ト信スルカ当流ノ一念帰命ノ
安心ナリ」トイヘルナレハ、正ク偽者ノ新義ニシテ、都テ真宗一家ノ
義ニ非ルコト諍フヘカラス。然ルトキハ、「久唱寺カ弥陀ニ帰命シ奉ルト
云ハ、願成就ノ乃至一念ノ信心ニ極ルトイヘルヲ謬リ」ト云ハ即
【十五丁左】
祖師・善知識ヲ謬トスル僻見ナリ、何ソ思ハサルヤ。

一　双方御聞糾ノ処、偏執ノ根元ハ了専寺一類ノ者共ハ、タタ
願文ノ上ノミヲ守テ［乃至］御教化ニサシツカヘ、又久唱寺一類ノ
者共ノ心得ニテ、願成就ノ信一念ニノミ順シテ［乃至］双方トモニ
指ツカヘ候［云云］

評云、初ニ了専寺ヲ破シテ、「タタ願文ノ上ノミヲ守テ、〈他力ノ大信心一ツ
ニテ〉トノ玉ヒ、〈タスケマシマセト思フ一念ノ信マコトナレハ〉ノ御勧化ニ
サシツカヘ」トイヘル、心得サル云分ナリ。前ニ了専寺申分ヲ挙テ、
「了専寺等ハ、マツ弥陀ヲタノムト云ニツイテ、衆生ノ機万差ナレハ、
タノミ奉ル信心ハカリニテ往生スル者モアルヘシ、又モノノイハルル者ハ
心ニタノミ奉テ口ニ〈助ケ玉ヘ〉ト申シタリトテクルシカルマシト存候旨
【十六丁右】
申上候」トイヘリ。コノ口上ノウチ、「口ニ〈助ケ玉ヘ〉ト申シタリトテ苦シカル
マシ」トイヘルハ、胡乱ナル云分也。モノノ云ハルル者ハ、口ニ「助ケ玉ヘ」ト
云ヘキ事、勿論ナリ。苦シカルマシノ段ニハ非ス。然レトモ「信心ハカリ
ニテ往生スル」ト云、口ニ「助ケ玉ヘ」ト云コトヲ遮セサルハ、全ク第
十八願ノ意ニカナヘリ。故ニ「他力ノ信心ヒトツニテ」トノ玉ヘルニモ指シ
ツカヘタルコトナク、又「助ケマシマセト思フ一念ノ信マコトナレハ」ノ御教
化ニモ相応セリ。偽者、何ソ指ツカヘト云ヤ。結句、偽者ノ信［意］・行［口］
並テ第十八願ノ意トイヘルハ、他力ノ信心一ツニテアルニモ指ツカヘ［偽者ハ信ト行ト二ツト云カ故］、
又「助ケマシマセト思フ一念ノ信［偽者ハ、称名スレハ往生スルト信スルヲ一念ノ信ト心得テ、助ケマシマセトタノム信ニハ非サルカ故］マコ

＊トナレハ」ト
アル御教化ニモ相違セリ。所謂是自調自縛、御糾ニハ非テイヤソト
テノタタレナルヘシ。次ニ、久唱寺ヲ斥テ、「願成就ノ信ノ一念ニノミ順シテ、
【十六丁左】
第十八願ノ趣ヲ以テ示シ玉フ御教化ノ御言ニ指ツカヘ」ト云ヘルモ、甚不
然。久唱寺云分、成就ノ文ニ順スルノミナラス、第十八願ノ趣ニモ全ク
ツカヘタルコトナシ。偽者ノツカヘルト思ヘルハ、第十八願ハ信［意］・行［口］並晉
玉ヘルト思ヘルヨリシテ、久唱寺云分ヲツカヘルト思ヘリ。是ハ偏計所
執ノ妄情、縄ヲ蛇ト見テオソルルカ如シ。今偽者ニ問ン、願文ト成就
トハ、一ナリヤ異ナリヤ。若「一ナリ」ト云ハハ、成就ノ文ニ順セハ亦第十八ノ
因願ニモ順スヘシ。何故ソ、久唱寺ヲ「タタ成就ノ文ニハカリ順シテ因願
ニハ順セス」ト云ヤ。又若「異ナリ」ト云ハハ、「成就ノ文」トハ云ヘカラス、如何々々。
次ニ、「倶ニ是、信ト行トヲカタキリテ別ノ物ト思ヒ、信ノ一念・行ノ一念
相離レサル御教ヲ会得セサル誤ニ候」ト云ヘル、亦甚心得カタシ。偽
者ノ意、意業ヲ以テ信トシ口称ヲ以テ行トシ、「信・行並テ往生ノ因
【十七丁右】
トス」ト云ヘリ。既ニ如是ナルトキハ、タタ信心ハカリニテハ往生治定スヘカラス、
必ス口称ヲ待テ業事成弁スヘシ。若然リト云ハハ、何故ソ祖師モ蓮師
モタタ信心ハカリヲ以テ生因トシ玉ヒタルヤ［文甚多、不及枚挙］。偽者、マタ何故ソ
上ニ「信・行ソロヘネハ往生セストハカラハンハ、亦是自力ノ企」ト斥ヘルヤ。偽

者既ニ「信ノ一心［成就文］ハカリニ順シテハ因願ノ口称ヲ欠、故ニ誤リナリ」ト
云ニ非スヤ。是即、「信・行ソロハネハ往生セス」ト云カ故ニ自ノ自力ノ穴ニ
堕ス、不便々々。次ニ、「念仏［口称］シテ往生スルソト疑ヒハレテ念仏申サント
思ヒ立信ノ一念ナリ」ト云ヘル、全分ノ称名願体ナリ。如所言「念仏［口称］申
セハ往生スルソ」ト疑ヒハルル処カ信ノ一念ナラハ、「仏助玉ヘ」トタノミ奉ル
意業ハ何トカ名クヘキヤ。上ニ「一心ニタノミ［助玉ヘト］奉テ口ニ顕ストキハ〈南無阿弥
陀仏〉ト唱ルヨリ外ノ事ナキコトニテ候」トイヘル。「一心ニタノミ奉テ」トハ、意
【十七丁左】
業ニ「仏助ケ玉ヘ」トタノムコトニ非スヤ。若是カ信ノ一念ナラハ、今ノ「念仏
申セハ往生スルソ」ト信スル信ハ信ノ一念ニハ非ルヘシ。何レカ是ナルヤ。但シハ、
上ニ「一心ニタノミ奉ル」ト云モヤハリ「念仏申セハ往生スルソ」ト信スル信
ナリヤ。若然リト云ハハ、【御文章】一通々々ニ「仏助ケ玉ヘトタノミ奉レ」ト
仰ラレシハ何ト云モノソヤ。偽者、幸ニソノ名ヲツケヨ。次ニ、「他力ノ信
心ヲエテ称フル名号ナレハ、自身往生ノ業トハカラヒツノルヘキニ非ス」
ト云ヘル、忽自語相違ス。向ニ既ニ「念仏［口称］シテ往生スルソト疑ヒハレテ
念仏申サント思ヒ立［皆是ハカラヒ］信ノ一念」ト云ヘリ。然レハ今「他力ノ信ヲエテ」
ト云ヘルモ、念仏申セハ往生スルソト疑ヒハレタル信ニシテ、「仏助ケ玉ヘ」ト
タノミ奉ル信ニハ非ルヘシ。ソノ上ニ称フル名号ナレハ、此コソ自身往
生ノ業トハカラヒツノルニ非ヤ。上ニモ喩シ如ク、物種蒔ハ出生スルモノト
【十八丁右】

疑ハサルハ信ナリ。此信アリトモ、種ヲマカスハ出生スヘキヤウナシ。出生スルハ
必ス種子ノ徳ナリ。信ヨリ芽ヲ出スニハアラス。今モソノ如ク、名号ノ
種ヨリコソ往生ノ芽ハ生スレ。タタ疑ハヌハカリニテハ、何ヲ以テカ往
生ヲ得ン。当知、称フル名号、実ニ是往生ノ業ナリ。偽者、何ソ自
立廃忘シテ「往生ノ業トツノルヘカラス」ト云ヤ。偽者ノ所言、タタ称フル
名号ヲ往生ノ業ト募ル自力ノ計ヒノミニ非ス、衆生往生ノ正因ハ
タタ信心ヒトツトノ玉ヘル高祖・蓮師ノ御教誨、一時ニ潰了レリ。実ニ
法流ノオトロヘト云ヘシ、誰カ悲マサラン。次ニ引証セル『嘆異抄』ハ、上
尽一形ノ称名ヲ念仏ノ申サルルトノ玉フ、偽者ノ所謂、最初口ニ
顕シテタノム時ノコトニハ非ス。次ノ「一念ノ信心発得已後ノ念仏ヲハ自身
往生ノ業トハ思ヘカラス」トノ玉ヘルモ、往生ヲ信ノ一念ニ決得シテソノ
【十八丁左】
上ニ称ル報謝ノ称名ノコトナリ。偽者所言、最初安心ノ場所ノコト
ニハ非ス。次ニ『口伝抄』ヲ引、所引ノ意、不分明。先ニ所謂、最初口ニタ
ノムト云称名ハ、往生ノ行トセンヤ報謝ノ行トセンヤ。若往生ノ行
ナリト云ハハ、何故「往生ノ業トハ思ヘカラス」ト云ヤ。又若報謝ノ称
名ナリト云ハハ、「信〔意〕・行〔口〕並ヘ具セサレハ第十八願ノ意ニ背」ト云、又
「意業ノ信心ヲ口ニ顕スタノミヤウハ〈南無阿弥陀仏〉ト称ルカ当流
ノ安心ナリ」ト云ヤ。
上来評スル処、或ハ川向ノイサカヒノヤウニ思人モアルヘシ、或ハ諍論ヲ好

喧嘩買ノヤウニ云人モアルヘケレトモ、同シ祖師・蓮師ノ御流ヲクミナカラカカル異見アルコト、誰カ嘆セサラン。コトニ此書、出処タタシク書タレハ弥人ノ信仰センモ悲シク、前車ノクツカヘル後車ノ誡ト、予カ

【十九丁右】

門弟幼学ノ惑ハンコトヲ思ヒテ、ソノ一二ヲ評セリ。若委ク論セハ多端ナルヘケレトモ、憚ル処モアレハココニ投筆ノミ。

明和八年卯十二月

『弾評偽弁』

【序一丁右】

弾評議弁自序　冬夜寂寥トシテ僑屋モノスコク、茗ヲ喫シテ破窓ノ月ヲナンナカメ居タリキ。時シモフルクミナレシ僧某ナル者、来テ訪ヘルアリ。ワクラハニアヒシコトヲモ喜ヒ、雪ノ曙色、雨ノタ景ナトモノカタリハンヘリキ。良久クシテ、懐ヨリ『評議弁』トイヘル一巻ノ文ヲ取リ出ス。「コレハ誰カ作トモシレサレトモ、イマ流行ノ一篇ナリ。閑暇ニコレヲ読」ト云テ、予カ膝下ニ投シテ去リヌ。トキニ客去、灯ヲカカケテコレヲヨムニ、初ハ驚キ、中コロハ怒リ、終リニ笑フ。撰号ヲ載セサレトモ、篇中ニ事ヲ『白糸論』『唾面録』ニユツリシコトアレハ、作者モオホカタシラレタリ。噫嗚、彼老奴ノ弊執イマニ止マサルモ悲シ。又昔日、越

後ナル了専寺・久唱寺ハ、信順ノ志フカクシテ護持大法ノ

【序一丁左】

イサヲシヲ励マレシ人ナリ。シカレトモ執見ノ異スルトコロアリテ、コレヲ祖廟ニ訴ヘリ。二十来番ノ対問、コレヲ判断シタマフニ已ニ三年ヲヘタリキ。一軸ノ錦篇、忽ニ両義ヲ決シタマヘリ。実ニ諍ヒシ人モ利アリ、コレヲ聞人モウタタ余沢ニ沾ヒタリ。思ニ仏門ノ盛事、不朽ノ警訓タリ。然ルニ今ノ老奴ハ、漫ニ麁悪ノ言舌ヲ鋭シテ悪見ノ筆端ヲ揮ヘリ。意ハ邪ニシテ理ハ昧シ。文脈キレテ義骨クタケ孟浪杜撰。コレヲ訶スルニタラサレトモ、好事ノ徒、コレヲ見テ其ノ迷徒ニ走ランコトモイトカナシケレハ、其邪弁ヲ弾スト云コト、爾リ。

明和七年十月

【一丁右】

評シテ曰、已下ノ文言、其謬解ノ根本ハ、「『御文』ニ〈仏助ケ玉ヘト申サン〉トアルハ、口ニ〈南無阿弥陀仏〉トタノム事」ト云ヘル、是根元ナリ。五帖一部ノ中ニツヒニ一箇処モ「弥陀ヲタノムト云ハ南無阿弥陀仏ト称フル事」ト仰セラレタルコトナシ。弾曰、甚キカナ、汝カ眼ノ昏昧セルコト。『御文』タモ読得セサルヤ。二帖目ノ『御文』云、「一切ノ仏・菩薩モモトヨリ弥陀如来ノ分身ナレハ、ミナコトコトク、一念南無阿弥陀仏ト帰命シタテマツルウチニミナコモレルカユヘニ、

オロソカニヲモフヘカラサルモノナリ〔文〕」。コレ、『御文』ニ南無阿弥陀仏ト頼メト仰セラレタル明白ナル証文ナリ。何ソ僻弁者ハカカル明文ニ目ヲ寓スシテ、「五帖一部ノ中ニ一処モコレナキ」トイヘルヤ。朝読暮誦ノ『御文』スラ眼ニカカラス、況ヤ他ノ経・釈オヤ。件ノ一文ヲ見ハ、汝忽チ面熱スヘシ。

【二丁左】

同ク詠歌ニ云、「弥陀ノ名ヲ　キキウルコトノ　アルナラハ　南無阿弥陀仏ト　タノメミナヒト〔文〕」。コレ更ニ「南無阿弥陀仏ヲ頼メ」トハ仰ラレス、「南無阿弥陀仏トタノメ」トコソ示シタマヘリ。何ソ「一処トシテコレナキコト」ト云ンヤ。又其ノ『御文』ニ云ク、「ヒシトワレラカ往生成就セシスカタヲ南無阿弥陀仏トハイヒケルト云信心オコリヌレハ、仏体スナハチワレラカ往生ノ行ナルカユヘニ、一声ノトコロニ往生ヲ決定スルナリ〔文〕」。コノ「一声」トハ「南無阿弥陀仏」ト一声タノムコトナル故ニ、コノトキ往生ヲ決定スルナリ。同ク云、「善導和尚ハ〈上尽一形下至一念〉ト釈セリ。〈下至一念〉トイフハ信心決定ノスカタナリ、〈上尽一形〉ハ仏恩報謝ノ念仏ナリトキコヘタリ〔文〕」。「下至一念」ハモトコレ称名ノ一声ナリ。弥陀ヲ頼ム一声ノ称名ナル故ニ、「信心決定ノスカタ」トヽ釈シ玉ヘルナリ。明文カクノ如シ、何ソ一箇処モコレナキト云ヤ。是正ニ宗ノ本

【二丁右】

義ニシテ、相承伝来ノ一途ナリ。故ニ高祖ノ云、「南無阿弥陀仏トタノマセタマヒテ、ムカヘントハカラハセタマヒタルニヨリテ〔文〕」。黒谷ノ云、「南無阿弥陀仏ト云ハ、別シタルコトニハ思フヘカラス。〈阿弥陀ホトケ我ヲ助タマヘ〉トイフ

コトハト心得テ［文］。元祖・高祖ノ判文、明々歴々タリ。其モトツクトコロ、
他ナシ。『観経』下下品ノ「汝若不能念者、応称無量寿仏。如是
至心令声不絶、具足十念称南無阿弥陀仏」トノタマヘルニヨリ
タマヘルナリ。経・釈一貫ノ本義、其明証少ナカラス。故ニ「御教化書」ニ、
「心ノ信心、口ニ顕スタノミヤウハ南無阿弥陀仏」トコソ御示シアリ。然ルニ僻
弁者、コレヲ「謬解ノ根本」ト云ハ、経文ヲスヘテ謬解ニ属シ、高祖・先
徳ヲモ依用セサルヤ。汝ハ偏ニ「助ケ玉ヘト申サン」トアルヲ口上頼ミノコトト
心得テ、経・釈ヲ曲会シテ己カ邪執ニシナサントシ、御正統ノ教ヘヲ
【二丁左】
蔽テ我侭ニ邪義ヲヒロクセントスル故ナラスヤ。
唯一通々々ニ「仏助ケ玉ヘト頼メ」トコソ示シ玉へ。五帖目ノ『御文』ニ、
「一心一向ニ阿弥陀仏ヲフカク頼ミマヒラセテ［意業］、後生助ケ玉ヘト
申サン［口業］人ヲハ、ミナミナ御助ケアルヘシト［文］」、又云、「弥陀如来ヲ一心
一向ニタノミマヒラセテ［意業］、後生助ケ玉ヘト申サン［口業］モノヲハ」、又云、
「何トヤウニ弥陀ヲ信シマヒラスヘキソト云ニ、何ノワスラヒモナク、阿
弥陀如来ヲヒシトタノミマヒラセテ［意業］、今度ノ一大事ノ後生
助ケ玉ヘト申サン［口業］人ヲハ」、又云、「タタ一心ニ阿弥陀如来ヲ一念ニフ
カクタノミマヒラセテ［意業］、御助候ヘト申サン［口業］衆生ヲハ」ト云云。
其外、枚挙スルニ不遑。此等ノ御詞、又『改悔』ノ文言ニ、「一心ニ
阿弥陀如来、今度ノ我等カ一大事ノ後生、御助ケ候ヘト

【三丁右】

ヒシトタノミ奉テ候」ト云ヘルモ、皆唯意業・口業トモニ「助ケ玉ヘ」ト
タノムヲ以テ当流ノ安心ト定メ玉ヘリ。是コソ最モ明目ト云ヘシ。
弾曰、【御文】ニ「助ケ玉ヘト申サン」トアルヲ、口上ニテ云ノヘル事ノ様ニ心得タルハ、今ノ僻弁者ニカキラス、振古流布ノ蔽執ナリ。其唱者ハ誰人ナルコトヲシラス。
一タヒ【御文】ヲ謬執セシヨリ、愚盲コトコトクコノ義ニ風靡ス。其甚ニ至リテハ、
【改悔】ノ文言ヲ用テ後ニ裁、前ヲ唱ヘテ弥陀ヲ頼ム口上トナシタリ。汝又其執
ノ悪キコトヲ知ラス、イヨイヨ其醜ヲ増ントス。悲ムヘキニ堪タリ。今幸ニ聊カ【御文】ヲ
裁出シテ宗門ノ安心ノ根緒ヲ示サム。汝カ住世モスクナカラン、コレヲキキテ
回心セハ幸ナラン。二帖目ニ云ク、「信心ヲトルトイフモ別ノ事ニハアラス、南無
阿弥陀仏ノ六ノ字ヲココロエワケタルカ、スナハチ他力信心ノ体ナリ［文］」。三帖目ニ
云、「他力ノ信心トイフハイカヤウナルコトソトイヘハ、タタ南無阿弥陀仏ナリ。

【三丁左】

コノ南無阿弥陀仏ノ六ノ字ノココロヲクワシクシリタルカ、スナハチ他力信心ノ
スカタナリ［文］」。同ク云、「信心トイフハ、阿弥陀仏ノ本願ノイワレヲヨク分別シテ、
一心ニ弥陀ニ帰命スルスカタヲモテ、他力ノ安心ヲ決定ストハマフスナリ。サレハ
南無阿弥陀仏ノ六字ノイワレヲヨクココロエワケタルヲモテ、信心決定ノ体
トス［文］」。四帖目ニ云ク、「ソレ南無阿弥陀仏トイフハ、スナハチコレ念仏行者ノ安
心ノ体ナリトオモフヘシ［文］」。同云、「信心トイフモ別ノココロニアラス。ミナ南無阿弥陀
仏ノウチニコモリタルモノナリ。チカコロハ、人ノ別ノコトノヤウニオモヘリ［文］」。五帖目云、

「他力ノ信心ヲウルトイフモ、コレシカシナカラ南無阿弥陀仏ノ六字ノココロナリ。コノユヘニ一切ノ聖教トイフモ、タタ南無阿弥陀仏ノ六字ヲ信セシメンカタメナリト［文］」。同云、「ソレ人間ニ流布シテミナ人ノココロエタルトホリハ、ナニノ分別モナクチニタタ称名ハカリヲトナヘタラハ、極楽ニ往生スヘキヤウニオモヘリ。ソレハオホ

【四丁右】

キニオホツカナキ次第ナリ。他力ノ信心ヲウルトイフモ別ノコトニハアラス。南無阿弥陀仏ノ六字ノココロヲヨクシリタルヲモテ、信心決定ストハイフナリ［文］」。同云、「安心トイフモ、信心トイフモ、コノ名号ノ六字ノココロヲヨクヨクココロウルモノヲ、他力ノ大信心ヲ得タル人トハナツケタリ［文］」。コレ『御文』ニ始終ニ安心ヲ示シ玉フ通義ナリ。一々枚挙スルニ遑ナシ。今僻弁者ノ如ク「心ニハ助ケ玉ヘト思ヒヲ廻シ、口ニ助玉ヘト云ヒ述ルヲ以テ弥陀頼ム法則」ト心得タラハ、上来ノ諸文ニハ更ニ助ケ玉ヘノ思ヲメクラシ、或ハ口上頼ミノスカタ、コレナシ。但シ六字ノイハレヲトクト心得ワケツルヲ直ニ信心ト定メ玉ヘハ、汝カ口上頼ミハ大キニ齟齬セルナリ。然ルニ今上来ノ諸文ヲ以テ、安心ヲ納得シテ其上ニ「助ケ玉ヘト申サン」トアル御示ヲ見ルトキハ、前後ニ一毫ノ塞リナク、汝カ如キノ妄義ヲ企ルコトハアルマシキナリ。弥陀頼ム

コトトシリテハ、其心ノ頼ミノ口ニ顕ルル時ハ南無阿弥陀仏ト頼ト御示シアルニ、何ノ

【四丁左】

障リカコレアランヤ。一帖目云、「〈本願名号信受シテ寤寐ニワスルルコトナカレ〉トイフハ、カタチハイカヤウナリトイフトモ、又ツミハ十悪・五逆・謗法・闡提ノトモカラナレトモ、廻心懺悔シテ、フカク、カカルアサマシキ機ヲスクヒマシマス弥

陀如来ノ本願ナリト信知シテ、フタココロナク如来ヲタノムココロノ、ネテモサ
メテモ憶念ノ心ツネニシテワスレサルヲ、本願タノム決定心ヲエタル信
心ノ行人トハイフナリ［文］」。コノ文、明カニ「本願名号信受シテ」トアルヲ引承ケ
テ「如来ヲタノム」ト云言ヲツカヒ玉ヘルニテ知リヌヘシ、「頼ム」トハ、名号ニ疑晴レテ
信受スルコトナリ。マタ二帖目云、「ソノ信心ヲトランスルニハ、サラニ智恵モイ
ラス［乃至］、モロモロノ雑行ヲステテ正行ニ帰スルヲモテ本意トス。ソノ正行
ニ帰スルトイフハ、ナニノヤウモナク弥陀如来ヲ一心一向ニタノミタテマツル理ハリ
ハカリナリ［文］」。コレモ、雑行ヲステテ正行ニ帰スルヲ以テ信心ヲトルトハ
【五丁右】
示シタマフ。其正行ニ帰スルスカタヲ示サンカタメ、「頼ム」ト云ヘル言ヲツカ
ヒタマヘリ。コレミナ「頼」トイフハ、全ク名号ノイハレヲ疑ヒナク信シテタノミ
ツクコトハリナル事、明カナリ。去レハ、本願ノ三信ノ至心モ至徳ノ尊号ヲ
体トシ、第十七ノ大行ヲ信スルヲコソ第十八願ノ大信トハ定メタ
マヘリ。成就ニモ「聞其名号信心歓喜」ト説テ、其名号ノイハレヲ
キキ開テテ心得ワケル外ニ全ク別ノ信心ナキナリ。流通ニモ「其
有得聞彼仏名号、歓喜踊躍乃至一念」ト説テ、コレ亦名号
ノイワレヲ聞得テ、頼モシク思フテ此ミノリニ必至ト信シツクコトヲ
信心トノ玉ヘルナリ。『観経』ニハ、善知識ノ教ヲ聞テ「如是至心令
声不絶、具足十念称南無阿弥陀仏」セヨト勧メ、流通ニハ「無
量寿仏ノ名ヲ持テ」トコソ勧発セリ。『小経』ニハ「聞説阿弥陀仏、

【五丁左】
執持名号一心不乱」ト説キテ、「阿弥陀」トハ略シテ言ヘルナリ、具ニハ
「南無阿弥陀仏」ノイワレヲキキテ、其名号ヲ執持シテコノ名号ニ一心
ナレト勧メタマヘルナリ。本願及ヒ三経ノ教ヘ、何ソコノ外ニアリトイハンヤ。
コノ中ニ何レカ汝カ執スルコトキノ、口上ニテ「仏助ケ玉ヘ」ト云ヒ述フルコトアリヤ。
吾聖人ハ七祖ノ法脈ヲ伝ヘ、親ク吉水ノ提撕ヲ蒙リテ、三経ノ
奥頤ヲ窮メ玉ヒ、漢語・和語ノ聖教オホケレトモ中ニモ一宗ノ亀
鑑タルモノハ、『教行信証』ニスキタルハナシ。真宗安心ノ奥義、ツキテ
ツキサルコトナキナリ。「大行ノ巻」ニハ広ク名号ノイワレヲ示シ、「大信ノ巻」ニハ
深ク名号ヲ信スルサマヲ明シ玉ヘリ。「化身土ノ巻」〔十七丁〕云、「横超者、憶
念本願離自力之心。専修者、唯称念仏名離自力之心。
是名横超他力也。斯即、専中之専、頓中之頓、真中之真、
【六丁右】
乗中之一乗也。斯即真宗也〔文〕」。コレ吾聖人ノ己証ノ宗義、
利益他ノ肝腑ナリ。コノ外ニ別ニ聖人ノ教有リト云ハハ、誰人カ信スヘキヤ。
蓮如上人ハ『御文』始終ニ信心ヲ明ストコロアレハ、先ツ南無阿弥陀仏ノイハレ
ヲ丁寧深切ニ示シテ、其名号ノイハレヲ心得ワケタルヲ信心トコソ教ヘ玉ヘリ。
本願及三経・七祖、並ニ高祖ノ教ヘト全クコレ一合セリ。何ノ異論カアラン。然ルニ
僻弁者ハ、一偏ニタタ「助ケ玉ヘ」トアル文言ノミヲ引出セリ。邪篇ノ始終ニ、一
処トシテ南無阿弥陀仏ト心得ワケタルヲ信心トノ玉フ文ヲヒカス。コレニテ

義ヲ偏執シテ大方ヲ了セサルコトヲ明ムヘキナリ。今ノ如ク、経・釈及高祖・
先徳ノ法語一貫タルコトヲ明メテ、其上ニ「助ケ玉ヘト申サン」ナトアル御言ヲ考按
セハ、何ノツカヘモナキ殊勝ノ御勧メトハカナラス思ヒ知ルヘシ。若シ爾セスンハ、汝カ
偏執止ム日ナカラン。問云、上ノ所引ノ文ニ依ラハ、先徳モ全ク経・釈ニ同シク
【六丁左】
名号ノイワレヲココロエワケタルヲ信心ト仰ラルルコト、顕然タリ。然レハ何ニヲ心ニタノミメ
クラシテ、口ニハ「助ケ玉ヘト申サン」ナトト仰ラレタルソヤ。答曰、会スルト云ハ、一途ノ御勧メ
ヲ別ニ見ナス人ノワサナルヘシ。今「御教化書」ノ御示シニ依ルニ、経・釈ノ法脈ニ一毫ノ
タカヒナク、祖師・先徳ノ御勧化ハ、瀉瓶ノ水味少シノタカヒメモ見ヘサレハ、何ノ会ス
ト云事カアランヤ。先徳ノ「頼メ」トノタマフハ、名号ノイハレヲ頼ムコト、南無阿弥陀仏
ノイワレヲ信スルコトナリ。其頼ミヲ口ニ出シテトナラハ、「南無阿弥陀仏」トタノミ顕スコト
ナリ。「弥陀ヲ頼メ」トアルニヨリテ、名号ヲステテ直ニ仏体ニ指シ向ヒテ、「助ケ玉ヘ」ト
頼思ヒヲ投シテ「助ケ玉ヘ」ト口上ニテ述ルコトノヤウニシナシタルハ、甚キ謬リナリ。名ノ外ニ
仏体無ク、名ヲ頼メハ即仏ヲ頼ムナリ。第十八ノ大信ト云ハ、第十七ノ我名ヲ
タノムコトナリ。成就ニモ「聞其名号」ト指シテ「信心歓喜」ト勧メタルハ、其ノ名
号ヲ頼ムコトナリ。三帖目ノ『御文』ニハ「念仏ノ信心」トノタマヒタルモ、念仏ヲ
【七丁右】
頼ムコトナリ。四帖目ニ、「タタナニ宗トモナキ、念仏ハカリハタフトキコトト存シ
タルハカリナルモノ」ナトノ玉ヘシモ、念仏ヲ頼ムヲ信心トセルコトナリ。僻弁者
ノ如キハ、自ノ邪義ヲカヘリミス、剰ヘ御正義ノ御示シヲ邪義トイヒナサント

スルコト、勿体ナキ次第也。其執スルトコロハ、偏ニ念仏ヲ嫌ヒ大行ヲノケヲキテ、
仏体ニ指シ向ヒテ「助ケ玉ヘ」ト思ヒヲ廻シ、口上ニテ「助ケ玉ヘ」ト頼ヲ述ルヲ以テ信心ト心
得タルハ、僻法門ノ最タルナリ。口上頼ト云コトヲツノリシヨリ、『改悔』ノ文ヲ唱ヘテ
弥陀ヲ頼ム口上書トオホヘシム。故ニ「雑行雑修自力」ナントトハ、口上ニテ
捨ツルコトノヤウニ思ヒヲナシテ、更ニ本願ヲ一心専念スルコトハナキヤウニナ
セルハ、ミナ今ノ僻弁者ノコトキ者ノ所為ナルヘシ。
若所立ノ如クナラハ、「タタ弥陀ヲ頼マント思ハハ、南無阿弥陀仏ト唱ヘヨ」
トコソアルヘキコトナリ。何ソ労ク一通々々ニ「御助候ヘト頼ムカ信心ナリ」ト
【七丁左】
仰ラレタルヤ。然ルニ偽者ハ、「信心［此モ偽者ノ心ハ、念仏スレハ往生スルソト信スル信ニシテ、仏助タマヘト頼ミ奉テ
御助ケ一定ト疑ヒナキ信心ニハアラス。至下可知］口ニ顕頼ヤウハ、南無阿弥陀仏ト称フルカ帰命ノ
一念ナリ」ト云ヘルコト、甚分明ナラサル云ヒ分ナリ。
弾曰、『御文』ノ始終ニ「南無阿弥陀仏ノイハレヲ心得ワケヨ」ト示シタマフハ、
心ニ弥陀ヲ頼ムアリサマナリ。「南無阿弥陀仏トタノメヨ」ト勧メタマヒシハ、心ノ
頼ミヲ口ニ顕スアリサマナリ。意業ト云、口業ト云、共ニ南無阿弥陀仏
ト云フ本願ヲタテマシマシタルヲ頼ムコトナリ。サレハ「念仏ハカリハトフトキコトト
信シタルハカリ」トノタマヒ、「念仏ノ信心」トコソ仰セラレタリ。コノ意味ヲヨク
耳ンシテ「助ケ玉ヘ」ノ御言ヲ照サハ、煥然トシテ疑ヒヲ解クヘシ。亦「弥陀ヲ
頼マント思ハハ、南無阿弥陀ト唱ヘヨトコソアルヘキ」ナトアヤシメルハ、甚キ愚ノ
至ナリ。『御文』ニ、タタ称ヘテハタスカラスト誡メテ、次ニヨク心得テ称フルコトヲ勧メ

【八丁右】

タマヘル条、顕然タリ。況ヤ明ニ「南無阿弥陀仏ト頼メ」ト仰セアリシヲヤ。
亦次ニ念仏スレハ往生スルソト信スル信心ヲ僻コトトナシ、仏助ケタマヘト
頼ミ奉リテ往生一定ト疑ヒハレテ信スル信心ヲ正意ト夾註セルコ
ト、コレ汝カ大邪執ナリ。全ク所信ノ行体ヲサシヲキ、南無阿弥陀仏
ノイハレトイフコトヲキラヒテ、直ニ仏体ニ向フテ、意業ニハ「助ケ玉ヘ」ト思ヒ
ヲナシ、口業ニハ「助ケ玉ヘ」ト頼ミ口上ニ述ヘ、身業モ物タノム風情ノ礼義ヲ
ナシテ、約束ヲカタメルヲノミ正意ノ信心トノミココロエタルハ、一毫モ本
願ニハカナハス、高祖・先徳ノ正意ニ相応セサルナリ。「念仏スレハ往生
ス」ト信スル信心ヲ僻コトト執シタルハ、念仏往生ノ願意ヲ破滅シ、
「念仏成仏是真宗」ノ本義ヲ沈没セシム。祖門ノ怨敵、汝ニスキ
タルハナシ。具ニ下ニ述ヘシ。

【八丁左】

蓮祖ノ『勧章』ニ、「南無ト云ハ願ナリ」ト示シ玉ヘリ。「仏助ケ玉ヘ」ト仏ニ願ヒ
奉ル故ニ「助ケ玉ヘ」ト帰命［ネカフ］スルヲ「願ナリ」ト云ヘリ。若願フテモ、其
願ヒコト不定ナル仏ナラハ、誰カ御助ケ一定ト信［タノム］スヘキヤ。今ノ阿弥
陀如来ハ不然。ネカフ程ノ者ハ十即十生ト誓玉フ故ニ、コノ誓ヲ
深ク信シテ往生治定ト金剛堅固ノ信心ニ住スルナリ。サレハ、信ス
ヘキ仏ナル故ニ願ヒ、願フ故ニ信スルナレハ、「助ケ玉ヘ」ト願フヲ即頼ム信心
ト釈シタマヘルナリ。然ルニ今偽者ノ云フ処ハ、タタ念仏スレハ往生スル

ソト信スル計リニシテ、全ク帰命［助ケ玉ヘトノコト］ノ願心ナシ。今家ノ正意ハ、
此願心ニヨリテ往生治定ト落居シテ疑ハサルヲ信心ト名ケ、
正因トス。今偽者ノ所立ハ此肝心ノ願心ナシ。何ソ生スルコトヲ
得ン。コノ願心生因ヲ不知故ニ、口称ヲ以テ正因ト計セリ。猶シ

【九丁右】

外道ノ非因・計因ニ同シトモ云ヘシ。

弾曰、「唯念仏スレハ往生スト信スルハカリニテハ肝心タル願心ナシ。心ニ
助玉ヘト思ヒヲメクラシ、口ニテ頼ム願求ナケレハ信心ニアラス」ト執シタルハ、
コレ汝カ妄義ナリ。全ク当流ノ安心ニアラス。偏ニ願求心ノミヲ正因トセハ、
三信ノ中ノ欲生心ニシテ、三心ノ中ノ回向発願心ナリ。何ソ欲生・発願心
ノミヲ正因ト執シテ、名号ヲ至心・信楽スルハカリハ願求ナキ故ニ正因
ニアラスト云ヘルヤ。然ハ高祖ハ「本願名号正定業、至心信楽願為
因」トノ玉ヒテ、名号ヲ「正定業」トシ、至心・信楽スルヲ因ト定テ、欲生
心ヲノケ玉フヤ。亦成就ノ信心トハ、三信ノ中ノ信楽ナリ。コレモ願生ノ心
ナケレハ正因ニアラスト云ンヤ。若シ下ノ「至心回向」トアルヲタシテ欲生心トセハ、
承上起下ノ釈意ニ背キ、殊ニ「即得往生住不退転」ノ後ニアル者

【九丁左】

ヲ、何ソ上ノ信心ニ一具ニセンヤ。「信巻」ニ曰、「聞言者、衆生聞仏願生起
本末、無有疑心是云聞［文］」。『一多証文』ニ曰、「信心ハ如来ノ御チ
カヒヲキキテウタカフココロノナキナリ［文］」。『讃』ニ「真宗念仏キキエツツ　一念無

疑ナルヲコソ［文］。コレ全ク本願ノ名号ヲ聞テ疑ナク真宗念仏ヲキキ
エテ疑ナキヲ信心ト定メタマヘルナリ。更ニ願ヒト云コトヲ仰セラレス。汝ハカカル
御示シヲモ外道ノ非因計因ノ類ナリト貢ルヤ。其僻見オソルヘシ。
爾ルニ念仏ニ疑ナキハ、即願ナリ、頼ナリ、信心ナリ、領解ナリ。故ニ「信巻」曰、「真
知、至心・信楽・欲生、其言雖異、其意斯一也。何以故。三心已
疑蓋無雑故［文］。「信ノ巻」及ヒ『文類』ニ広ク三信ヲ釈シテ、終ニ疑蓋
無雑ノ一致ナルニ約シテ三心ヲ一心トナシタマフコト照晰タリ。汝何ソ名号ニ
疑ヒハレタハカリヲ不足ト執シテ、偏ニ心ニ助ケタマヘト思ヲ廻ラシ、口上
【十丁右】
ニテ頼ミヲ申入レテ、ソレヲ報土ノ正因ト押ヘ募レルソヤ。甚キ邪執
ナリ。『御文』云、「南無阿弥陀仏ト云六字ハ、ヒトヘニ我等カ往生スヘ
キ他力信心ノイハレヲアラハシタマヘル御名ナリトミヘタリ。コノユヘニ願成就ノ
文ニハ〈聞其名号信心歓喜〉トトカレタリ。コノ文ノココロハ、ソノ名号ヲキキテ信
心歓喜ストイヘリ。其名号ヲ聞クト云ハ、タタオホヤウニ聞ニアラス。善知
識ニアヒテ南無阿弥陀仏ノ六字ノイハレヲヨクキキヒラキヌレハ、報土ニ往
生スヘキ他力信心ノ道理ナリトココロエラレタリ。カルカユヘニ〈信心歓喜〉トイ
フハ、スナハチ信心サタマリヌレハ、浄土ノ往生ハウタカヒナクオモフテヨロコフ
ココロナリ［文］。コノ文明カニ、六字ノイハレヲ聞得テ疑ヒハレタルヲ信心ト定メ
タマヘリ。況ヤ往々ニ南無阿弥陀仏ノイハレヲキキテ心得タルヲ信心ト述ヘ
タマフオヤ。何ソ別ニ願ヒ心ナケレハ、正因ナキト云ヒ募ルヤ。問テ曰、然ラハ願求ハ無用

【十丁左】

ト云ヘキヤ。答云、三信ノ中ノ欲生心、三心ノ中ノ回向発願心ニシテ、『小経』ニコレヲ「発願」ト説キ、論家ハ「願作仏心」ト云フ。善導大師ハ「願往生」トノタマヒ、高祖ハ「安楽浄土ヲネカフ人」ト仰セラレ、先徳ハ「常ニ後生ヲ願ヒ」ナトトノタマヘリ。何ソ無用ト云ン。但、三心ハ心便ノアリサマナレハ、名号ヲキキテ疑ヒナク信シテヨロコフハ、コレ往生ヲ願求スル心ノアル故ナリ。本願ヲ信受スルハ願求ノ心アルニ由テナリ。一アレハオノツカラ三アリ。若指ヲ屈シテコレヲカソヘトイハハ、自利各別ノ三心ナルヘシ。去レハ『後世物語』云、「余行ヲ捨テテ念仏スルハ阿弥陀仏ヲ頼ムココロノヒトスチナルユヘナリ。コレ〈至誠心〉ナリ。名号ヲ唱ルハ疑ナキユヘナリ。コレ〈信〉ナリ。名号ヲ唱レハ往生ヲ願フココロヲコルユヘナリ。コレ〈回向発願心〉ナリ〔文〕」。コノ文ニテ三心一具ノ往相大信考ヘシ。

次ニ、元祖・高祖・蓮祖ヲ引証スル者何モ証ヲ成セス。凡当流安心

【十一丁右】

ノ鏡ハ『御文』ト云コトハ自他共許ノ公論ナリ。コノ『御文』ヲカネトシテ、総シテノ御聖教等ヲ拝見シテ其意ヲウヘキコトナリ。

若『御文』ノ定規、祖師ノ御教化ニ不合、何ヲ以テカ安心ノカネト云ヘキヤ。弾曰、『御文』ヲ自他共許ノ公論ト云ルコト、若シ専修寺・仏光寺等ニ対シテハ、他随一ノ過アリ。何ソ祖師ノ聖教ヲ以テ自他共許立敵シテ極成ノ公論ト定メタルヤ。僻弁者ハ『御文』ヲ以テ当流安心ノ鏡トセルコト一往貴キニ似タレトモ、ソノ意許ニ大過失アリ。謂、『御文』ノ仏助ケタマヘト

アルヲ心得違テ、口上頼ノ証拠トシテ自己ノ妄義ヲ企テタル故ニ、祖師ノ聖教マテヲ曲テヒトシク口上頼ノ僻法門トナサントスルナリ。コレ汝チカ常ニ募ル妄義、今ノ邪論顕末ノ意許ナリ。

仍テ今、『御文章』ノ鏡ヲ以テ所引ノ文意ヲ得ルニ、元祖ノ御言、

【十一丁左】

梵語ニテ日本ノ人ハ合点セサル故ニ和語ヲ以テ訳シテ知リヤスカラシメタマフ。訳語、若梵語ノ意ニ背カハ、元祖ノ謬リナルヘシ。若元祖謬リ無クハ、仏我ヲ助ケ玉ヘト頼奉ルハ即南無阿弥陀仏ナリ。何ノ相違有テカ偽者ノ助玉ヘト云ハ謬リ、南無阿弥陀仏ト称フルカ正義ナリト判セルヤ。

弾曰、此一段明ニ『御文』ノ仏助タマヘトアルヲ口上頼ト心得謬テ、元祖ノ釈文ヲ曲ントセル辞ナリ。曲ントスレトモ、イヨイヨ直キ元祖ノ御釈ナリ。汝カ意ニハ、元祖ノ釈意ハ南無阿弥陀仏ハ梵語ナル故ニ、仏我ヲ助ケ玉ヘト和語ニ取替テ教ヘ玉フト心得タリ。コレ甚文意ヲ得サル大ナル謬リナリ。『御文』ニ云、「南無阿弥陀仏トイフハコレ別シタルコトニハ思フヘカラス。阿弥陀ホトケ、我ヲ助タマヘト云コトハトココロエテト」云々。コレ明ニ南

【十二丁右】

無阿弥陀仏ト称ヘサセタマフナリ。而シテ其称ル人ノ意ニ何ナル義ソト思フアヒタ、コレコソ仏我ヲ助ケ玉ヘト云語ソト示シ玉ヘルナリ。汝カ云フコトク、仏我ヲ助ケタマヘト頼セテオイテ、コレカ南無阿弥

陀仏ノ語ニアタルト仰セラレタルニハアラス。若シ汝カ意ノ如クナ
ラハ、文ニ「阿弥陀ホトケ我ヲ助玉ヘ」ト云ハ別シタルコトニハ思フヘカラ
ス。南無阿弥陀仏ト云コトハト心エテト造語シ玉フヘシ。爾ルニ初ニ
南無阿弥陀仏ト云ハ別シタルコトニハ思フヘカラスト牒シタマヘハ、南
無阿弥陀仏ト称サセテ、其称ル御名ヲ会釈シテ助ケタマヘト云意
ナリト示シタマヘル条顕然ナリ。何ソ口ニ顕ス頼ミハ南無阿弥陀仏ト称ル
コトト仰セラレシヲ宗ノ正義ニ非スト云ハンヤ。ハツヘシ、カナシムヘシ。
次ニ祖師ノ御語ハ、タノメハ［南無］、御助［阿弥陀仏ト］決定［タノマセテ］スル者ヲ迎ント
【十二丁左】
誓玉フトノタマフコトナリ。ソレヲ南無阿弥陀仏トタノマセテト
仰ラレタルハ信心トテ別ノコトニハアラス。ソノ体即南無阿弥陀
仏ソト知セタマヘルモノナリ。
弾曰、『末灯鈔』ニ「南無阿弥陀仏ト頼セタマヒテ」トアル御言ハ、口上
頼ノ妄義ニ相違スルユヘニ、賜ヲ招シテ汝弁曲会ヲナセルナリ。
高祖ノ明教ヲクラマシテ自義ノ妄執ニヒキイレントスルコト、其罪
莫太ナリ。来報悲ヘシ。汝カ意ニハ南無阿弥陀仏ト頼セタマヒ
テトハ所帰ノ法体ノコトハリニシテ、助ケタマヘト頼ム者ヲ御助ケトアル
道理ヲ示シタマフト取リ成タリ。コレ甚キ謬ナリ。文云、「自然トイフハ
モトヨリシカラシムトイフコトハナリ。弥陀仏ノ御チカヒノモトヨリ行者
ノハカラヒニアラスシテ、南無阿弥陀仏ト頼セタマヒテムカヘントハカ

【十三丁右】

ラハセタマヒタルニヨリテ行者ノヨカラントモアシカラントモオモハヌヲ
自然トハ申スソトキキテサフラフ［文］。コレ正ニ自然他力ノ義ヲ明サン
トテ、信スル心モ行スル心モ仏ノ御方便ヨリアラハルルコトヲ示シテ、行者ヲ
シテ南無阿弥陀仏ト頼マセタマフト云ヘルコト明白ナリ。何ソ法体ノ
コトハリニシテ全ク行者機辺ノ相ニアラスト云フヤ。亦同ク云、「弥陀
ノ本願ト申スハ、名号ヲ称ン者ヲハ極楽ヘムカヘントチカハセタマヒタ
ルヲ、フカク信シテトナフルカメテタキコトニテ候ナリ［文］。コノ文ニ「名号
ヲトナフル」トノタマフト、又前文ニ「南無阿弥陀仏ト頼ム」トハ、前後一同
ナリ。コレヲモ法体ニテ称フルコトトセンヤ、可知。

偽者ノ当流ノ安心ト云ハ、念仏スレハ往生スルソト疑ハレテ
南無阿弥陀仏ト称ルカ御代々御相承ノ義ト云ヘル。ソノ謬リ

【十三丁左】

ノ根本ハコノ御語ヲ謬解セルヨリ起レリ。文ノ如ク義ヲ取ハ三
世諸仏ノアタト云ヘリ。是モト御聖教ノ幽遠ナル御言ヲ
カネトシテ、文ノコトク義ヲ取テ却テ『御文章』ナトヲ料簡セル
ユヘニ箇様ノ謬ハ出来ルナリ。御聖教ハ義理幽遠ニシ
テ、動モスレハ見謬ル者アルヘキ事ヲ思召テ、耳近ニ御教
化ナサルルナリ。愚痴無智ノ我人ニ安心ノカネトシテ『御文
章』ヲ書置タマヘリ。イツレノ御聖教カカネニ非ルハナケレトモ、其

義幽遠ナレハ、愚者ノ惑フトコロアルユヘナリ。
弾曰、僻弁者、偏ニ頼ム思ヒヲ我方カラ生因ト計ヒ募リ、我願
ヲ以往生ヲ引替ルヤウニ思ナシ、全ク仏ノ不思議力ヲ頼マス我カ頼ム
心ト口上トヲカネトシテ自ラ往生ヲ期セント計フハ、豈是ヲ無碍
【十四丁右】
ノ信海ト名クヘケンヤ。一篇ノ顕末悉ク念仏スレハ往生スルソト
疑ヒハレテ南無阿弥陀仏ト称ルヲアシシトココロエタリ。実ニカカル
御正統ノ御相承ノ安心ヲ僻事ト思ヒテ、自己ノ妄義ヲオシ
立ントスルコト恐ルヘキノ甚キナリ。但、日々ニ群盲ヲ導キ、海浜
ニ遂臭ノ人多キコトヲ悲ムノミ。黒谷ノ云ク、「タタ往生極楽ノタメニハ、
南無阿弥陀仏ト申セハ疑ヒ無ク往生スルソト思ヒトリテ〔信心〕申ス
外ニハ別ノ子細候ハス。但シ三心・四修ナント申スコトノ候ハ、ミナ決
定シテ南無阿弥陀仏ニテ往生スルソト思〔信心〕ウチニコモリ候
ナリ〔文〕」。コレ元祖ノ第十八願ノ宗意ヲ開示シタマフ誓言ノ明教
ナリ。弥陀ノ本願・釈迦ノ指誨、全ク此外アルヘカラス。今祖ヨリコノ宗
脈ヲ伝テ却テ他流ノ枝葉ヲ芟柞ス。相承伝灯ノ法嗣、コノ
【十四丁左】
一紙ノ意ニ他ナカルヘシ。故ニ、『歎異鈔』ニ云、「各々十余箇国ノサカヒヲ
越テ身命ヲカヘリミス尋ネキタラシメタマフ志、ヒトヘニ往生極楽ノ
道ヲ問ヒキカン為ナリ。爾ルニ念仏ヨリ外ニ往生ノ道ヲ存シ、又法

文等ヲ知リタルラント心ニククオハシマシテ侍ハオホキナル謬ナリ。若シシカラハ、南都・北嶺ニモユユシキ学匠達オオク坐セラレテ候フナレハ、カノ人々ニモ逢タテマツリテ往生ノ要ヲヨクヨクキカルヘキナリ。親鸞ニ於テハ、念仏シテ弥陀ニ助ケラレマヒラスヘシト、善キ人ノ仰ヲカフムリテ信スル外ニ別ノ子細ナキナリ［文］。コレ明ニ元祖ノ宗意ヲ相承シタマヘルナリ。汝末ニコレラヲ曲会シテ、コレハ行門ノ教ヲ相承シテ全ク祖師ノ御己証ニアラスト云ヘルハ甚謬ナリ。明カニ「親鸞ニヲキテハ」トノタマヘリ。コレ全ク自ラ御己証ノ安心コノ外ニナキコトヲ顕セルナリ。自ラ

【十五丁右】

諱ヲ出シテ、御己証ノ安心ハ全ク私ナク、善キ人ノ仰セヲ信シタマフコトヲ示シタマヘリ。汝何ソ念仏スレハ往生スルソト疑ハレタル信心ヲ僻コト云ルヤ。同文云、「浄土ノ慈悲トイフハ、念仏シテ急キ仏ニナリテ大慈悲心ヲ以テ思フカコトク衆生ヲ利益スルヲ云ヘキナリ［文］」。同云、「他力真宗ノ旨ヲ明セルモロモロノ聖教ハ、本願ヲ信シテ念仏ヲマフサハ仏ニナル。ソノ外ナニノ学文カハ往生ノ要ナルヘキ［文］」。同云、「タマタマナニココロモナク、本願ニ相応シテ念仏スルヒトヲモ学問シテコソナントトイヒオトサルコト法ノ魔障ナリ、仏ノ怨敵ナリ［文］」。文ニ明ニ「念仏シテ仏ニナル」ト云ヒ、「本願ヲ信シテ念仏ヲマフサハ仏ニナル」トノタマヘリ。汝何ソ念仏シテ往生スルソト信スル信心ヲ嫌ヘルヤ。念仏ヲ信シテ悦シク思フ人ヲ云ヒオトシテ、ソレテハ願カナケレハ正因ニアラス、頼ムトイハサレハ

【十五丁左】
仏ハ助ケタマハヌナトト云ヒナセルハ法ノ魔障、仏ノ怨敵ニアラスシテナ
ンソヤ。同云、「誓願不思議ニヨリテタモチヤスク称ヘヤスキ名号ヲ案シ
イタシ玉ヒテ、コノ名号ヲ称ンモノヲムカヘント御約束アルコトナレハ［文］」、名号
ヲ称ンモノヲ迎ヘントノ本願ナリト信スルヲ何ソ御正統ノ安心ニアラスト云ヤ。
【末灯鈔】云、「行ト申スハ本願ノ名号ヲ一声トナヘテ往生スト申スコトヲ
キキテ、一声ヲモ称ヘ若ハ十念ヲモセンハ行ナリ。コノ御誓ヲ聞テ疑フココロ
ノスコシモナキヲ信ノ一念トハマフスナリ」。一声センモノモ往生、十念センモノモ
往生セシメントアル御誓ヲキキテ信スルヲ、正ク信ノ一念ト示シタマヘリ。
ナンソ念仏スル者ヲ往生ト信スルヲ宗ノ安心ニアラスト云ヤ。同云、「念仏
往生ト信スル人ハ辺地ノ往生トテキラハレ候フランコト、オホカタココロエカ
タク候。其故ハ弥陀ノ本願トマフスハ、名号ヲ称ンモノヲハ極楽ヘ迎ヘン
【十六丁右】
ト誓ハセタマヒタルヲフカク信シテトナフルカメテタキコトニテ候ナリ［文］」。明ニ「弥
陀ノ本願ト申スハ」ト牒シテ、マカヒナク「名号ヲ称ヘンモノヲ極楽ヘ向ヘン」ト示シ
タマヘリ。何ソコレヲ宗ノ安心ニアラスト云ヤ。同云、「念仏ニココロサシモナク、仏
ノ御誓ニモココロオワシマサヌニテ候ヘハ、念仏セサセタマフトモソノ御ココロサ
シニテハ順次ノ往生モナリカタクヤ候フラン［文］」。同云、「コノ念仏往生ノ願ヲ
一向ニ信シテフタココロナキヲ一向専修トハ申スナリ［文］」。同云、「『宝号経』ニ
曰、〈弥陀ノ本願ハ行ニアラス善ニアラス、タタ名号ヲタモツナリ〉［文］」。

同云、「唯コノ誓ヒアリト聞テ、南無阿弥陀仏ニアヒマイラセタマフコソ、アリカタクメテタク候御果報ニテ候ナレ［文］」。同云、「名号ヲ不思議ト一念信シトナヘツルウヘハ、何条ワカハカラヒヲイタスヘキ［文］」。同云、「他力ト申スコトハ、弥陀如来ノ御誓ノ選択摂取シタマヘル第十八ノ念仏往生ノ

【十六丁左】

本願ヲ信楽スルヲ他力トマフスナリ［文］」。此ノ名号ヲ称ヘテ念仏ヲ貴キコトト信シタル人ヲ往生セシメントノ本願ト信スルコトナリ。何ソ汝カ如キノ仏体ニサシムカフテ口上ニテ頼ミカケテ、コレニテコソ我往生ハ懐ニイレタヤウニ思ヒナスヲ御相承ノ安心トスヘケンヤ。『唯信鈔文意』曰、「選択本願ノ尊号・無上智恵ノ信心ヲキキテ、一念モ疑フココロナケレハ真実信心トイフ［文］」。又云、「無碍光仏ノ不可思議ノ誓願、広大智恵ノ名号ヲ信楽スレハ、煩悩ヲ具足シナカラ無上大涅槃ニイタルナリ［文］」。又云、「〈乃至十念若不生者不取正覚〉ト云ハ、選択本願ノ文ナリ。コノ文ノココロハ、乃至十念ノチカヒハ名号ヲトナヘンヒト［眼ヲツケヨ］若シワカ国ニ生レスンハ仏ニナラシトチカヒタマヘルナリ［文］」。『一念多念証文』云、「浄土真宗ノナラヒニハ念仏往生トマフスナリ。マツタク一念往生・多念往生トマフス

【十七丁右】

コトナシ［文］」。諸ノ文、明ニ念仏往生ト深ク信スルヲコソ、信心トモ安心トモ示シタマヘリ。汝ハ信心往生ト信スルコトノヤウニ思ヘルニヤ。何ノ処ニカ信心往生ト仰セラレタルコトアリヤ。但、念仏往生ソト信スル信心ヲ以テ報土ノ因

トススメタマヘリ。故ニ名号不思議ノ信心ヲヒトシクヒトヘニススメシムト云、
不思議ノ仏智〔名号〕ヲ信スルヲ報土ノ因トシタマヘリト云フ。コレ念仏往生ト
心得ワケルヲ信心ト教ヘタマフナリ。又、「本願名号正定業、至心信
楽願為因」トアルモ、「本願名号正定業」トハ念仏往生ノイハレナリ。
コレヲキキテ至心・信楽スルヲ正因トセルナリ。名号ヲ一念不思議ト
信シツルトキ往生必ス定ルナリ。大行ヲ信スル一念ノ信ナル故ニ、其信
即報土ノ正因ナレハ、命短クシテ称ヘアラハサネトモ、其時臨終セハ信
ノ一念迄ニテ速ニ往生スルナリ。是ヲ以テ、「念仏マフサント思ヒ立心ノ

【十七丁左】

オコル時、摂取不捨ノ利益ニアツカル」ト示シタマヘリ。コレコノ意ナリ。
若其時ノ命ノヒナハ、一念ノ信ニテ事タリヌル上ノ称名ナレハ、コレヲ
仏恩報謝ノ称名トモイヒ、マタ信ノ上ノ称名トモマフスナリ。汝カ心
得タル妄義ハ更ニ所信ノ行体ヲ論セス、南無阿弥陀仏トイフ
本願ヲタテマシマシタルコトヲモ云ハス、唯仏体ニ向ヒテ口上ヲ以往生ヲ
タノムヲノミ安心ト定タリ。甚キ妄義ニシテ全ク念仏ノ信心ニアラス、
念仏信スル人ニアラス。「大行巻」ハ永ク空言トナリ、本願ハ無用ニ
ナリヌヘシ。悲ヘキノ至ナリ。又唯『御文』ヲノミ偏讃シテ、却テ聖人ノ
御己証ヲ幽遠ニシテ人ノ迷ヒ易キ教ヘト云ナスコト、謬リノ最上ナリ。
聖人、豈人ヲ迷シタマハンヤ。青天白日タタ汝カ如キハ浮雲ナリ。偏ニ
『御文』ノ助ケタマヘノ御言ヲ取謬テ、祖師ノ聖教マテヲ其取謬リノ

【十八丁右】

方ヘ引入ントセルナリ。恐ルヘシ恐ルヘシ。

次ニ『観経』ノ「具足十念」ヲ引ニ、口ニ顕シテ弥陀ヲ頼ム時ハ南無阿弥陀仏ト称ヘヨト教ヘタマフト云ヘル証ヲ不成。『経』ニハ天竺ニテ説タマヘハ梵語ニテ唱ルハツナリ。当流ノ御教誡ハ正ク日本人ニ対シテオシヘタマフユヘニ、和語ニテ助ケタマヘト示シタマヘリ。証ヲ不成事可知。

弾云、予コノ一段ヲ叱閲スルニ至テ、オモハス失声シテ笑フ。若シ汝カ云如ク天竺ノ御教化ナラハ、南無阿弥陀仏、日本ノ御教化ナラハ助ケタマヘト教ヘタマフト云ハハ、然ラハ汝ハ臨終マテ南無阿弥陀仏トハ称ヘサルヤ。日本ノ人ハ天竺ノ御教化ノ言ヲ用ヒサルヘキユヘニ、唯助タマヘトノミ生涯称フヘキナリ。汝カコノ資ヲキカハ、遁ルトコロナカラン。

【十八丁左】

若転計シテ信スル初ニハ、助ケタマヘトイヒ、其後ハ南無阿弥陀仏ト称フヘキト云ハハ、然ラハ最初ハ日本ノ人ニシテ後ハ天竺ノ人ナルヘキヤ。又云ハン、南無阿弥陀仏トハ天竺ノ御教化トナラハ、何ソ『御文』ニ「南無阿弥陀仏ト頼メ」トハ勧メタマヘルヤ。是モ天竺ノ人ニ対シテ御教化ト云ヒマケルヤ。アラアラオカシキコトナリ。

次ニ祖師聖人ヨリ御代々ミナ此通リニ御教化マシマスト云ヘルモ心得ス、偽者此向キニ所引ノ外、イツレノ御聖教ニカ、心ノ

信心ヲ口ニ顕ス頼ミヤフハ南無阿弥陀仏ト称ルカ帰命ノ一念
ナリト仰セラレシコトアリヤ。御代々ノ御勧化ハ唯『御文章』
ヲ鏡ニセヨトコソ仰セラレタリ。『御文章』ニハ一通一通ニ「仏助ケ
タマヘ」トコソ勧メタマヒツレ。

【十九丁右】

弾曰、「前ノ所引ノ外、何レノ御聖教ニカ心ノ信心ヲ口ニアラハス頼ミヤウハ南無
阿弥陀仏ト称フルカ帰命ノ一念ナリト仰ラレシコトアリヤ」トハ、コレ何ノ云ヒ分ソヤ。
前ノ所引トハ、黒谷・高祖・先徳ノ三文ヲ引タマヘルヲ指スナラン。三文明白ニ
シテ義趣極成ス。何ノトホシキコトカアランヤ。又余ノ類文ハ省略シタマフ
ナラン所以ハ、予前ニ具ニ出ス、眼ヲ剖テ見ヘシ。汝ハ『御文』ノミヲ宗門安心ノ
定判トシ、祖師ノ聖教ハ幽遠ニシテ人迷ヒ安キ処ト云、行門ヲ表テト
セル方便ノススメアルト思ヘリ。然レトモ、汝ハ『御文』ヨミノ『御文』ヨマツト云ツヘシ。二帖
目ニ明ニ「南無阿弥陀仏ト頼ム」トアルヲ見スシテ、「『御文』一箇所ニモコレナシ」
ナトト云ヘリ。『般若』・『華厳』ノ経文ナラハ見覚ナキト云コトモアルヘシ。何ソ朝
夕ノ『御文』ヲ見覚ヘ無キト云テシカランヤ。況ヤ他ノ御教化ヲ弁付セントス
ル人ノ、『御文』ヲ知ラスシテ可ナランヤ。又一通々々ニ「助ケタマヘ」トアルハ、汝カ妄義ノ

【十九丁左】

口上頼ノコトニアラス。具ニ前ニ示スカ如シ。
次ニ、南無阿弥陀仏ハ本願成就ノ名号ニシテ、万行円備嘉号
ト名ケタマフ。仏助ケタマヘト云口上ニハ、万行円備ノ嘉号ト云ヘキヤト云ヘ

ルモ、弥々心得難シ。如何トナレハ、助ケ玉ヘト云ハ、即南無ノ二字ナルコト
論ナシ。南無ニハ阿弥陀仏ヲ具ス。喩ヘハ打ハ即鳴ル如ク、然ハ助玉ヘト
頼ム一念ハ、即機法一体ノ南無阿弥陀仏ナリ。偽者、何故ソ
梵語ノ南無阿弥陀仏ニハ万行円備シ、機法一体ノ南無阿
弥陀仏ニハ万行円備セスト云ヤ。若シ助ケタマヘノ帰命ノ一念ニ万行
円備セスハ、頼奉ル〔帰命〕信心ハカリニテハ往生モ決定スヘカラス。
何故ソ一念ニ弥陀ヲ頼ミ奉ル行者ニハ無上大利ノ功徳ヲア
タヘ玉フトイヒ、又『御和讃』ニハ、「選択本願信スレハ〔行トイハス〕　不可称不可

【二十丁右】

説不可思議ノ　功徳ハ行者ノ身ニミテリ」トモノタマヘルヤ。
弾曰、僻弁者ハ口ニ御助候ヘト云ヘハ、南無阿弥陀仏ト申スト同コトナリト心
得タル条、甚謬リナリ。御助候ヘト申サントアルハ、全ク口上ニテノヘ称ヘヨト仰
セラレタルニアラス。若シ口ニ出シテ頼サマヲモトメハ、南無阿弥陀仏ト頼コトナ
ル条、証文明白ナリ。汝若シ口ニ御助候ヘト云ハ南無阿弥陀仏ト申ス
ト同事ナリトイハハ、何ソ南無阿弥陀仏ト頼メトノタマフ御示シヲキラヘルヤ。
其謬リ可知。『御文』ニ「南無ハタノム機ノカタナリ。阿弥陀仏ハ助ケタマフ法ナリ」
ナトト云フハ、コレ名号ノ意義ヲ示シタマフナリ。黒谷ノ南無阿弥陀仏ト云
ハ別シタルコトニハ思フヘカラス。阿弥陀ホトケ我ヲ助ケタマヘト云辞トノタマフモ、
全ク阿弥陀ホトケ我ヲ助ケタマヘト口上ニテ頼メトハ仰セラレタニハアラス。正ク
六字ヲ称フル其意味ヲ知セタマフナリ。汝今助ケタマヘト云ハ機法一体ナ

【二十丁左】

リトハ心得カタシ。『御文』ニハ南無阿弥陀仏ノ六字ヲ分釈シテ「機法一体」トコソ仰セラレタレ。全ク助ケタマヘト口上ニテ云フヲ「機法一体」トハ示シタマハス。況ヤ第十七願ニ「我名」ト説キ、成就ノ文ニハ「名号」ト示シ、吾祖ハ「大行ト云ハ則称無碍光如来名」ト云ヘリ。更ニ助ケタマヘト称フルヲ、「真如一実功徳大宝海」トハ仰ラレス。何ソ助ケタマヘト云フ口上ニモ万行円備スト云ハンヤ。次ニ、若シ助タマヘト云帰命ノ一念ニ万行円備セスハ、頼ミ奉ル信心ハカリニテハ往生ハ決定スヘカラストハ、是又甚キ謬リナリ。帰命ノ一念ハ大行ヲハ信スル一念ナルカユヘニ、万行円備シテ往生ノ因成就ス。更ニ第二念ヲマタサル条、何ノ異論カアランヤ。然レトモ汝カ云フ帰命ノ一念ニハ万行円備セス、往生ハ決定セサルヘシ。口上ニテ助ケタマヘトイフヲ以テ帰命ノ一念ト定メ、或ハ所信ノ行体ヲ打捨テ、但、助ケタマヘト思ヲ廻ラスヲ以テ帰命ノ一念ト定ムル妄

【二十一丁右】

安心ニハ、何ソ大利ヲ円備シ、往生ノ因ヲ成就スヘケンヤ。念仏ヲ信スル一念ナルユヘニ、念仏往生ヲ信ノ一念ニ成就シ、命短クシテ称ヘ顕サスシテ命終ストモ、必ス往生ヲ得ルナリ。『歎異鈔』云、「弥陀ノ誓願不思議ニ助ケラレマヒラセテ、往生ヲハトクルナリト信シテ念仏マフサント思ヒ立ココロ［念仏往生ヲ一念シテイマタ口称セサルキサミ］ノヲコルトキ、則摂取不捨ノ利益ニアツケシメタマフナリ［文］」。コレ明ニ念仏往生ヲ信スル信ナレハコソ、必往生ノ大利ヲ円備セルナリ。

汝又『和讃』ノ「選択本願信スレハ　乃至　身ニミテリ」トノタマフヲ引ケリ。

其「選択本願」ト指シタマフハ何ナル物ト心得タルヤ。正クコレ弥陀仏本願
ノ名号、念仏往生ノ御誓ノコトナリ。コノ大行ヲ信スル大信ナルカユヘニ、
不可称不可説不可思議ノ功徳ハ、其信スル者ノ身ニミテルナリ。汝カ
如キノ、名号ヲ信シ念仏ヲ貴キコトト信スルヲ僻コトト思ヘル妄安心ニハ、ナニ
【二十一丁左】
トシテ此大利ヲ円備スヘキヤ。
況ヤ所言如キハ、是非ニ口称ノ梵名ヲカリテ往生ノ益ヲウヘシ。口
業ノ称名ニヨリテ往生ノ益ヲウルト云。是当流ノ安心ナリヤ。善
導大師ハ、「三心〔帰命助タマヘ〕既ニ具スレハ、無行〔万行円備〕不成」ト釈シ、元祖ハ、
「涅槃ノ城ニハ信ヲ以能入トス」ト云ヘリ。高祖ハ、「金剛堅固ノ信心ノ　サタ
マル時ヲマチエテソ」等ト〔不遑枚挙〕ノタマヒ、【御文】ニハ、「信心ヲ以テ本トセラレ
候」等ト仰ラレテ、遂ニ信〔意業〕行〔口業〕備テ正因ト仰セラレタルコト
ナシ。唯「心行」ト仰セラレタルコトアレトモ、或ハ約仏体即行、言行、或
ハ自然多念及報謝ヲ以テ行ト云ヘリ。偽者云、弥陀ヲ頼ム南無
阿弥陀仏ノ口称ト云ニハアラス。畢竟、偽者ノ信行ト云ヘルハ、安心ノ
場処ニ於テ意業・口業〔称名〕ナラヘテ取テ信行具足ト思ヘルハ、
【二十二丁右】
是全ク「体即行」ト云コトヲ知ラサルヨリ起レリト見ヘタリ。
弾曰、「所言ノ如ハ是非ニ口称ヲカリテ往生ノ益ヲウヘシ。口業ノ称名ニヨ
リテ往生ノ益ヲウルト云、是当流ノ安心ナリヤ」トハ甚タ笑ヘキコトナリ。是

他ヲ資ルニアラス、自ラ難スルナリ。汝前ニ黒谷ノ釈文ヲ会通シテ、助ケタマヘト
云ハコレ南無阿弥陀仏ト云ニ同シト極メタリ。爾ラハ汝カ助ケタマヘト云口上
頼ミハ和語ノ称名ナリ。助ケタマヘノ口業ノ称名ヲ以、漸ク往生ノ益ヲ得ルト
ナラハ是当流ノ安心ナリヤ。『末灯鈔』ニ明ニ信ト行トハタタコレ一ツナリトノ
タマヒタレハ、信ノ一念ニテ往生治定ストアルモ、又一声ノ称名ノトコロニテ
往生定得ストアルモ更ニ違無キコトナリ。然ルヲ汝、「信行ヲ並ヘテ往生ヲ
得ヘキヤ」トハ、誰レヲ難シタル辞ナルヤ。一声ノ称名ノトコロニ往生ヲ定得スト
アルヲ信行ヲ双ルト云ハハ『末灯鈔』ニハ、「名号ヲ不思議ト一念信シ、トナヘツル
【二十二丁左】
ウヘハ」トアリ。『嘆異鈔』ニハ、「念仏申サハ仏ニナル」トアリ。『執持鈔』ニハ、「本願ヲ
信シ名号ヲ称レハ、ソノ時分ニアタリテ往生ハ定ルナリ」トアリ。『御文』ニハ、「一声
ノトコロニテ往生ヲ治定スルナリ」トアリ。コレミナ信行ヲ双ヘ、意業・口業ヲ
兼テ往生ヲ治定シタマフ御領解ト云ハンヤ。汝カ執情ノ引トコロ、祖師・先徳
ノ御領解ヲモ邪義ニ見ナシ、アマネクノ人ヲ惑サントスルコト恐ルヘキノ
甚キニアラスヤ。次ニ善導・黒谷・高祖・蓮祖ノ明文ヲ引ク。但一ツ信心ノミ
ニテ往生ヲ決定スル証文ナリ。汝コレヲ引テ他ヲ咎ントスレトモ、却テ汝カ口ニテ助ケタ
マヘト云コトト心得タルヲ害スルナリ。汝コソ前ニアマタノ『御文』ノ文ヲ引テ、意業・口
業ノ二ツト分ケテ夾注ヲイレテ示シ、下ノ段ニハ、三業頼ミヲ救ヒテ其嘸倣トス。コレコソ
実ニ意業ノ上ニ口業ヲ加ヘ、或ハ身業迄ヲ取揃ヘテ往生セントスル僻法門ナ
リ。「御教化書」ニハ全ク意業・口業ヲ揃ヘテ本願ヲ信セヨトハサラサラ仰ラ

【二十三丁右】

レス、心ニテ本願ノ名号ヲ信スルヲ心ノ頼ミトセルナリ。若其心ノ頼ヲ口ニ顕スト
ナラハ、南無阿弥陀仏ト頼ムコトトノタマフ御コトナリ。次ニ汝、仏体即行ト云
コトヲ明シテ信行一時ニ得ルスカタトセリ。並ナキ大謬ナリ。弥陀ノ仏体
ハ他ニアルニアラス。南無阿弥陀仏ノ御名ニ即スルヲ仏体即行トコソ
ノタマフナレ。汝コレヲ信行一体ノコトトココロエタルコト愚ノ甚キカ故ナリ。
況ヤ「梵語テ称フルハ正義ナリ、和語ハ謬リ」ト云ハハ、唐ノ翻訳モ謬リ、
翻訳ノ経巻ヲ読誦スルモ、功徳モ有ルヘカラス。復「南無ト云ハ帰
命、帰命ト云ハ、助ケタマヘト頼ムコト」ト蓮師モ節々ニノタマヘルモ皆
謬リナリヤ。喩ヘハ「眼」ト云ハ正義、「目」ト云ハ謬リト云カコトシ。
弾曰、是ハ鹵奔ノ甚キナリ。翻訳ハ累代ノ三蔵、八万十条ノ正法、厳
密ニシテヨク両土ノ方言ヲ相通シテ、梵漢対翻ス。コレヲ翻訳ト云。然ルニ

【二十三丁左】

和漢ノ対翻スル例アルコトヲキカス。何ソ「御助ケ候ヘ」トハ「南無阿弥陀仏」
ノ翻名ト云ヘルヤ。「助ケタマヘ」ナト云フハ、「南無」「帰命」ノコトハリヲ明シタマフコトニ
シテ、全ク「御助候ヘ」ト云ハ「南無」ノ翻名ニシテ、「助ケタマヘ」ト称フレハ「南無」
ト称フルニ当ルトハ仰セラレタルコトナシ。汝、何ソ「御助ケ候ヘ」ノ言ヲ以テ
「南無阿弥陀仏」ヲ和国ニテ翻訳セル言ト極メタルヤ。アラアラ、オカシヤ、オカシヤ。
次ニ「善知識ノ御勧化ニヨリテ本願ノイワレヲ聴聞シテ、念仏申ス者
ヲ迎ント誓ハセ玉フ不思議ノ仏智ニシテ、助ケタマフコトヲ深ク信シテ」等ト云ヘル。

是全ク称名願体家ノ安心ナリ。深信シテ一念帰命シ奉ルト云フモ
偽者ノココロハ口称ヲ以テ生因ト深ク信スルヲ一念帰命ト云ト見ヘタリ。
助ケタマヘト頼ミ奉ル一念帰命ニハアラス。カカル心底ニテ先年諍論
ノ称名願体家ヲ不正義ナリト決判アリシハ心得カタキコトナリ。

【二十四丁右】

弾曰、汝往々ニ称名願体家ノ安心ト云ナセルコトアリ。往年願体
ノ製度ハ称名願体ノミヲ不正義ト定メ信心願体ヲ宗ノ正義
ト判シ玉ヒシト心得タルハ、其根元ヲ不知故ナリ。汝カ骨張セシ信心
願体ハ双ヒナキ大邪義ナリ。邪篇ノ始終、タタ本願名号正定
業ト至心信楽スル安心ヲ嫌フテ偏ニ空ニ心ヲメクラシ、口ニ助ケタマヘト
述ルヲ以テ宗ノ安心ト執セリ。故ニ称名ハ報謝ノ用ニコシラヘタル
者ニシナシ、信ノ上ノ口スサミコトニトリナシテ相続ヲナヲサリコトニ心
得ル事、モトモ覚ヘサル大僻事ナリ。
【御文章】云、「サレハ世間ニ沙汰スル処ノ念仏ト云ハ、タタ口ニタニモ
南無阿弥陀仏ト称レハ助カルヤウニミナ人ノ思ヘリ等〔文〕」。又云、「世
ノ中ニ人ノアマネク心得オキタル通リハ声ニ出シテ南無阿弥

【二十四丁左】

陀仏トハカリ称レハ極楽ニ往生スヘキヤウニ思ヒ侍リ。ソレハ等
〔文〕」。如是御教誡数通アリ。今偽者所云全ク此所破ニ当
レリ。何ソソレヲ思ハサルヤ。

弾曰、名号ヲ称ン者ヲ迎ントノ本願ソト信スル安心ヲ、今ノ『御文』ノ
所破トナスナラハ、『末灯鈔』『嘆異鈔』等ハコレ、『御文』ノ所破ナルヘキヤ。
アサマシキコトナリ。汝タタ一文ヲ裁取シテ、文ノ前後ヲヨマサルヤ。口ニタタ
称名ハカリヲ称ルハ、オホツカナシト誡メタマヘルハ、南無阿弥陀仏ノ
イワレヲヨク心得テ称ヘヨトノコトナリ。コレモ聖人ノ、「一向名号ヲ称フトモ
信心アサクハ往生スヘカラス」トノタマヒシニモトツキタマヘルナリ。念仏往
生ト深ク信シテ称ヘン者ヲ宗ノ安心ト示シ玉ヘリ。『御文』モ又爾ナリ。
タタ称ヘテハタスカラス。南無阿弥陀仏ノイハレヲヨクキキヒラキテ称レハ
【二十五丁右】
助カルト勧メタマヘルナリ。今ノ『御文』ハ、汝カ執スル信心願体家ノ
安心ヲ誡メタマヘルナリ。何ソナレハ汝等カ安心ハ名号ノイハレト云コト
ヲ打捨テ空ニ助ケ玉ヘト口上ニ顕スノミヲ信心ト心得テ、更ニ南無阿
弥陀仏ノイハレヲ信セサル輩ナレハ、コノココロヱニテ称名スレハ必スコレ口ニ
タタ称名ハカリヲトナフル者ニシテ、オホツカナキコトナリ。
評曰、唯帰命三業ニワタルト云、三業ノ帰命ト云ハンハ謬リトハ云フ
ヘカラス。若シ三業ヲソロヘサレハ往生セスト云フハ謬リナルヘシ。所引ノ
如ク光明寺ノ大師ハ彼此三業ト釈シ、『御文』ニコレヲ引タマヒテ
「南無ノ二字ハ衆生ノ阿弥陀仏ヲ信スル機ナリ。次ニ阿弥陀仏
ト云四字ハ弥陀如来ノ衆生ヲ助ケ玉ヘル法ナリ。コノ故ニ機法一
体ノ南無阿弥陀仏トイヘルハコノココロナリ。コレニヨリテ衆生ノ三業

【二十五丁左】

ト弥陀ノ三業ト一体ニナルトコロヲサシテ、善導和尚ハ「彼此三業不相捨離」ト釈シタマヘルモコノココロナリ［文］。此ノ如ク安心ノ場処ニ三業ヲ論シタマヘリ。何ソ当流ニ沙汰ナシト遮セルヤ。

弾曰、光明大師ノ彼此三業ノ親縁ヲ釈スル中ニシテ、全ク相続ノ上ノ論ナリ。文ニ云、「衆生起行、口常称仏仏即聞之、身常礼敬仏者仏即見之、心常念仏仏即知之。衆生仏憶念者、仏即憶念衆生。彼此三業不相捨離故名親縁也［文］」。此文ニ明ニ起行ト云。又三タヒ常ノ字ヲ下ス。全ク相続ノ上ノコトハリ。況ヤ口・身・心ト次第ヲナスコト、コレ安心ノ時ニアラサルコト知ヌヘシ。何ソ是ヲ引キテ安心決定ノ場処ニ於テ三業ヲ取ソロヘル証拠トセンヤ。次ニ『御文』ハ南無阿弥陀仏ノ六字ノ中ニ機法一体ニ成シタマヘルイハレヲ示シタマヘリ。

【二十六丁右】

行者ニ於テ三業ヲ取揃テ本願ヲタノメト云フニハアラス。彼此三業ノ文ヲ引合シタマフコトハ、仏辺ニモトヨリ機法一体ニ成シタマヒシユヘニ、今又、行者ノ三業ト仏ノ三業ト一体ニナルト示シタマヘル証文トシタマヘリ。コレヲ引キテ安心ノ場処ニ三業ヲ取揃テ証拠トセンコトコレ甚謬ナリ。

『浄土論』ノ帰命ヲ『註』ニ釈シ玉ヒテ、「帰命ニハ礼拝ヲ具ス」ト云ヘリ。帰命ハ安心ニアラスシテ何ソヤ。故ニ祖師ハ『経』ノ三信ト『論』ノ一心トヲ

引合シタマヘリ。三信ステニ安心ナリ。一心何ソ安心ナラサラン。然ルヲ今
起行ノ次第ヲ示スト云ヘル、何ノ意ソヤ。『論』ノ帰命ハハタシテ安心
ニアラスンハ、祖師ノ三心ニ引合セ玉ヘルハ謬リナルヘシ。既ニ帰命ニ礼
拝ヲ具ス。何ソ口業ヲ具セサルヤ。『論』ノ「帰命尽十方無碍光

【二十六丁左】

如来」ハ即是口業ナリ。故ニ讃嘆門トシ、「称無碍光如来名」
ト釈シタマヘリ。『論註』、既ニ三業ノ帰命アリ。今日ノ我等何ソ是ヲ
処トセンヤ。如之、三業相応ハ必然ノ理ナリ。内ニ誠アレハ色外ニ
顕ル。心ニ一心ニ助ケ玉ヘト帰命スル者、口ニ助ケタマヘ云ヘキコト勿論
ナリ。心・口、既ニ帰命ス。身業ノ合掌礼敬、何ソナカラン。
弾曰、『論』ノ五念門ハ全ク起行ナリ。明カニ『往生礼讃』ニ、三心ヲ以テ
安心トシ五念ヲ以テ起行トナシ玉ヘリ。然ルニ汝今、五念ヲ起行ト示シ
タマヘルヲ何ノ意ソヤト責メタルハ、善導ヲ責ル意ナルヤ。アラオカシ
キコトナリ。『論註』ニ論偈ヲ総シテ五念ニ配ストシテ、其配列ニ至テ
ハ「世尊我一心」トノタマヘル一句ヲハ全ク五念ニ配シタマハス。『註』云、「我一心ト云
者天親菩薩自督之詞也。言心念無碍光如来、願生

【二十七丁右】

安楽国、心々相続無他想間雑［文］」。コレ『論註』自督ノ安心
ナリ。『経』ノ三信ニアタレリ。祖師ハコノ一心ト『経』ノ三信トヲ引合シテ一トナシ
タマヘリ。全ク「帰命」ノ二字ヲ以テ『経』ノ三信ニ合スルニアラス。「帰命」已下

ヲハ五念門ニ配列シテ、一心ノ上ノ五念トナシ玉ヘルハ『論』ノ骨格ナリ。
汝若シ「帰命尽十方」等ノ三句ヲ、三念・三業ニ配シタマヘルヲ
見テ三業帰命ノ安心ト定ルナラハ、自督ノ「我一心」ハ何ナルモノソ。悲キ
哉。一心・五念ノワカチヲモ知ス、帰命礼拝ヲ安心トナサントシ、論主モ
三業頼ミノ安心ト云ナスコト、謬リノ甚キナリ。一心ステニ五行トナリユクハ
相続起行ノ次第ナリ。其安心ハタタ初ノ一心ニコトタレリ。善導
ノ五正行モマタマタ起行ナリ。故ニ五正行トコソ名ケタレ。五行ノ冠リニ
一心専念ノ言アルハ、コレ安心ナリ。コレミナ汝カ耳ンセサルトコロナリ。ヨク
【二十七丁左】
意ヲ留ムヘシ。汝前ニハ『御文』ヲ曲会シテ、心ニ助ケタマヘト思ヒヲメ
クラシ、口ニ助タマヘト述ルヲノミ当流ノ安心ト一定セリ。此処ニ至リテハ
身ニ礼拝スル迄ヲ取揃テ安心トスルコト、背角ノイタレルナリ。『御文』ニ
何ソ一通一通ニ、身ニモ助ケ玉ヘノ行状ヲナセトススメ玉ハサルヤ。第十八
願及ヒ成就ノ文、流通ニモ何ソ礼ヲ説カサルヤ。況ヤ黒谷云、「礼誦
等ハ本願ノ行ニアラス［文］」。『尊号銘文』云、「正行ヲ修セント思ハハ正
業・助業二ツノ中ニ、助業ヲサシオクヘシト［文］」。ステニ非本願ノ行
ト判シ、サシオクヘシトノタマヘリ。何ソ非本願ノ行ヲ以テ弥陀頼ム法則
トセルヤ。悲ムヘシ悲ムヘシ。

但シ身・口ノカナハサル者ハ、タタ意業ノ帰命ニテ往生スヘシ。ソ
ノ義、下ニ至テ論スヘシ。今、三業相応ハ平生無事ナル者ニ

【二十八丁右】

就テ論スヘシ。『往生要集』ニモ、「礼拝門ハ三業相応三身業ナリ」ト云ヘリ。何ソ一概ニ当流ニ御沙汰無キ珍シキ名目ヲ取拵申間敷ト製遮セルヤ。備問ス。偽者ハ一念帰命ノ時ノ身・口二業ハ安心ニ属セルヤ。又問、偽者念仏スレハ往生スト信シテ口ニ南無阿弥陀仏ト称ル時ノ身業ハ、イカヤウノ行作ナリヤ。如何々々。

弾曰、平生無事ナル者ノ安心ト身・口ノカナハサル者ノ安心ト二段ニワケタルコト今古比類モ無キ新義ナリ。意業ノ帰入ニテ往生スルコト平生無為ノ者モ同シ事ナリ。何ソ身・口ノカナハサル人ノミハ意業ハカリニテコトタリ、平生無事ノ人ハ必ス三業ヲ取リソロヘトハ新寄［規カ］ニ申シナシタル自由ノ妄義ナリ。祖師・先徳、何ノ処ニカコレヲワケテ

【二十八丁左】

教ヘ玉ヘルヤ。次ニ『要集』ノ三業相応ノ礼ヲ引出ス。コレ信ノ上ノ助業ノ礼拝ナリ。信相続シテ三業ニアラハレイツルモノナレハ、礼モ三業ナル事勿論ナリ。コレヲ引テ初入ノ一念ニ三業頼ノ証トセンヤ。悲ムヘキコトナリ。次ニ「借問ス。偽者ハ一念帰命ノ時ノ身・口二業ハ安心ニ属セルヤ」トハ、コレ何ノ謂ソヤ。本願ヲ信受スルハ一念ノ意業ニコトタリヌ。若シ其意ヲ口ニ顕ストキハ南無阿弥陀仏ト申スナリ。全ク非本願ノ行タル礼拝ハ相続ノ上ノ助業ニコソアレ。全ク信ノキサミニコレヲ沙汰

シタマハス。何ソ身業ヲモ安心ニ属セルヤト尋ネタルハ、鹵奔ノ甚キナリ。
次ニ「又問、偽者念仏スレハ往生スト信シテ口ニ南無阿弥陀仏ト称ス時ノ
身業ハイカヤウノ行作ナリヤ、如何［云云］」コレ又何ノ謂ソヤ。本願ヲ頼ムニ豈
行作ヲシモ云ンヤ。『経』・『論』及ヒ祖師・先徳、何ノ処ニ行作ヲトリツクロヒテ
【二十九丁右】
弥陀頼メト教ヘタマヘルヤ。名号ヲ信シ名号ヲ称フルニハ行住坐臥モヱ
ラハレス。モトヨリ礼拝等ハ、非本願ノ行ニシテ信相続ノ助業ニハナルヘ
シ。何ソ本願ヲ信受スル初メニコレヲシモカルヘキヤ。汝コノ問ヲナス意ハ、強ニ
行儀作法ヲトリソロヘテ仏前ニ出テ、年ヲキハメ月日ヲ定テ、意ニハ助ケ
タマヘト思ヲメクラシ、口ニハ「改悔ノ文」ヲ称ヘテ、口上ニテ助タマヘト申シ上ルヲ
以テ、サテハ今日ヨリハ美シキ信心者ノ人数ソト印可セル妄定心ナ
ルヘシ。コレ北国ニ盛ニ伝ハル大邪義ナリ。コノ問ヲナスニ依テ汝カ僻執
タチマチ顕出ス。カナシムヘシ。
評云、此一段ノ所破、全ク当流ノ義ニアラス。然ルヲ偽者似ヨ
リタル事ト云ヘル甚心得難シ。当流ノ安心ニハ全ク偽者ノ所立ニ
ハカツテ似ヨリタル事ナシ。但シ誠ニ似ヨリテ聞エ如何ト云ニ、偽者ノ
【二十九丁左】
所立ハ名号ヲ称ヘン者ヲ助ケント普ヒタマヘル本願ソト聞テ
口ニ南無阿弥陀仏ト称フルカ当流ノ安心ナリト云トキハ、正ク口
称ヲ正因ト信スルナレハ、タトヒ意業ニハ口称スルモノヲ助ケタマヘト

信シテ疑ナクトモ、正因ノ口称ナクハ、何ヲ以テカ生スルコトヲ得ンヤ。喩ハ
物タネヲマケハ、ハエ出ルモノト意業ニ信シテ疑ヒナクトモ、マタ
オロサスハ、何ヲ以テカハエ出ル日ハアランヤ。然ル時ハ所破ノ信ト行ト
揃ヘテ具足セサレハ往生セスト云ヘルト云ヘル、全ク同事ナリ。何故ソ
御正意ニ違スト云ヤ。【但所謂御正意者但是為者ノ正意ニシテ祖師ノ御正意ニ非ス】況ヤ偽者、
既ニ助ケタマヘニハ万行円満セス。唯名号ノミ円満スト云時ハ、是
非トモ口称スルニアラサレハ万行満セス。故ニ往生モ治定スヘキヤ
ウナシ。コノ所立カライフ時ハ所破ノ云分似ヨリタル段ニアラス。能破ノ

【三十丁右】

当体全ク是ナリ。若シ不然ト云ハ其能破ノ違ヒ如何。今、傍
観スルニ、所破ハ心・口ノ二業共ニ仏助ケタマヘトキスルトミヱタリ。爾ル時ハ
能破ノ意業ニハ頼ム者ヲ助ケタマフト疑ハス信シ、口業ニハ南無
阿弥陀仏ト称フルカ、当流ノ一念帰命ノ心行ト云ヘルニハ遙ニ勝レ
タリ。若、能所コレヲ違スト云ハハ我ハ所破ニシタカハンヤ。
弾曰、汝カ如キ大行ヲ信スル安心ヲサシノケテ、アテ処モ無ク空ニ信スルヲ
信心ト云ハ更ニ当流ノ安心ニアラス。今、了専寺一類ノ信行ナラヘ
テ往生ヲ得ト云ハ御正義ニ背キタレトモ、大信・大行ヲ忘レサルコトハ
一往ハ似ヨリタルナリ。一向ニ行ヲサシノケタルヨリハ、遙ニ勝レタルナリ。今
汝、何ソ似ヨリタル分ナシト云ヘルヤ。汝カ行ヲ嫌ル眼ヨリハカクモ見ユヘキナリ。
次ニ名号ヲ信シ称ル者ヲ助ント誓ヒタル本願ソト信スル安心ヲ僻

【三十丁左】

義トテ嫌フタリ。然ラハ聖人ノ、「念仏シテ弥陀ニ助ラレマイラスヘシト
ヨキ人ノ仰ヲカフムルヲ信スルホカニ別ノ子細ナシ」トノタマフ安心ハ僻法
門トナセルヤ。次ニ口称ヲ生因ト意業ニ信スルトキハ、所破ノ信行揃
ヘテト云ニ同事ナリトハ、コレ何ノ謂ソヤ。口称ヲ正業トコソノタマヒタレ。口称
ヲ直ニ報土ノ真因トセヨトハ、何ノ処ニ御示シアリヤ。報土ノ真因ハ
本願名号ハ正定業ナリト信楽スル其一念ノ信心ヲ以テ往生
ノ因ト教ヘタマフナリ。次ニ称名ヲ信スルナレハ、「所破ノ信ト行ト揃テ具
足セサレハ往生セスト云ヘルト全ク同事ナリ」トハ、コレマタ何ノ謂ソヤ。若シ
然ハ汝カ助ケタマヘト心ヲメクラシ、口上ニテモ助ケタマヘト述ルヲ以テ安心ト
明シテ黒谷ノ釈ヲ引テ助タマヘトハ南無阿弥陀仏ノ訳語ト定タリ。若シ
口ニ助ケタマヘト述ルハ南無阿弥陀仏ノ訳語ナラハ、汝カ安心ハ信行ヲ

【三十一丁右】

ソロヘルニアラスヤ。コレ他ヲ害スルニアラス。却テ自ヲ害スルナリ。

評云、久唱寺口上ニ初ニ信ノ一念ニ往生治定ト心得候ト云ハ
ヨシ。次ニ口ニ顕シテ如来ヲ頼ミ奉ルト云コト、コレナキコトト云ハアシシ。
弾曰、「久唱寺口上ニ初ニ信ノ一念ニ往生治定スト心得候ハヨシ」
トハコレ謬レリ。彼カ信ノ一念ト云ハ大行ノイハレヲサシノケ念仏ヲ嫌フ
心ヨリシテ唯助ケタマヘト心ヲメクラスヲ信ノ意業ト心得タリ。何ノ
ヨキコトカアラン。汝カ僻執ニ相符セルユヘニ、評シテヨシト示シタリ。

次ニ「口ニ顕シテ如来ヲ頼ミ奉ルト云コトハコレナキコトト云ハアシシ」トハ、破言ハ是ニ似タレトモ破意ハ大イニタカヘリ。「御教化書」ニハ、口ニ南無阿弥陀仏ト頼メトアル教ヘアリシニ、口ニアラハシテ頼ムコト無キト云ハアシシト御示ノアルナリ。汝ハ口上ニテ助ケタマヘト述ルコトアル、口ニ顕シテ頼ムコトナシト云ハ【三十一丁左】アシシト正ス意ナリ。コレ破意大ニ違ヘリ。汝カ破ハ所破ニマサル大過失アリ。深ク思択セヨ。

評云、此偽者ノ云ヒ分甚分明ナラス。如何トナレハ、偽者ノ所謂「頼ム一念ノ信心」ト云ハ、称名スレハ必ス往生スルソト信シテ疑ス、口ニ南無阿弥陀仏ト称ヲ信心ナリト、前後ニ分明ニ云ヘリ。然ルトキハ仏助タマヘト頼ミ奉ルヲ信心ト云ニアラス。何故ソ所破ノ口上ニ仏助タマヘト頼ム信ノ一念ト云ヲ、或ハ偏執ト云、或ハ信ノ方ニカタヨル心底等ト云テ、分明ニ仏助ケタマヘト頼ムト云コトハナキコトナリト判断セサルヤ。若ナキニハアラスト云ハハ、其助玉ヘト云ハ何ソヤ。偽者ノ信ト云ハ、称名スレハ往生スルト信シテ疑ハヌヲ信ト云ヘリ。然レトモ偽者ノ信ノ方ニカタヨル心底ト云カラ見レハ、助ケタマヘト頼ムヲモ【三十二丁右】信ト云ト見ヘタリ。サアルトキハ助ケタマヘト頼ム信ト、称名スレハ往生スルト信スルノ信ト、信心ニ二ツアリヤ、甚不審ナル云ヒ分ナリ。弾曰、「偽者ノ所謂頼ム信心ト云ハ称名スレハ必往生スルソト信シテ

疑ハス、口ニ南無阿弥陀仏ト称フル信心ナリト前後ニ分明ニ云ヘリ」トハ、
タレヲ指シテ偽者ト云ヘルヤ。黒谷・高祖ヲ指スナルヘシ。吉水ノ云、「往生極
楽ノタメニハ南無阿弥陀仏ト申テ疑ヒナク往生スルソト思ヒトリテ申ス
外ニ別ノ子細ナキナリ」。高祖云、「弥陀ノ本願ト申スハ名号ヲ称ンモノ
ヲ極楽ヘムカヘント皆ハセタマヒタルヲ深ク信シテ称フルカメテタキコト
ニテ候ナリ」ト。コレヲ偽者ノ安心トナセルヤ、汝カ大僻見・大悪見ノ根基
タタコレニアリ。深ク慚愧スヘシ。次ニ、信ノ方ヘカタヨリタルト御誡ノアリシヲ
見テ助ケタマヘト思ヒヲメクラシナトト云、信ヲ許シタマフト思ハ不可ナリ。

【三十二丁左】

彼等カ信ノ一念ハカリト心得テ口業ニアラハスコトハ、一向ニナキコトト
執セルハ其心得信心ニカタヨルト御誡メアリシナリ。信ニカタヨルナト仰セ
アレハトテ、彼等カ心得ヲ正ク信心ト一往許シタマフト見タルハ疎ナルノ
甚キナリ。例セハ、「信心アリトモ名号ヲ称ヘサランハ、詮ナク候」トノタマフカ
コトク、名号ヲ称ヘスハ詮ナキ者ハ全ク正信心ニアラスト。初ニ、「信心アリ
トモ」ト牒シタレハトテ、一往コレヲ正信心ト許シタマフト云コトニハ非ス。又、「仏助ケ
タマヘト頼ムト云コトハナキコトナリト判断セサルヤ」トハ何ノ謂ソヤ。口上ニテ「助ケタマ
ヘ」ト述ルコトハ全クコレナシ。「助ケタマヘ」トノタマフコトハ、宗門ノ常ノ語ハ何ソコレ
ナシト云ハンヤ。然レトモ頼ム所以ニ至テハ汝カ所執ニ同シカラス。具ニ前ニ示ス
カコトシ。

次ニ黒谷ノ先徳、祖師聖人、蓮如上人、ミナ口ニ南無阿弥陀仏ト

【三十三丁右】

称フルヲ頼ムコトト示シタマフ。此等ノ御意ニソムヒテ乃至心得ミタス条、不審ニ候。南無阿弥陀仏ト称フルヲ口ニ顕シテ頼ムコトナリ、ト領解イタシ候ハハ、乃至［云々］黒谷ト指シタルハ、上ニ引ル南無阿弥陀仏ト云ハ別シタルコトニハ思フヘカラス等ト云ヘル御辞、蓮如上人ト指タルハ、「南無阿弥陀仏ト頼メ皆人」ノ御哥ヲ指スナルヘシ。偽者、唯一文ヲ執シ、御一代数多ノ明判ヲカヘリ見サルコト、愚謬ト云ヘシ。時ニ蓮如上人、別シテ五帖一部一通一通ニ「仏助ケタマヘト頼」トアルヲ捨テテ、タタコノ御詠歌ノ一言ノ文ノ如ク、義ヲ取テ称名スレハ助ケタマフト信シテ口ニ南無阿弥陀仏ト称フルカ御当流ノ頼ミヤウナリ、ト執セルコト、猶シ盲者ノ象ノ牙ヲナテテ象ハ大根ノ如シトイヘル類ナリ。当知所破ノ不

【三十三丁左】

審ニ百倍マサル能破ノ不審ナリ。

弾曰、唯一文ヲ執シ御一代ノ明判ヲカヘリミサルコト愚謬ト云ヘルハ、コレ甚キ妄見ナリ。汝、五帖一部ノ一通々々ニ仏助タマヘト頼メトアルト云ハ、ミナ南無阿弥陀仏ノイハレヲ聞テ、サソトコノ名号ニ頼ミツクコトナリ。其頼ミヲ口ニアラハストキハ、南無阿弥陀仏ト頼ムコトナリト一通々々ニ、南無阿弥陀ノイハレヲ心得ワケタルヲ信心トノタマヒタルハ、汝カ眼ニハカカラサルヤ。頼メトノタマフ御言ハ『御文』ノ要

言ナリ。ソレヲ口上ニテアラハシ述フルコトト心得タルハ振古ノ謬リ
ニシテ、当時サカンニ汝カ骨張セルトコロナリ。汝ハタタ本願ノ名号
ノ正起本末ヲモ心得ワケス、何ノ分別モナク、口ニ助ケタマヘトハカリ
称タラハ、極楽ニ往生スヘキヤウニ思ヘリ。オホツカナキ次第ナリ。

【三十四丁右】

他力ノ信心ヲ得ルト云ハ、コレシカシナカラ南無阿弥陀仏ノ六字ノ
ココロヲヨクココロエワケタルヲ信心ヲ取トハ云ナリ。サレハ聖人モヨキ人
ノ仰セヲ蒙リテ信シタマヘリ。其仰ニハ、「親鸞ニヲキテハタタ念
仏シテ弥陀ニタスケラレマヒラセテ」トコソ心得サセ玉ヘリ。宗侶何ソ
同心セサルヤ。

次ニ爾レハ「一心一向ニ仏助ケタマヘト申サン衆生ヲハ」ト有ルハ悲
願ノ信行ナレハ、次下ニ「コレスナハチ第十八ノ念仏往生ノ誓
願」トハ、三信ノ信ト口称ノ行トヲ誓ヒタマフ故ニ、悲願ノ信
行ト云ヘルナリ。其三信ト云モ仏助ケタマヘト頼ム信心ニハアラス。
タタ念仏〔口称〕スレハ往生スルト信スルヲ三信ト云ト思ヘリ。然ラハ
『御文』ニハ何ソサハノタマハテ仏助玉ヘト申サントハ仰セラレタルヤ。

【三十四丁左】

弾曰、汝カ執スル信心願体ハ、第十八願ニ称名ナシト定メテ今ノ
第十八願ニ悲願ノ信楽三信ノ称名アルコトヲ嫌ヘリ。殊ニ念仏スレハ往生
スト信スル三信ヲ嫌ヘルコト、是汝カ始終ノ我執ナリ。祖師云「一声ヲモ

称ヘ若ハ十念ヲモセンハ行ナリ。コノ御詞ヒヲキキテ疑フココロノスコシ
モナキヲ信ノ一念ト申スナリ［文］。又云、「浄土真宗ノナラヒニハ念仏往
生ト申スナリ。全ク一念往生多念往生ト申スコトナシ［文］。コレ念仏
往生ハ念仏シテ往生スルコトナリ。コノ念仏往生ノイハレヲ信シテ
称フルヲ正信ノ行者トスルナリ。故ニ『御文』ニモコノ安心ヲ相承シテ
「信心獲得スト云ハ［乃至］ココロウルナリ」ト教ヘタマヘリ。コレ正ク第十八
ノ大信ノアリサマヲ示シタマヘリ。邪弁者何ソ是ヲ嫌フヤ。
加之縦ヒ称名ハ往生ノ因ニシテ、称フレハ助ケ玉フト意業ニ
【三十五丁右】
信ストモ口称セサルトキハ往生ノ因ナキカ故ニ生スルコトヲ得ヘカ
ラス。然ラハ何故ソ上ニ信行ヲソロヘネハ往生セストハカラハンハ、又
是自力ノクワタテト云ヘルヤ、自語相違ニ非スシテ何ソヤ。又下ニ
若成就ノ信ノ一念ヲ至極ト執セハ、第十八願ハ方便トナリ、
成就ノ文ハ真実トナルト云ヘルモ、イヨイヨ第十八願ハ口称ノ
行ヲ以テ生因トスルヲ願意ト思ヘリ。可至下弁。
弾曰、祖ノ言「親鸞ニオイテハタタ念仏シテ弥陀ニタスケラレ
マヒラスヘシト善キ人ノ仰セヲカフムリテ信スル外別ノ子細ナキナリ
［文］」。コノ文ノ御意ニテモ信行ソロハネハ往生ナラスト貴ルヤ。ヨキ人ノ
仰ヲ蒙テ信スル時ニ、往生治定シタマフナリ。自「親鸞ニヲイテハ」
トノタマヒタレハ、自ノ領解ヲ顕ハシテ、剰ヘ「外ニ別ノ子細ナキナリ」ト仰セ

【三十五丁左】

ラレタリ。他ヘノ御勧ナラハ、汝又曲テ随他方便アリトモ云ヘシ。自身ノ
領解ヲ述ヘタマフニ何ノ随他カアラン。何ソコレラヲ善導黒谷ノ行
門ヲ表トスル御勧化ヲ御伝候ナトト、イヒマキラカサンヤ。タトヘ善
導黒谷ノ行門ノ勧化ニモセヨ、開山聖人自得ノ安心トナシタマハハ、
何ソソレニ随ハサルヤ。コレ念仏スル者ヲ助ケントノ本願ト信スルニ、其信スル
一念ニ往生ヲ治定スルナリ。信ト行トハタタコレ一ツナリトノタマヒタレハ、信心
ニテコトタレリ。何ソ信行ヲソロヘテ往生ヲ得ト云ハンヤ。次ニ第十八願ハ
口称ノ行ヲ以テ正因トスル願意ト思ヘルナリトハ何ノ謂ソヤ。第十八
願ハ三信ノ称名ヲ誓ヒテ、三信ハ正ク報土ノ真因ナリ。祖ノ言ク「ヒ
トコヱヲモ称ヘ若ハ十念ヲモセンハ行ナリ。コノ御誓ヒヲキキテウタ
カフ心ノスコシモ無キヲ信ノ一念ト申スナリ［文］」。念仏往生ノ願意ハ

【三十六丁右】

一念ニアラス多念ニアラス一声ヲモセン十声ヲモセン、形尽マテモ
称ヘンモノハ都テ迎ントノ本願ナリ。カク信スル時、其一念ニ大利ハ
ハヤク具足シテ、念仏申サントオモフ一念ニ称ヘアラハサネトモ、信心
ハカリニテ往生ヲ定得セルナリ。何ソ信行ヲソロヘテ往生スト云ハンヤ。

次ニ『観経』ノ「具足十念」ヲ引ク、是ハ上ニ弁シタリ。次ニ『唯信鈔文
意』ニ「コレハ口称ヲ本願ト誓タマヘルミノリナリ」トアルヲ引意、第
十八願ハ口称ヲ願体トシ、正因トシタマヘルト云ヘル意ナリ。若シ

然ラハ、吾祖師ハ何ソ第十八願ヲ信ノ巻ニ釈シタマヒテ、言大
行者称無碍光如来名ト判シタマハサルヤ。偽者ノ意
ノ如ナラハ、信行トモニ第十八願テ立ルハスナリ。其外『御和讃』
等ニモ「報土ノ真因ハタタ信心一ツ」トコソ示シタマヘ。イマタ信［意業］

【三十六丁左】

行［口業］ナラヘテ往生ノ因トスト仰セラレタルコトナシ。本ヨリ『御文』
ニハ、処々ニ第十八願ノ意ヲノヘタマヘトモ、タタ信心ノ一ツヲ以テ第
十八願ノ意ナリトコソ示シタマヘ。遂ニ信心ト口称トニヲ以テ十
八願ノ意ナリト仰セラレタルコトナシ。末代無智ノ「御文」ニ「第
十八願ノ意ナリ」ト結シタマフニ、タタ奉頼ミ信心ノミヲ述ヘタマヒ
テ称名ハ報謝ト取リタマフ。又三ヶ条ノ「御文」ニモ「開山親鸞
聖人ノススメマシマストコロノ弥陀如来他力真実ノ信心」ト云ハ
モロモロノ雑行ヲステテ専修専念一向一心ニ弥陀ニ帰命
［タスケタマヘ］スルヲ以テ本願ヲ信楽スル体トストアリ。本ヨリ信巻ニ
第十八願ヲ挙タマヒテ、第十八願ハ信ヲ以テ体トスルコト
白日ノ如ク、何ソソレ惑ヘルヤ。

【三十七丁右】

弾曰、願々ニ体ヲ論スルコトハ他流ノ所立ニシテ今家ニ御沙汰
コレナキコトト前ニ製定シタマヘルヲモシラス。信心願体ハ正義ニモ
ナリシヤウニモ思ヘルニヤ。今又汝第十八願ヲ信心為体ト執セル

ハ妄義骨張ナリ。三信称名ノ旨ヲ弁セハ、彼偏ニ称名為体
ト立人ニ対塁シテ第十八願ニ称名無シト立タルナリ。言大行者称
無碍光如来名トハ、コレ所行ニシテ第十七願ナルコト明白ナリ。第
十八願ノ称名ハ能行ニシテ三信ノ称名ナリ。故ニ祖師ハ念仏往生ノ
願トノタマヒ又本願三信ノ願トモノタマヘリ。汝ハ常ニ念仏往生ノ
願名ハ善導已来相承ノ願名ニシテ高祖ノ自己ノ義名ニ
アラスナト沙汰セリ。コレ何ノ謂ソヤ。祖師先徳モ肝要ノ時ハ偏ニ
念仏往生ノ願トノミ言ヘリ。何ソ已証ニアラスト云テ然ンヤ。若第
【三十七丁左】
十八願ヲ信心為体ト執シテ全ク称名ナシト云ハ、『末灯鈔』ニ
云、「信ノ一念行ノ一念二ツナレトモ、信ヲハナレタル行モナシ、行ノ一念ヲ
離レタル信ノ一念モナシ。其故ハ行ト申スハ本願ノ名号ヲ一
声称ヘテ往生スト申スコトヲキキテ一声ヲモ称ヘ若ハ十念ヲ
モセンハ行ナリ。此ノ御誓ヲ［乃至十念］聞テ疑フ心ノ少モナキヲ［三信］信ノ
一念ト申スナリ。信ト行ト二ツト聞ケトモ、行ヲヒトコヱスルソト聞テ
疑ハネハ［念仏往生ト深信スレハ念仏往生ノ願本願三信ノ願ナリ］、行ヲハナレタル信ハナシト
聞テ候。又信ヲ離レタル行ナシトオホシメスヘシ。コレミナ弥陀ノ
御誓ヒト［能信能行皆第十八］申スコトヲココロウヘシ。信ト行トハ御誓ヲ
申スナリ［文］」。コレ明ニ能信能行有テ三信称名ノ願ナルコトヲア
ラハセリ。汝何ソ是ニ迷フテ信心願体ト偏執シテ称名ナシト

【三十八丁右】

定メンヤ。同云「他力ト申スコトハ弥陀如来ノ御誓ヒノナカニ選択
摂取シタマヘル第十八願ノ念仏往生ノ本願ヲ信楽スルヲ他力
トハ申スナリ［文］」。コレ又念仏往生ト三信シテ称フルコト全ク第十
八願ニ具足ス。『唯信鈔文意』云「〈乃至十念若不生者不取正覚〉
トイフハ、選択本願ノ文ナリ。此文ノココロハ乃至十念ノ誓ヒノ名
号ヲ称ヘンヒト［眼ヲツケヨ］モシ我国ニ生レスハ仏ニナラシト誓ヒ玉ヘルナリ［文］」。
此文又明ニシテ乃至十念センモノヲ生セシメントノ誓ヒト三信スルコト全ク
第十八願ノ意ナリ、コレテモ汝ハ第十八願ハ信心ハカリテ称名
ナシト云フヤ。汝カ弊執一時ニ露出ス、ハツヘシハツヘシ。況ヤ口称ヲ本願ト
誓ヒタマフトノタマヒ、称我名字ト願シツツトノタマヒ、如来本願顕
称名ナトノタマフ御言ハ、無用ノ妄言トシナスヤ。早ク三信称名ノ

【三十八丁左】

願意ヲ了セハ幸甚々々。次ニ『和讃』『御文』ヲ引テ、報土ノ正因ハ
信心ナルコトヲ挙ク。コレ何ノ用ナルヤ。入報ノ正因ハ信心一ニシテ別道
ナキコト、何ノ諍ヒカアラン。念仏往生ノ願意ハ一声ヲモ十声ヲ
モセント誓ヘリ。其誓ヒヲ聞テ信楽スル一念ニ速疾ニ往生ヲ治
定スルナリ。祖師ノ言ク「信ト行ト二ツト聞ケトモ行ヲ一声スルソト聞テ
ウタカハネハ、行ヲ離レタル信ハナシトキキテ候。又信ヲハナレタル行ナシ
トオホシメスヘシ［文］」。明ニ信行コレ一ツナルヨシヲ示シタマヘリ。何ソ迷ヘルヤ。『和

讃』ニ「無上宝珠ノ名号ト」等ト示シアリシモ上ニ行ト信トノ二ツヲ
挙テ下ニ一ツニテト示シタマヘルニテ知ヌヘシ。汝ハ二ツノモノヲ一ツトセスシテ、
初メヨリ一ツ信心ノミツクレルナリ。是コソ宗門第一ノ邪義一念義トハ
コレヲ云ナリ、大行ヲ大信トシ、称名ヲ三信トスル人ヲコソ目出度報
【三十九丁右】
土ノ信者ト云フナリ。次ニ末代無智ノ「御文」ヲ引テ初ニ信心ハカリヲ
示シテ「第十八ノ念仏往生ノ誓願ノココロナリ」ト結テ、其余ニ至テ報
謝ノ称名ヲ勧メタマヘハ、是ニテ称名ハ願法ニアラストシテウキモノノヤウ
ニ云ナセリ。事モ覚ヘヌ大僻事ナリ。若汝カココロエノ如ク第十八願ハ信
心ハカリニシテ、称名ハ願ノ外物ナラハ、ナンソ結スルトキ本願ノ三信ノ
願又往相信心ノ願ト云ハスシテ念仏往生ノ誓願ノ意ナリト
結釈スルヤ。初ニ仏助ケタマヘトアルハ、南無阿弥陀ト頼ムコトナリ。一声
ヲモシ十声ヲモセントノ御誓ヒヲ頼ム［三信］コトナリ。故ニ念仏往生ノ
誓願ノココロナリトノタマヘルナリ。況ヤ汝カ云フコトク称名ヲ十八願ノ外物
トセハ、念仏往生ノ願トハ何レヨリ出タル名ナルソヤ。次ニ三ヶ条ノ『御
文』ヲ引テ開山聖人ノ一義ハ信心ハカリヲ勧メテ称名ヲコトトシタマハヌ
【三十九丁左】
ニシナスナリ。コレ又謬リナリ。文ニ専修専念トハ何ヲ云コトソヤ。祖ノ
言ク「専修者、唯称念仏名、離自力之心、是名横超他力也
［文］」。明ニ知ヌ、専修ト云、専念ト云コトハ念仏修スルコトナリ。何ソ信心

ノミニシテ念仏スルコトナキヤウニ云ヒナスヤ。又汝何ソ『御文』ニ第十八願ヲ示ストコロニハ、信心ハカリニシテ称名ナシト云ソヤ。「信心獲得ストイフハ、乃至姿ヲ［乃至十念］ココロウル［三信］ナリ」。此文前ニ引ク『末灯鈔』『唯信文意』ト一合ナリ。仰キ信セヨ。

問、若シ爾ラハ、今ノ文意ノ口称本願トノタマヘル如何カ分別スヘキヤ。答、コノ意ヲ得ント思ハハ、大師願文ヲ引タマヒテ唯称我名号トハカリノタマヒテ三信ヲ略シタマヘリ。此意ヲ会得セハ我祖ノ今ノ御語ハ及願文ノ乃至十念ヲ称名ト仰ラレタル仮名書ノ『御文』ミナ合点ユクヘシ。此事ハ『唾面録』及『白糸論』ニ倶ニ会釈セリ。今ココニ略スルナリ。

【四十丁右】

弾曰、『唾面』『白糸』ハ予コレヲ見ス。然レトモ汝カ下ニ約行釈トイヒ或ハ行門ヲ表テトスルト云コトヲ見ルニ、其会通モ明ニ知レタリ。謂ク、善導黒谷ハ行門ヲ表トシ、吾祖ハ信ヲ表トスト云ハ、汝カ会釈ナリ。アアコレ何ノタワケコトソヤ。善導ハ既ニ行ハ十声一声等ト勧メテ、但使信心求念ヲ以テ往因ヲ示シ、「玄義」ノ偈文ニ横超金剛心ヲ勧メテ全ク信ヲ以テ肝要トシ、或ハ三心既ニ具、無行不成ト云、或ハ弁定三心以為正因ト云フ。黒谷ハ信ヲ涅槃能入因ト定メテ三心ノ章ハ余ノ章ニ勝レテ広博ナリ。豈行門ヲ表トスト云テ可ナランヤ。況ヤ表裏ト是ヲ分タハ、隠顕ナルヘシ。隠顕ナラハ、行

【四十丁左】

門ヲ表トスル善導黒谷ハ方便ノ御勧化トナルヘシ。若シ表トハオモトスルコトト云ハハ、傍正ノ義ナルヘシ。傍正ハ真仮ナリ。過前ニ同シ。況ヤ大行大信ハ一体ノ法門、何ソ傍ト正トヲ分ンヤ。其会通ノ誤リ可知。況ヤ高祖ノ口称本願トアルヲ行門ノ勧メヲ相承スト云ハハ、「如来普願顕称名」ト云ヒ、「称我名字ト願シツツ」、ナトト仰アリ。其外上来ノ諸文ミナ一往ニテハ用ヒカタキ教ナルヘシ。汝カ会通ヲカラスンハ、愚昧ノ人ハ一往ノ義ニ沈ミ、聖人ノ御勧化ハマキラハシキ咎ヲ免レサルヘキヤ。アア悲ヤ。

次ニ念仏往生ノ旨ヲ明スハ、『観経』ノ当分乃至方便ノ御教ノヤウニ心得タルカト相聞ヘ候トイヘル心得カタシ。了専寺久唱寺ノ口上其中ニカヤウノ意ミエス。察スル

【四十一丁右】

処是偽者自身ノ称名願体ヲ成立センカ為ニ此称名コソ『観経』ノ実義、黒谷大師ノ相承、祖師ノ御已証ト云ハン為ノ云ヒカケト聞エタリ。此等ノ中ニ念仏ト云ハタタ一概ニ口称トハカリ取レル心ナリ。偏見ノ甚キナリ。所引ノ念仏成仏等タタ口称ト取ル意、全ク『称名願体弁』ニ同意ナリ。次ニ聖人一流ノ御勧化ハ信心ヲ以テ本トセラルル信心モ、念仏往生ト深ク信スル信心ニシテ念仏口称ヲ

信スル信心ナリト云ヘル、全体ノ称名願体ナリ。聖人一流ノ
「御文」ニ「一心ニ帰命スレハ」トアル「帰命」ハ助ケタマヘト云コト
勿論。然ハ謂所「一心ニ帰命スレハ」トハ仏助ケタマヘト奉頼信心
ナルコト争ナシ。然ルヲ偽者口称ノ念仏ヲ往生ノ因ト信スル

【四十一丁左】

信ナリト云ヘルハ、何ト云コトソヤ。カカル邪解曲会ヲ以テ本山ノ裁
許ト称スルコト言語道断ノ事ナリ。能ク能ク思慮スヘシ。
弾曰、念仏往生ノ旨ヲ『観経』ノ当分方便ノ御教ヘト云コト、了
専寺久唱寺ノ口上ニハ見ヘス。云カケナルヘシトハ何ノ謂ソヤ。凡彼輩
ヲ御聞糺シハ二十来番ニ及ヘリ。紀簿ハ二十紙ニ余レリト聞ク。
「御教化書」ノ牒文ハ、聊カ其要ヲ出シタマヘリ。汝何ソ其席末ニ
アツカラスシテ、其口上ノ有無ヲシランヤ。況ヤ又口上ニアラハサストモ、其
意許ヲサクリテ誠メタマヘリ。故ニ心得タルカト相聞候ト言ヘリ。
汝カ邪篇ニモ念仏トハ『観経』ノ当分方便ノ御教化トハ云サレトモ、其
意許ヲサクルニ、必其心得ナルヘシ。第十八願ニ称名ナシト定メテ、
称名ヲ三信スルコトヲアシシトココロエタレハ、『唯信文意』ノ口称本

【四十二丁右】

願ハ『観経』ノ当分行門ヲ表テトスル方便ノ御勧化ト云ヘキ
コト必然タリ。次ニ念仏往生ノ願トアルヲ嫌フテ、其念仏ヲ曲
会シテ信心ノコトトセントス。甚不可ナリ。此願名ノ出処ヲモ知ラ

サルヤ、元来『選択集』第三本願章ヨリ出テ乃至十念ノ言ニ
由テ立タマヘルナリ。乃至十念ノ言ハヲ諸師ハ十念トカキリ、善導ハ
念仏往生ト言ヘリ。何ソ三信ノ異目トセンヤ。祖モ又念仏往生ト
深ク信シテ称フルカ等トノタマフ文勢、是称名ニアラスシテ、何ソヤ。
又云「念仏往生ト信スル人ハ辺地ノ往生トキラハレ候ランコトオ
ホカタココロエカタク候。其故ハ弥陀ノ本願ト申スハ名号ヲ称ン
者ヲハ極楽ニ迎ヘント誓ハセタマヒタルヲフカク信シテ称フルカメテ
タキコトニテ候ナリ［文］」。此文モ明ニ念仏往生ヲハ名号ヲ称フル

【四十二丁左】

コトト示シタマヘリ。是ヲモ曲テ口称ノコトニアラスト云コト、甚キ妄義ナ
ラスヤ。次ニ称名ヲ信スル信心、念仏ヲ信スル信心ヲ、スヘテ邪義ト心
得タル条アサマシキコトノ至リナリ。「聞其名号信心歓喜」ト云時ハ
名号ノイハレヲ信スルコトナリ。又「南無阿弥陀仏ノ六ノ字ヲ心得ワケ
タルヲ信心ヲトルトハイフナリ」トノタマフ時ハ、南無阿弥陀仏ヲ信スル
コトナリ。又「真宗念仏キキエツツ、一念無疑ナルヲコソ」トアルトキハ、念
仏ヲトフトキコトト信スルコトナリ。大行ノ巻、大信巻ニヨレハ、「大行
者称無碍光如来名」ト示シタマヒテ、称名ヲ信スルコトナリ。汝ハ偏ニ名
号ヲ信スルト云ハ耳ニサハラヌヤウニ思テ、念仏ヲ信シ称名ヲ信スル
ト云ヘハイカメシク思フ。コレ過去已曽、コノ法ヲ修習セサルナリ。念仏ハ
トフトキコトト信シタル行者トアリ、念仏ノ信心トアルハイカカ心

【四十三丁右】

得タルヤ。コレ明ニ念仏ヲ信スルコトナリ。又「一声ヲモシ十念ヲモ
センハ行ナリ。コノ御詞ヲ聞テ、ウタカフココロノスコシモナキヲ信ノ一念ト
申スナリ」トノタマフ時ハ、一声十声ノ称名ヲ信スルヲ信ノ一念ト定メ
タマヘリ。是ヲ邪義ナリトイハハ、聖人先徳ミナ邪義ナルヘシ。聖人
先徳ハ邪義ニアラストナラハ、汝邪義ナルコト考ヘシ。次ニ聖人
一流ノ「御文」ノ「一心ニ帰命スレハ」トハ助ケタマヘト云コトハナリトハ謬リナリ。
聖人先徳ノ御勧メヲ口上頼ミニナスコト甚妄義ナリ。蓮師モ年
季遠ク高祖ニヲクレタマヘハ、親聞直伝ノ安心トテ別ニアルヘカ
ラス。偏ニ漢文和語ノ御聖教ヲシルヘニシテ、聖人一流ノ御勧化
トナシタマフニハアラスヤ。然ルニ聖人ノ御聖教、何ノ処ニカ汝カ云コトキ
ノ口上ニテ助タマヘト頼メト教ヘタマヒシヤ。聖人ハタタ念仏往生ノ旨

【四十三丁左】

ヲ深ク信スルコトヲ教ヘタマヘリ。コレヲ承テ先徳ノ御勧メナレハ、ヨモコノ
外ハアルマシキナリ。故ニ先徳ノ助ケタマヘトノタマフコトハ名号ノイハ
レヲ頼ムコトナリ。仍テ往々ニ六ノ字ノイハレヲ心得ワケタルヲ信心トコソ
教ヘタマヘリ。深ク思ヒ知ヘシ。

評曰、此段久唱寺申シ分難故、偽者又信ノ一念ニ往生治
定スト申立ルコト、道理勿論ノコトト評セリ。然ルニ、次ニ爾レトモ
始終ニ申分御助一定ト疑ハサルハカリヲ信ノ一念ト心得テ

念仏往生ト深ク信シテ念仏申サント思ヒ立信心ニハアラ
サルヤウニ相聞ヘ候ト云ヘル、実ニ信ノ一念ノ見ヤウ立敵マチカ
ヒアリ。久唱寺一類ハ仏助ケタマヘト頼ミ奉テ往生治定ト疑ヒ
ナキ一念ヲ信ノ一念トハ心得タリト聞タリ。偽者ノ見ヤウハ

【四十四丁右】

念仏口称スレハ往生スルソトウタカヒハレタルヲ信ノ一念ト云ココロ
ナレハ最前勿論ト評セルモ、マチカヒナリ。ナルホト偽者ノ立ル如ク
久唱寺所言ハ御助一定ト疑ヒハルルヲ信ノ一念ト心得タルニ
違ナシ。偽者所立ノ口称ヲ正因ト信スルニハアラス。偽者如是
称名願体ノ張本ニシテ、何故ソ先年魚津ノ称名願体
ヲ不正義トハ決判セラレシソ。但シ昔其時分ハ御正統ナ
リシカ、其後称名願体家ニ随遂シ弟子トナリ。改宗シ
テ此判断ヲナセルカヨシ。左様ニハアルマシキコトコレハ定テコレ
偽者ノ造ナルヘシ、甚不審ナルコトナリ。
弾曰、「御教化書」ニハ信ノ一念ニテ往生治定スト申上ルニハ、トカナキ
ユヘニ道理勿論ナリト評シタマヘリ。然トモ其一念ノ心得ヲサクレハ大ニ違

【四十四丁左】

アルユヘニアシシト誡メタマフナリ。是何ソマチカヒカアラン。爾ルニ前後マチカヒトハ
汝カ眼花ノワサナルヘシ。コノ一段ハ汝カ意ハ久唱寺申シ上ル所御助ケ
一定ト疑ヒハレタルヲ、信ノ一念ト云義ヲ救ヒテ念仏申サント思立信

心ト云コトヲシリソケントス。コレコノ一段ノ主意ナリ。御助一定ト疑ヒハレ
ルトハ、何ヲ頼ンテ助カリタルヤ、信心トハ信スル心マコトニスルココロナリ。何ヲ信シ
何ヲ実ニスルコトト云コトヲ弁ヘスシテ、空クイタツラニ信トキハムルコト顕
然タル邪義ナリ。行ニツヒテコソ信ヲ起スヘシ。所帰ノ大行ヲ振リ捨テテ、
何ヲ信シ得テ信心ト云ハンヤ。『末灯鈔』云「コノ回向セサセタマヘル願ヲ念
仏往生ノ願トハ申スナリ。コノ念仏往生ノ願ヲ一向ニ信シテフタココロ
ナキヲ一向専修トハ申スナリ［文］」。又云「タタ皆願ヲ不思議ト信シ又
名号ヲ不思議ト一念信シ、称ヘツルウヘハ何条我ハカラヒヲイタスヘキ［文］」。
【四十五丁右】
コレ明ニ念仏ヲ信スル信心ナリ。爾ルヲ汝ハ何ノアテモナク徒ラニ助タマヘトタニ
口上ニ申セハ往生ストノミ心得タリ。宗門第一ノ邪義正クコレニキハ
マレリ。偏ニ念仏往生ノ願意ヲ失フタレハ、余ハ不可論。

次ニ『歎異鈔』ヲ引ルハ念仏ト云ハタタ偏ニ口称トハカリ思ヘル故ニ、証セ
サルモノナリ。次ニ引『末灯鈔』ハ口称ヲ以テ行ノ一念トシ意業ヲ以テ
信ノ一念トス。コノ心口一体信行不離故ニ、意全ク相違ナシ。前ニ
云フ如ク、大師ノ称我名号［約行釈］ノ釈意ヲ会得セハ、今ノ文
又自合点ユクヘシ。次ニ引『唯信文意』ニ選択本願ノ尊号ト
［法体ヲサス言ニシテ口称ニハアラス］ノタマヘルハ、信心ノ体ヲ挙ケタマフ。無上智慧ノ
信心トハ、他力ノ信ナリ。是ハ「無上宝珠ノ名号ト真実信心
ヒトツニテ」トアル「御和讃」ト同シ意ナリ。口称ヲ正因トスル証拠ニナラス。

【四十五丁左】

弾曰、『歎異鈔』云「親鸞ニオイテハ［乃至］ナキナリ［文］」。コノ文ヲ引玉ヒテ念仏ヲ信スルヲ信心ト云ヘキコトヲ御示シアリシヲ、汝今コノ念仏ハ口称ニ非スト云ハ、オソロシキ謬言ナリ。コレモシ口称ニアラスト云ハハ、外ヲ以テ証トスルニ及ハス。同『歎異鈔』ニ「他力真実ノムネヲアカセルモロモロノ聖教ハ、本願ヲ信シテ念仏ヲ申サハ仏ニナル、其外何ノ学問カハ往生ノ要ナルヘキヤ［文］」。コノ中ニハ本願ヲ信シテ念仏ヲ申サハ仏ニナルト御示シアリ。念仏シテ仏ニナルト云ヘハ、汝ハ私コトノヤウニ思ヘリ。今ノ明文ハイカンカナスヘキ。上ニ本願ヲ信シテトアレハ、コノ念仏信心ノコトトシテ口称ニ非ストハイハレマシキナリ。況ヤ念仏申ストアルヲヤ。又云「誓願不思議ニヨリテタモチ［乃至］御約束アルコトナレハ［文］」。明ニ唱ヘヤスキ名号ト言ヘリ。コレモ口称ニアラスト云ヤ。次ニ『末灯鈔』ニ云「行ト申スハ［乃至］

【四十六丁右】

信ノ一念トマフスナリ［文］」。此文ヲ引キタマヒテ「御誓ヲ聞テトアルハ、念仏往生ノ御誓ヲ聞クコトナリ」ト御示アリシヲ、汝是ハ約行釈ニシテ大師ノ称我名号ノ釈意ト云ヘルコト、此上モナキ妄義ナリ。信ノ一念行ノ一念ヲ牒シテ、信行其サマヲ明シタマヘリ、明カナルコトタレカ知ラサランヤ。爾ルニ、汝ハ行ヲ嫌フ妄眼故ニ、是ヲ約行釈ト見タルカアサマシキコトナリ。信ノ一念トハ何ヲ信スルコトソ、一声ヲモセン十声ヲモセン、トモニ往生セシメント云御誓ヲ信スル、コレ即信ノ一念ト示シタマヘル条、タレカ

疑ンヤ。此文ヲ会シテ約行釈テ行門ヲ表トスル御勧メトスルニテ、汝カ
僻執思ヒ知ルヘシ。次ニ『唯信鈔文意』云「選択本願ノ［乃至］イフ［文］」。
此文ヲ引タマヒテ、念仏スレハ往生スルソト本願ノ生起本末ヲ聞
得テ信心歓喜ノ一念ソト御示アリシヲ、汝今選択本願ノ尊

【四十六丁左】

号法体ヲ指ス言ニシテ口称ニアラス、「無上宝珠ノ名号」トアル「和讃」ヲ
同意ニシテ、口称ヲ正因トスル証拠ニハナラストハ、疎ナルノ甚キナリ。外
ヲ証トスルニハ及ハス、同シク『唯信文意』ニ云「称名ノ本願ハ選択ノ正因
タルコト悲願ニアラハレタリ［文］」。コレヲモ口称ノコトニ非スト云ハンヤ。同云「〈乃
至十念若不生者不取正覚〉ト云ハ選択本願ノ文ナリ。コノ文ノ
ココロハ、乃至十念ノ誓ヒノ名号ヲ称ン人若シ我国ニ生レスハ仏ニナ
ラシト誓ヒタマヘルナリ［文］」。是ヲモ法体ノコトニシテ念仏往生ノコトニ
アラス、口称ヲ信スルコトニアラスト云ンヤ。アアカナシヤカナシヤ。

評曰、所引ノ諸文何モ口称ノ行門ヲ表トシテ示シタマヘル文
トモナリ。前ニ云コトク大師ノ称我名号ノ釈サヘ会得スレハ
此等ノ御言ハ自然ト領解スヘシ。善導大師『観経』ノ三心ヲ

【四十七丁右】

釈シテ「弁定散心以為正因」トノタマヒ或ハ「三心既ニ具スレハ、無行不
成」ト釈シ、「有十願十行具足スル」ト示シタマヘル。大師ノ本意往生ノ
正因ハタタ信心一ツニシテ、全ク口称ノ行ヲカルニアラス文明ナリ。然ルニ

第十八願ヲ釈シ在スニ肝心ノ正因三心ヲ略シテ、タタ口称ヲ以テ若
不生者ノ誓トシタマヘルコト甚不審ナルコトナリ。若是ヲ会
得セハ、祖師ノタタ信心一ツヲ以テ正因トシタマヒ、蓮師ノタタ信心
ヲ以テ第十八願ノ意ト仰ラルルコトモ自然ト合点ユクヘシ。唯
文ニ随テ義ヲ取ル時ハ、千ニ一得タリ。三世諸仏ノアタトナルヘ
キコト必然タリ。唯スヘカラク牛ノニカワヲヨクヨク洗ヒ去リ、義
ニ依テ文ニヨラス御相承ノ聖教ヲ拝見スヘシ。
弾曰、汝念仏往生ト信スルト教ヘタマフ祖師ノ諸文ヲ悉ク口称ノ
【四十七丁左】
行門ヲ表トシテ示シタマヘル文トモナリト云ヘルコト甚自由ノ妄義ナリ。
若顕ト云ハハ、行門ノ諸文ハ方便ナリト云フコトヲ恐レテ言ヲカヘテ表ト
云ヘリ。然ルニ表裏ニ対シテ表裏ハスクニ隠顕ナリ。若隠顕ニアラス
ト云ハハ、今家ノ釈文ニ表裏ヲ立ルコト、珍シキ名目ナリ。汝末学ノ
分トシテ新キ名目ヲ立テ、或ハ表裏或ハ約行釈ナトトテ、自由
ノ妄量ニ任セテ放ママニ御釈ヲ曲会スルコト、実ニ宗門ノ奸賊、
一家ノ叛徒タリ。誰レノ人カコレヲ信センヤ、若上来高祖ノ諸文ヲミナ
善導黒谷ノ行門ヲ表トセル勧化ヲ伝承シタマフト云ハハ、コレ『観
経』顕表ノ当分ヲ相承シテ、祖師ノ己証トシタマフヤ、『歎異鈔』ニ云
「親鸞ニオキテハ乃至ナキナリ」トハ、自ラ己証ノ安心ヲ述ヘタマヘル御
言ナリ。汝カ云フ如クナラハ、祖師ノ御言ニハ外ニ別ノ子細ナキトノ玉ヒテ、

【四十八丁右】

偽テ内心ニハ信ヲ表トスル肝要ノ領解トアルヘキナリ。吉水ハタタ
往生極楽ノ乃至候ハストノタマヒシモ、行門ヲ表トセル御勧化ニ
シテ御言ニハ別ノ子細ナクト偽テ内ニハ別ニ信心ヲ表トスル領解ヲタ
クハヘルヤ。然ハ誓言ハ忽ニ虚妄トナリヌヘキナリ。汝ハ念仏往生ヲ
信スル安心ヲ行門ヲ表トシテ信心肝要ノ教ニアラストセハ、祖ノ「応
帰選択大宝海念仏成仏」ノ御釈モ、行門ヲ表トスル勧化ヲ
示サレテ、信心肝要ノ教ニアラストセハ、『御本書』ハ祖ノ御己証ノ聖
教ニハ非ルヘシ。『和讃』ニ「念仏成仏コレ真宗」トノタマヒテ、念仏
成仏ヲ以テ真宗ト定メタルモ実ハ真宗ノ旨ニアラサルコトニナルヘ
シ。又『讃』ニ念仏信スル人トアリ。先徳ハ念仏ノ信心トノタマヘルモ、
行門ノ教ニシテ正信ニ非ルヤ。又『歎異鈔』云「各々十余ヶ国ノ

【四十八丁左】

境ヒヲ越テ等［文］」。尋来ラレシ人々ニ行門ヲ表トスル御勧化ヲ
示シタマヒテ、信ヲ表トスル領解ノ肝要ハカクシタマヒシニナルヘシ。アア
汝カ妄義、カカル過失無量ナリ。具ニ責ルニ及ハス。来報思ヒヤルヘシ。
次ニ信ノ一念ニ往生ストカタヨツテ心得候ヘハ、第十八願ハ因
願ニシテソレヲフリソソキタル信ノ一念ナリト執シテ自然ト願文ハ
アサク方便ト申コトハリニ相成候トハ、是ハ久唱寺ヲ破スルニア
ラスシテ、全体『改邪鈔』ヲ破スルナリ。上ノ所引ノ『改邪鈔』ニ『大経』

ヲ以テ真実トセラルル。『大経』ノ中ニハ第十八願ヲ以テ本トス。第十八願ニ取テハ又願成就ヲ至極トス。信心歓喜乃至一念ヲ以テ、他力ノ安心ト思召ルル故ナリト。久唱寺口上全クコノ義ナリ。久唱寺謬リナラハ『改邪鈔』モ亦謬リナルヘシ。

【四十九丁右】

弾曰、久唱寺所述信ノ一念ニテ往生スト云ハ、御助一定ト疑ヒ晴レタル一念ニシテ汝カ執スル一念ニ同シ。コレ名号ヲ称ヘン者ヲ極楽ヘ迎ント誓ヒタマヒタルヲ、深ク信スル信ノ一念ニアラス。タタ徒ラニ御助ケ決定トノミオシ定メタル一念ナレハ、全ク念仏往生ト深ク信シテ然モ名号ヲ称ル一念ニ非サルナリ。故ニ信ノ一念トアル成就ノ文ニカタキリテ、願文ノ乃至十念トハヨケモノノヤウニ心得タル条、明白ナリ。汝カ前ニ末代無知ノ『御文』ヲ引テ、念仏往生ノ誓願ノココロナリト結シテ其余ニ報謝ノ称名アレハ、称名ハコレ願ノソヘモノノヤウニココロエ云ヒナシタルニ同腹ナリ。何ソ貴タマハサランヤ。尓ルヲ汝久唱寺口上ハ全ク『改邪鈔』ニ同シトハ是レ何ノ謂ソヤ。『改邪鈔』ニ他力ノ安心ヲ示シテ第十八願成就ノ信心歓喜乃至一念ノ信ノ一念ヲ取タマフヘシ。其信ノ一念ハ『末灯鈔』ニ

【四十九丁左】

明ニ釈シタマヘリ。文ニ云「信ノ一念行ノ一念ニツナレトモ信ヲ離レタル行ノ一念モナク行ノ一念ヲ離レタル信ノ一念モナシ。其故ハ行ト申スハ本願ノ［乃至］信ノ一念ト申スナリ［文］」。カカル一念ヲ以テ真宗真実ノ安心ト

コソシタマヘルナリ。久唱寺及ヒ汝カ執スル空ニ御助一定ト疑ヒナク
オシ定メタル一念トハ雲泥隔異ス。知ルヘシ。
然ルニ偽者ノ是ヲ謬ト云ヘルハ向ニ評スルカ如ク、第十八願ハ信ト
行ト〔口称〕ニツヲ以テ正因トスト計スルヨリシテ成就ノ文ノ乃至一念
ト云モ唯信ハカリニアラス。信〔意業〕行〔口業〕ヲ獲得セル故ニ久唱
寺所言タタ信心ハカリニシテ口称ヲ欠ク故ニ第十八願ト成
就ノ文ト浅深ノ違アルヤウニ相成ルトノ云分ナリ。若偽者云
トコロノ如クナラハ祖師ハ何故ソ成就ノ一念ヲ信ノ一念トハカリ仰ラレテ、

【五十丁右】

口称ノ行ヲカネタルコトヲノタマハサルヤ。最モ祖師モ蓮師モ信
行トモ心行トモ仰ラレタルコトアレトモ、ソレハ即是其行仏体即行
ノ所行ノ法体ニシテ、能行ノ口称〔偽者ノ所謂行〕ニハアラス。偽者ハ全体
仏体即行ト云コトヲ知ラス。行トサヘアレハ口称トハカリ思ヘル故ニ、ユク
トシテアヤマラスト云コトナシ。豈ニコレ今家ノ学者ナランヤ。故ニ『改
邪鈔』ニモ、タタ信心歓喜乃至一念ヲ以テ他力ノ安心ト思召
ルルトハカリ有リテ、口称ヲカネテトハ仰セラレス。況ヤ当流ノ安心口
称ヲカリテ定得スルニアラス、タタ信ノ一念ニ定得スルコト『御
文』ハ申ニ及ハス。五百年来ノ公論ナリ。偽者何ソ口称ヲ以テ正
因トスト信スルカ乃至一念ノ安心ナリト云ヤ。ソレトモニ偽者若如
是所談ハ善導ノ称我名号ノ釈意、行門ヲ表トシタマヘ

【五十丁左】

ル義ナリ。吾祖ノ信ヲ表トシタマヘル義過ニアラスト云ハハ許ス方
モアルヘシ。サレトモ偽者始終ノ裁許ノ趣キ、タタ称名ヲ正因ト
信スルカ当流ノ一念帰命ノ安心ト云ヘルナレハ正ク偽者ソ新
義ニシテ却テ真宗一家ノ義ニ非ルコト諍ヘカラス。尓ル時ハ久
唱寺カ弥陀ニ帰命シ奉ルト云ハ願成就ノ乃至一念ノ信心ニ極ル
ト云ヘルヲ謬リトセハ、祖師ノ善知識ヲ謬リトスル僻見ナリ。何ソ思ハ
サルヤ。

弾曰、第十八願ハ信ト行ト二ツヲ以テ正因トスト計スルトハ、誰ヲ指ツケ
ルヤ。信行ヲソロヘテ報土ノ正因ト募ル者ハ邪篇コレナリ。「御教化書」
ノ始終ニ如是ノタマヒタルコトナキナリ。汝ハ三業頼ミヲ成立シヌレハ信
[意業]行[口業]申スニ及ス。身業マテヲ揃テ往因トナスナリ。況ヤ御助候ヘ

【五十一丁右】

トハ南無阿弥陀仏ノ訳言ト定メタレハ、頼ムカ即行ナリ。コレコソ信
行ヲ揃ヘテ正因ト募ル妄義ナリ。何ヲ以テカ他ヲ貴ルヤ。今ノ信ノ一
念ニ定得スルコト『御文』ハ申スニ及ハス、五百年来ノ公論ナリトハ汝
自ラ損破セルナリ。三業頼ニハ豈一念ニテ往生定得スルノ義ナラ
ンヤ。深ク思ヘ。次ニ祖師ハ何故ソ成就ノ一念ヲ信ノ一念トハカリ仰ラレテ、
口称ノ行ヲ兼タルコトヲノタマハサルヤトハ、コレ何ノ謂ソヤ。汝ハ信ト行トヲ
別物ト心得タルニヤ。我ハシカラス。信ト行トハタタ一ツナリトノタマヒタレハ、成

就ノ乃至一念ハ信ノ一念ノミニテ速ニ往生ヲ定得ス。更ニ行ヲ兼
並ヘルコトヲマタス。然ルニ『末灯鈔』ニ「名号ヲ不思議ト一念信シ称ヘツル
ウヘハ何条我ハカライヲイタスヘキ」、『歎異鈔』ニ「本願ヲ信シ念仏ヲ
申セハホトケニナル」ト、『執持鈔』ニ「本願ヲ信シ名号ヲ称フレハ其時分
【五十一丁左】
ニアタリテ必ス往生ハ定ルト知ルヘシ」、『御文』ニハ「一声ノトコロニ往生ヲ決
定スルナリ」ナドノタマヘハ一声ノ称名ノトコロニテ往生ヲ定得ストノ御示シ
ナリ。コレ第十八願ノココロヲ教ヘタマヘル御辞ナリ。モト信ト行トハタタ一ツナ
リトノタマヒタレハ、少シモ相違ナキコトナリ。然ルヲ、久唱寺ハ信ノ一念ノミ
往生治定トカタキリテ、右ノ諸文ヲ心得サルハ、全ク願文成就ニ
浅深ヲ見ルニアラスヤ。故ニ偏ニ誡メタマヘリ。汝今成就ノ一念ニ称名ヲ
兼ルコトヲノタマハサルヤトハ、実ニ識見ノ昏昧悲ニタヘス。信ト行トハ
唯一ツナリト定メタマヘハ、何ソ信ニ行ヲソヘタマハンヤ。次ニ、即是其行
仏体即行ノ法体ニシテ能行ノ口称ニアラストハ、コレ又何ノ謂レソヤ。
即是其行トハ善導ノ阿弥陀仏ノ四字ヲ釈セル言ナリ。コレ偏
ニ所行ノ法体ノコトナリト云ハハ、汝カ常ニ称フル称名ニハ即是其行ノ
【五十二丁右】
義ナキヤ。所信ノ法体タルトキハ即是其行ノ義有テ、信者能
行ノ口称ニ至テハ即是其行ノ義ナシトナラハ、無功徳ノ称名ヲ称ヘ
居ルナルヘシ。又仏体即行トハ『夏ノ御文』ニ出タリ。文ニ云ヒシト「我等カ

往生成就セシスカタヲ［乃至］決定スルナリ［文］」。此文明ニ行者能称
ノ一念コレ仏体即行ト示シタマヘリ。汝何ソ法体ノコトト言ハンヤ。邪
篇ノ始終ヒトヘニ大行ヲノミ貶ントス。アア悲カナ。五劫思惟ハ一時ニ空ク
ナリ、兆載永劫ノ行徳ハ其所在ヲ失スルナリ。次ニ『改邪鈔』ノ信
心歓喜乃至一念ヲ他力ノ安心ト思召ルモ、口称ヲカネテトハ仰ラレ
ストハ、コレ又何ノ謂ソヤ。信ト行トハタタ一ツナレハナンソ信ノ外ニ行ヲ兼タル
コトヲマチエンヤ。『末灯鈔』ノ信行一念ノ御釈目ヲサクツテ見ツヘシ。
信ト云ヘハ其名号ノイワレヲキキ、コノ名号ヲ称ンモノヲ迎ントノ本願ト
【五十二丁左】
信シテ念仏申サント思ヒタツキサミヲ信心トス。其一念ノ信心ニ
往生ノ大利ハ必ス円備セルナリ。次ニ行門ヲ表トスルトハ前ニ述カ如シ。
評云、初ニ了専寺ヲ破シテ、タタ願文ノ上ヲ守テ、他力ノ大信心
一ニテトノタマヒ、助ケマシマセト思フ一念ノ信マコトナレハトノ御勧化ニ
サシツカヘルト云ヘルハ、心得サル言分ナリ。前ニ了専寺申方
ヲ挙テ、了専寺ハマツ弥陀ヲ頼ムト云ニ付テ、衆生ノ機万
差ナレハタノミ奉ル信心ハカリニテ往生スルモアルヘシ。又モノノ云ハ
ルル者ハ心ニ頼奉テ口ニ助ケタマヘト申シタリトテ、クルシカルマシ
キト存候ト申上候ト云ヘリ。此ノ口上ノ中、口ニ助ケタマヘト申
シタリトテクルシカルマシト云ヘルハ、胡乱ナル云分ナリ。モノノ云ハル
モノニ心ニ助ケタマヘト云ヘキコト勿論ナリ。クルシカルマシノ段ニハアラス。

【五十三丁右】

然レトモ信心ハカリニテ往生スルト云ヒ、口ニ助ケタマヘト云コトヲ遮セサルハ、全ク第十八願ノ意ニカナヘリ。故ニ他力ノ信心一ニテトノタマヘルニモ指シツカヘタルコトナク、助ケマシマセト思フ一念ノ信マコトナレハノ御釈ニモ相応セリ。偽者何ソ指ツカヘト云ヤ。結局偽者ノ信［意］行［口］ヲ並テ第十八願ノ意ト云ヘルハ他力ノ信心一ツニテトアルニモ指ツカヘ［偽者ハ信ト行ト二ツト云カユヘニ］、又助ケ在セト思フ一念ノ信［偽者ハ称名スレハ往生スト信スルヲ一念ノ信ト心得テ助マシマセトタノム信心ニ非ス］実ナレハトアル御教化ニモ相違セリ。所謂是自謂自縛ノ御糺ニアラスヤ。

弾曰、了専寺申上ル心ノ頼ミモ、口ノ頼ミモ、モトヨリ念仏往生ヲ信スル信心ニアラス。心ニ約スル時ハ空ニ助ケタスケタマヘノ思ヲメクラシ、口ニ約スル時ハ口上頼ミノコトニシテ全ク宗義ニアハス。汝カ執スル処ニ

【五十三丁左】

一類タリ。況ヤ又彼ノ三業頼ミニテ妄義ヲ執シタレハ、他力ノ大信心一ツニテトノタマヒ、タスケマシマセト思フ一念ノ信マコトナレハ、トノ御勧化ニサシツカヘル条明白ナリ。汝コレヲ救ハントト欲スレハイヨイヨ弊ル。笑フヘキナリ。又信行並テ第十八願ノ意ト云ヘルハ他力ノ信心一ツニテトアルニモ指ツカヘルトハコレ何ノ謂ソヤ。【末灯鈔】ノ信行ノ一念ノ御釈ノ如キ、一声ヲモセン十声ヲモセント云ヘル御誓ヒヲ聞テ疑ハス信スルハ、信行ヒトツコトナリト御示アリ。コレヲ汝ハ信行ノ二ツヲ並ヘ意業口業ヲ揃ヘル御勧化

ト責ルヤ。念仏往生ト深ク信シテ称ル者ヲモ意口信行ヲ並ルト云フヤ。若然ハ聖人ヲ破斥セルナリ。汝カ前ニ三業頼ミヲ救ヒ、又助タマヘト頼ムヲ南無阿弥陀仏ノ訳語トセルコソ、実意口ヲ並信行ヲソロヘテ往因決得セル邪義ナリ。アアカナシ。

【五十四丁右】

次ニ久唱寺ヲ述テ願成就ノ信ノ一念ノミニ順シテ、第十八願ノ趣ヲ以テ示シタマフ御教化ノ御言ニ指ツカヘルト云ヘルモ甚不然。久唱寺云分、成就ノ文ニ順スルノミナラス、第十八願ノ趣ニモ全クツカヘタルコトナシ。偽者ノツカヘルト思フハ第十八願ハ信［意］行［口］並ヘ誓ヒタマヘルト思ヘルヨリシテ、久唱寺云分ヲツカヘルト思ヘリ。コレハ偏計所執妄情縄ヲ蛇ト見テ恐オソルルカ如シ。今偽者ニ問ン。願文ト成就トハ一ツナリヤ、異ナリヤ。若一ナリト云ハハ、成就ノ文ニ順セハ又第十八ノ因願ニモ順スヘシ。何故ソ久唱寺ヲタタ成就ノ文ニハカリ順シテ因願ニ順セスト云ヤ、又若異ナリト云ハハ、成就ノ文ト云ヘカラス。如何。

弾曰、高祖ノ言ク、「行ト申スハ本願ノ名号ヲ一声トナヘテ［乃至十念］往生

【五十四丁左】

スト［若不生者］申コトヲ聞テ一声ヲモ称ヘ若シハ十念ヲモセンハ行ナリ。コノ御誓ヲ［称我名字ト願シツツ］ト聞キテ疑フ心ノスコシモナキヲ［至心信楽欲生我国］信ノ一念トハ申スナリ［文］。是第十八願ノ正義ナリ。尓ルニ久唱寺ハ一念ニテ

御助ケ一定トウタカハサレハ信心トキハメタルハ全ク今ノ願意ヲ信シ
タル分ナシ。但シ成就ノ信ノ一念ノ御言ニカタヨレトモ、実ニモトヨリ成
就ノ信ノ一念ニモ符ハス。今ハシハラクソレニカタキリテ執スル所ヲ誡メ
タマヘルナリ。次ニ願文成就同ナリヤノ問難ハコレ何ノ謂ソヤ。彼等ハ、
願文ヲフリソヒタル成就ノ一念ト思ヒタランハ、異ヲ成スルノ失アリ。コ
レモト願文成就ノ正意ヲシラサルナリ。我カ異見ニアラスヤ。

次ニ但是信ト行トヲカタキリテ別物ト思ヒ、信ノ一念行ノ一
念相離レサル御教ヲ会得セサル誤ニ候ト云ヘル。又甚心得

【五十五丁右】

カタシ。偽者ノ意業ヲ以テ信トシ、口称ヲ以テ行トシ、信行並テ
往生ノ因トスト云ヘリ。既ニ如是タル時ハ、タタ信心ハカリニテハ往
生治定スヘカラス。必ス口称ヲ待テ業事成弁スヘシ。若然リ
ト云ハハ、何故ソ祖師モ蓮師モタタ信心ハカリヲ以テ生因ト
シタマヒタルヤ［文ハ甚多不遑枚挙］。偽者又何故ソ上ニ信行ソロヘネハ往
生セストハカラハンハ、又是自力ノクワタテト云ヘルヤ。偽者既ニ信
ノ一念［成就ノ文］ハカリニ順シテハ、因願ノ口称ヲ欠ク。故ニ［誤リナリト云ニアラスヤ即
信行ソロハネハ往生セスト云カユヘニ］自ラ自力ノ穴ニ堕ス。不便ナル哉々々。
弾曰、必ス口称ヲ待テ業事成弁スヘシトハ邪篇往々コノ似破
ヲナセリ。コレ一計ノ邪執ニシテ前ニ委ク斥ス。重テ斥スルニタラスト云
ヘトモ、汝カ邪執ノ深キヲ悲ンテ又コレヲ示サン。意業テハタラスシテ

【五十五丁左】

口業ヲ待テ業事成弁スルトハ汝カコトナリ。汝前ニ三業頼ヲ救
釈シテ正義ニナセリ。三業頼ヲ執シタレハ意業ハ云ニ及ハス。身
業礼拝ノ義マテヲ以テ業事ヲ成弁スルナリ。コレ非本願ノ行
ナルコトヲ不了シテ、論ノ身口意三念門ヲ裁テ取テ信ノ一念ニシナセリ。
コレコソ口称ヲ待往因ヲ決得スル人ナリ。況ヤ助ケタマヘト云ヲ南無
阿弥陀仏ノ釈言ト定タレハ、南無阿弥陀仏ハコレ行ナリ。汝カ口上
頼ノ助ケタマヘハ正ク口称ノ行ニ当ル。故ニ意業口称ヲ揃ヘテ往因ヲ
キハムルトハ汝ニ非スヤ。何故ソ祖師モ蓮師モタタ信心ハカリヲ以テ
生因トシタマヒタルヤトハ、他ヲ責ルニアラス、自ラヲトカムルナリ。可知。

次ニ念仏口称シテ往生スルソト疑ハレテ念仏申サント思ヒ
立信ノ一念ナリト立ル全体ノ称名願体ナリ。如所言念仏

【五十六丁右】

［口称］申セハ往生スルソト疑ヒハルル処カ信ノ一念ナラハ、仏助ケタマヘ
ト頼ミ奉ル意業ハ何トカ名クヘキヤ。上ニ心ニ頼ミ［助タマヘ］奉テ口ニ頭ス
時ハ南無阿弥陀仏ト称ルヨリ外ノコトナキコトニテ候ト云ヘル。
一心ニ頼ミ奉テトハ意業ニ仏助タマヘト頼ムコトニアラスヤ。若
是カ信ノ一念ナラハ今ノ念仏申セハ往生スルソト信スル信ノ
一念ニアラサルヘシ。何レカ是ナルヤ、但シ上ニ心ニ頼ミ奉ルト云ハ、ヤハリ
念仏申セハ往生スルソト信スル信ナリヤ。若然リト云ハハ、『御

文】一通々々ニ仏助ケタマヘト頼奉レト仰セラレシハ、何ト云コト
ソヤ。偽者幸ニ其名ヲ付ヨ。
弾曰、念仏シテ往生スルソト疑ヒハレテ念仏申サント思ヒ立信ノ
一念ナリトノタマヘルヲ嫌ヘルコト邪篇貫通ノ一邪計也。宗門ノ大邪
【五十六丁左】
義コレニスキタルハナシ。大イニ願意ヲ破リ七祖高祖等ノ法脈一時
ニ断尽セリ。タレノ人カ悲マサランヤ。『歎異鈔』ニ云、「弥陀ノ誓願不思
議ニ［乃至］念仏申サント思立ココロノオコル［信ノ一念ナリ須著眼］則摂取不捨ノ
［乃至］タマフナリ［文］」。明ニ念仏往生ノ誓願ト信シテ念仏申サント思ヒ
立テイマタ口チ端ニアラハレヌキサミヲ信ノ一念摂取ノ場所トキハメタ
マヘリ。誓願不思議トノタマヒシハ、汝何コトト思ヘルヤ。『末灯鈔』云「タタ
誓願ノ不思議ト信シ又名号ヲ不思議ト一念信シ称ヘツルウ
ヘハ、何条我カハカライヲイタスヘキ［文］」。明知レ、弥陀ノ誓願不思議
トハ名号不思議ノ事ナリ。念仏往生ノ事ナリ。コノ名号ヲ称ヘン
者ヲ極楽ヘ迎ントアル御誓ヲ信スルカ信ノ一念ナリ。コレヲ邪義ト云
ハハ、高祖ハ邪義ニナリヌヘキナリ。次ニ、仏助ケタマヘ頼奉ル意業ハ
【五十七丁右】
何ト云ヘキヤ。幸ニ其名ヲツケヨトハコレ何ノタワコトソヤ。心ニ誓願不
思議名号不思議ヲ頼ムコトナリ。汝カ執スル如ク、空ニ思ヒヲメクラシ
又ハ口上ニ述ルコトニハアラス。念仏往生トフカク頼ミツクコトナリ。汝何ソコレ

ニ迷ヘルヤ。次ニ心ニ頼ミ奉テ口ニアラハス時ハ、南無阿弥陀仏等トノタマヘルヲ汝カ空ニ思ヒヲメクラシ、或ハ口上頼ミニ引キ入ントスルコト甚シキ愚計ナリ。『御文』ノ御助ケ候ヘトハ宗門ノ要言タレカコレヲフサカンヤ。尓レトモ汝カ心得タル空ニ助タマヘノ思ヲナシ口上ニ述テコトヲスマスコトニハアラス。一通々々ニ六ノ字ノイハレヲ御示シ有テ、其六字ヲアラ信シマスノ本願ヤ、アラ行シヤスノ名号ヤト頼ミツクコトヲノタマヘリ。アヘテ邪正ヲ混スルコトナカレ。

次ニ他力ノ信心ヲ得テ称フル名号ナレハ自身往生ノ業トハカ

【五十七丁左】

ラヒツノルヘキニアラスト云ヘル。忽自語相違ス。向ニ既ニ念仏［口称］シテ往生スルソト疑ハレテ念仏申サント思ヒ立［ミナコレハカラヒ］信ノ一念ト云ヘリ。然レハ今他力ノ信ヲ得テト云ヘルモ念仏申セハ往生スルソト疑ヒ晴レタル信ニシテ仏助ケタマヘト頼ミ奉ル信ニ非ルヘシ。ソノ上ニ称ル名号ナレハコレコソ自身往生ノ業トハカラヒツノルニアラスヤ。上ニモ喩シコトク、物ノタネヲマケハ出生スルモノト疑ハサルカ信ナリ。此信アリトモ、タネヲマカネハ出生スヘキヤウナシ。出生スルハカナラスタネノ徳ナリ。信ヨリ芽ヲ出スニアラス。今モソノコトク名号ノ種子ヨリコソ往生ノ芽ハ生スレ、タタ疑ハヌハカリニテハ何ヲ以テカ往生ヲ得ン。

当知、称ル名号実ニコレ往生ノ業ナリ。偽者何ソ自立発

妄シテ往生ノ業トツノルヘカラスト云ヤ、偽者ノ所言タタ称フル

【五十八丁右】

名号ヲ往生ノ業トツノル自力ノ計ヒノミニアラス。衆生往
生ノ生因ハタタ信心一ツトノタマヘル高祖蓮祖ノ御教化一
時ニ潰了レリ。実ニ法流ノ衰ヘト云ヘシ。可悲。

弾曰、汝ハ念仏シテ往生スルソト疑ヒハレテ念仏申ストノタマヘルヲ、称名ヲ自身往生ノ業トハカラヒ募ルト思ヘリ。然ラハ、聖人ノ念仏シテ弥陀ニタスケラレマヒラスヘシト信シサセタマヒシモ、自身往生ノ業トハカラヒツノリタマフ御意ナリヤ。又本願ヲ信シテ念仏申サハ仏ニナルト言ヒシモ、同ク称名ヲ自身往生ノ業トツノリタマフ御意ナリヤ。汝好ンテ他ヲ責トシテ聖人ノ御領解ニモトツクコトヲ省ミサルナリ。念仏往生ト深ク信シ念仏セン者ヲ迎ヘントノ本願ソト信シツク一念ニモハヤ業事成弁ス。其時ニ命終セハ必ス往生スルナリ。モシ

【五十八丁左】

ソノ一念ノヒナハ元来念仏ヲ信シタル信ノ一念ナレハ自然ト多念ニ及フ。コレヲ仏恩報謝ノ称名ト云ナリ。何ソ自身往生ノ為トツノルト云ヤ。次ニ物種ノ喩ヲ出セリ。具ニハ前ニ斥セリ。

次ニ、引証セル『歎異鈔』ハ上尽一形ノ称名ヲ念仏ノ申サルトノタマフ。偽者ノ所謂最初口ニ顕シテ頼ム時ノコトニハアラス。次ノ一念ノ信心発得已後ノ念仏ヲハ自身往生ノ業トハ
思フヘカラストノタマヘルモ、往生ヲ信ニ決得シテ其上ニ称フル

報謝ノ称名ノコトナリ。偽者所言最初安心ノ場処ノ
コトニハ非ス。次ニ『口伝鈔』ヲ引、所引ノ意不分明。先ニ所謂
最初口ニ頼ムト云、称名ハ往生ノ行トセンヤ、報謝ノ行トセンヤ。若
往生ノ行ナリト云ハハ何故往生ノ業トハ思フヘカラスト云ヤ。又若

【五十九丁右】

報謝ノ称名ト云ハハ、信［意業］行［口業］並ヘ具セサレハ第十八願
ノ意ニ背ソムクト云。又意業ノ信心ヲ口ニ顕ス頼ミヤウハ、南無阿
弥陀仏ト称フルカ当流ノ安心ナリト云ヤ。
弾曰、『歎異鈔』ハ上尽一形ノ称名ノ事ニシテ、全ク最初口ニ顕シテ
頼ム時ノコトニアラストハ、コレ何ノ言ソ。コノ一段ハ了専寺、久唱寺ヘ対シ
テ惣勧シタマヘル御示シナリ。オヨソ信行ニカタヨルコトハ最初ノ心得
ヨリ相続ノ上ヘワタルモノナリ。大行ノイハレヲモ忘レテ但信心ハカリニテ
往生ストノミ執セル人ハ、最初ノ一念ノ信ヲモミタスノミニアラス、生涯
更ニ相続ノ義ナキナリ。或ハ念仏往生トハカリキキテ、深ク信スル
心モナク、徒ニ称名ハカリヲスルコトト心得タルハ、最初ノ一念ヲ謬ルノミ
ナラス、相続マタ念報ノ道理ニカナハサルナリ。如是信行ノ偏執ハ

【五十九丁左】

信相続ニワタルコトナレハ、委ク勧誡シタマフナリ。汝何ソ安心ノ場処ニ
アラス等ト云ヘルヤ。次ニ『口伝鈔』ヲ引意分明ナラス。文ノ分明ナラサルニ
ハアラス。汝眼カ分明ナラサルナリ。惣勧惣結ノ勢ヒハ釣鎖連珠ナ

レトモ、但タ盲者ノミモノニアツカラス。邪人ノキキニアツカラヌコトヲ恨メヨ。コレモ前ニ同ク信心相続ニ通シテ偏執ヲ誡メタマフナリ。汝ハ一概ニ信ノ一念ノ検義トノミ見テ、コノ処ハ惣勧ニ至リシ事ヲ見サルヤ。次ニ、口ニ顕ス称名ハ往生ノ業トセンヤ、報謝ノ行トセンヤトハ、コレ他ヲ責ルニアラス。自ラ責ルナリ。余ヨリ反質シテ云ン、汝カ執スル三業頼ミテ其口業ハ往生ノ行ナリヤ、マタ報謝ノ行ナリヤ。又助ケタマヘトハ南無阿弥陀仏ノ釈言ト定メタレハ、助ケタマヘトハ行ナリヤ。其行ハ往生ノ大行ナリヤ、又報謝ノ大行ナリヤ。如何々々。

【六十丁右】

弾評議弁　終

此御教戒之破文者、越中備美之老僧西派西光作也。名評議弁也。同再破者同国魚津少将作也。東派名弾評議弁者也。

霊穀山
大念寺蔵書

（殿内恒・井上善幸・高田文英・井上見淳・佐々木大悟・能美潤史・打本弘祐）